

福岡県介護保険広域連合 介護保険事業計画

第8期



令和3年4月
福岡県介護保険広域連合

は じ め に

我が国の介護保険制度は、その創設から20年が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきております。

その一方で、総人口が減少に転じる中、高齢者数は増加しており、2025年（令和7年）にはいわゆる団塊の世代が75歳以上となるほか、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となるなど、介護ニーズの高い85歳以上の人口が今後さらに増加することが見込まれています。



こうした中、人と人及び人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築するために、2025年及び2040年を見据えた中長期的な視野に立ちつつ、今後3年間を計画期間とする第8期介護保険事業計画を策定しました。

今後は、本計画を基本指針とし、構成市町村との連携をさらに強化しながら、介護保険サービスとその他の様々な支援サービスが有機的、一体的に提供される仕組みづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定に当たり、真摯に御議論いただきました介護保険事業計画策定委員会委員の皆様並びに高齢者生活アンケート、在宅生活改善調査により貴重な御意見をいただきました住民の皆様及び介護サービス事業者の皆様にご心より厚くお礼申し上げます。

令和3年4月

福岡県介護保険広域連合長

永原 譲二

第1章 広域連合の概要

第1節 広域連合の沿革	1
1. 広域連合の沿革	1
2. 広域連合の構成市町村と支部	1
第2節 広域連合の業務概要	7
1. 広域連合の業務概要	7
2. 広域連合の業務分担	8

第2章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨	9
1. 我が国の高齢者介護を取り巻く状況	9
2. 広域連合における第8期計画策定の趣旨	12
第2節 計画の位置づけ	13
1. 法令等の根拠	13
2. 他制度による計画等との整合・調和	13
3. 計画の期間	14
第3節 計画策定に向けた取組及び体制	15
1. 計画策定委員会	15
2. 被保険者の意見の反映	15
3. 構成市町村及び県との連携	16

第3章 被保険者の現状

第1節 被保険者及び要介護等認定者の現状	17
1. 被保険者数の推移(長期)	17
2. 第7期計画期間の被保険者数の推移	18
3. 第7期計画期間の要介護等認定者の推移	19
第2節 各種調査からみた現状	20
1. 高齢者生活アンケート(介護予防・日常生活圏域二ーズ調査)	20
2. 在宅生活改善調査	29
3. サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム入居者状況	39

第4章 介護保険事業の現状

第1節 介護保険サービスの現状	41
1. 居宅サービスの推移	41
2. 地域密着型サービスの推移	49
3. 施設サービスの推移	51
4. 居宅介護支援・介護予防支援の推移	52
第2節 地域支援事業の状況	53
1. 介護予防の効果	53
2. 地域支援事業の実施状況	55

第5章 計画の基本方針

第1節	計画の基本方針	57
第2節	日常生活圏域の設定	58
1.	日常生活圏域の考え方	58
2.	広域連合における日常生活圏域の設定	58

第6章 被保険者の推計

第1節	被保険者の推計	59
1.	被保険者の推計	59
第2節	要介護等認定者の推計	60
1.	要介護等認定者の推計	60

第7章 介護給付等対象サービスの利用量の見込み

第1節	推計方法とサービス利用者数の概要	63
1.	介護保険サービス利用者の区分	63
2.	サービス利用量の推計手順	64
3.	サービス区分別の利用者数の推計	65
第2節	施設・居住系サービスの利用者数の見込み	66
1.	施設・居住系サービスの利用者数	66
2.	地域密着型サービスの必要利用定員総数	67
第3節	居宅サービス、地域密着型サービスの利用者数の見込み	68
1.	在宅サービス等の利用者数	68
第4節	介護給付等対象サービスの利用量の見込み	70

第8章 地域支援事業

第1節	地域支援事業の概要	81
1.	地域支援事業の概要	81
第2節	介護予防・日常生活支援総合事業	82
1.	介護予防・日常生活支援総合事業の概要	82
2.	介護予防・生活支援サービス事業	83
3.	一般介護予防事業	84
第3節	包括的支援事業	85
1.	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	85
2.	包括的支援事業(社会保障充実分)	87
第4節	任意事業	93
1.	任意事業	93

第9章 介護保険事業費の算定

第1節 介護保険事業費の算定	95
1. 介護保険給付費の算定手順と介護保険事業費の負担割合	95
2. 介護保険サービス給付費と地域支援事業費の見込み	96
第2節 保険料の算定	97
1. 所得段階別保険料	97
2. グループ別保険料	98
3. 保険料算定の基礎数値とグループ別保険料	101

第10章 計画推進の方策

第1節 自立支援・重度化防止への取組	109
1. 介護保険に関する情報提供・啓発	110
2. 被保険者や構成市町村の状況把握・点検、情報共有	110
3. ケアマネジメントの適正化(ケアプランの点検)	110
4. 取組と実施目標一覧	111
第2節 介護給付等に要する費用の適正化への取組(介護給付適正化計画)	112
1. 要介護等認定の適正化対策	113
2. ケアマネジメントの適正化対策	114
3. 介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策	117
4. 取組と実施目標一覧	119
第3節 事業の円滑実施のための施策	120
1. 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス提供基盤の整備	120
2. 市町村の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進	120
3. 利用者本位の情報提供・相談体制の充実	120
4. 低所得者への対応	121
5. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上	121
6. 介護サービス事業者等の業務効率化に向けた支援	122
7. 介護保険料納付方法の拡大と公平性の担保	122
8. 介護保険事業計画の進捗状況等の点検・評価	122
9. 災害・感染症対策への取組	123

付属資料 第8期介護保険事業計画策定委員会関連

■福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会 設置要綱	125
■第8期介護保険事業計画策定委員会 委員名簿	127
■第8期介護保険事業計画策定委員会 審議経過	128

付属資料 要介護等認定等に関わる状態像

■認知症高齢者の日常生活自立度の目安	129
■障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の目安	129

付属資料 介護保険サービスの概要

■居宅サービス	131
■地域密着型サービス	133
■施設サービス	134
■居宅介護支援	134

付属資料 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における項目評価方法

■生活機能等の評価・判定方法	135
1. からだを動かすことについて	135
2. 食べることについて	136
3. 毎日の生活について	137
4. 健康について	138

付属資料 用語の解説(50音順)

■付属資料 用語の解説(50音順)	139
-------------------------	-----

***** 用語の使い方について *****
本計画では、以下の用語について、次のように定義しています。
次頁からの計画書本文をお読みいただく前にご確認ください。

障がい

本計画では、原則として、「障害」を「障がい」と表記する。
ただし、法令・条例や制度等の名称、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合や、文章の流れから「障害」と表記した方が適切な場合等については、「障害」と表記する。

第1章



広域連合の概要



赤村



芦屋町



糸田町

第1節 広域連合の沿革

1. 広域連合の沿革
2. 広域連合の構成市町村と支部

第2節 広域連合の業務概要

1. 広域連合の業務概要
2. 広域連合の業務分担

第1節 広域連合の沿革

1 広域連合の沿革

福岡県介護保険広域連合（以下、「広域連合」という。）は、平成11年7月1日に県下71市町村を構成市町村として誕生しました。なお、区域が広範囲となるため、県内の保健福祉環境事務所管轄区域を基本として生活圈域ごとに14支部を設置しました。

さらに同年9月29日には八女郡立花町が加わり、72市町村（4市60町8村）を構成市町村として平成12年4月の介護保険制度開始を迎えました。

その後、平成15年度以降の市町村合併に伴う市町村の脱退や、合併後の新市町村の再加入等により構成市町村の異動があり、令和2年度末の構成市町村は8支部33市町村（5市26町2村）となっています。

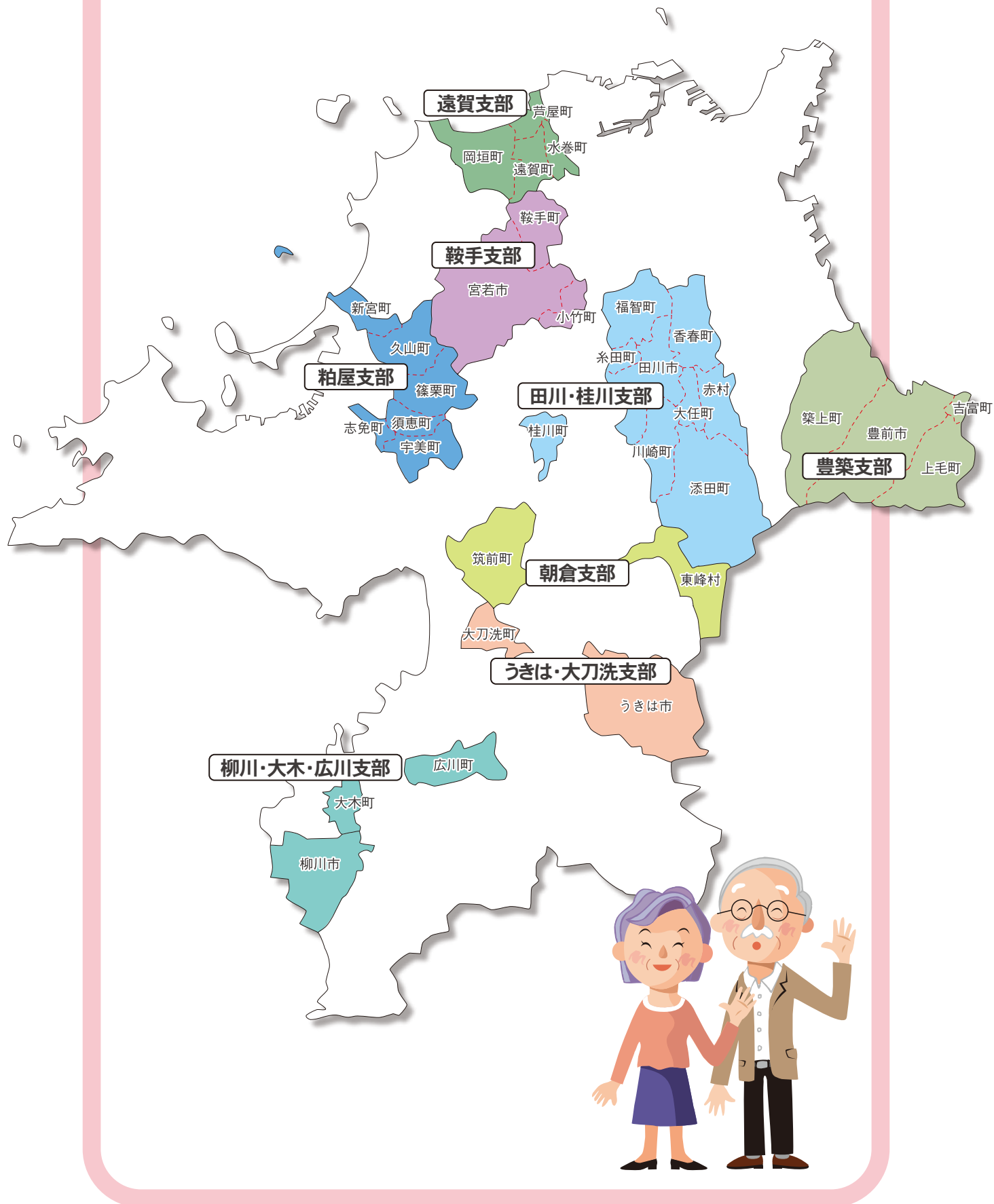
この間、介護保険制度は、平成17年度以降、3年ごとに「地域包括ケアシステム」に主眼を置いた制度改革が行われてきました。広域連合においても、当初、支部単位で設置していた地域包括支援センターを、第5期計画期間（平成24～26年度）に構成市町村単位に拡充する等、地域包括ケアシステム推進のために必要な体制整備を進めてきました。

2 広域連合の構成市町村と支部

●図表1-1 構成市町村と支部（8支部 5市26町2村）

福岡県介護保険 広域連合	粕屋支部 (6町)	宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、 新宮町、久山町
	遠賀支部 (4町)	芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	鞍手支部 (1市2町)	宮若市、小竹町、鞍手町
	朝倉支部 (1町1村)	筑前町、東峰村
	うきは・大刀洗支部 (1市1町)	うきは市、大刀洗町
	柳川・大木・広川支部 (1市2町)	柳川市、大木町、広川町
	田川・桂川支部 (1市7町1村)	田川市、桂川町、香春町、添田町、 糸田町、川崎町、大任町、福智町、赤村
	豊築支部 (1市3町)	豊前市、吉富町、上毛町、築上町

●図表 1 - 2 構成市町村と支部の位置



●図表 1 - 3 構成市町村と支部の地域特性（人口・高齢化率） [平成27年国勢調査]

		総人口 [人]	高齢者 人口 [人]	うち 75歳以上 [人]	高齢化率	後期 高齢化率
広域連合全体 5市26町2村		702,291	205,319	101,842	29.2%	14.5%
粕屋支部 6町		180,225	40,275	17,671	22.3%	9.8%
宇美町		37,927	8,845	3,589	23.3%	9.5%
篠栗町		31,210	7,165	3,333	23.0%	10.7%
志免町		45,256	9,947	4,484	22.0%	9.9%
須恵町		27,263	7,066	3,013	25.9%	11.1%
新宮町		30,344	4,969	2,161	16.4%	7.1%
久山町		8,225	2,283	1,091	27.8%	13.3%
遠賀支部 4町		93,662	28,481	13,752	30.4%	14.7%
芦屋町		14,208	4,108	2,083	28.9%	14.7%
水巻町		28,997	8,754	4,132	30.2%	14.2%
岡垣町		31,580	9,821	4,924	31.1%	15.6%
遠賀町		18,877	5,798	2,613	30.7%	13.8%
鞍手支部 1市2町		51,929	17,746	9,177	34.2%	17.7%
宮若市		28,112	9,312	5,084	33.1%	18.1%
小竹町		7,810	2,907	1,504	37.2%	19.3%
鞍手町		16,007	5,527	2,589	34.5%	16.2%
朝倉支部 1町1村		31,480	9,151	4,578	29.1%	14.5%
筑前町		29,306	8,270	4,015	28.2%	13.7%
東峰村		2,174	881	563	40.5%	25.9%
うきは・大刀洗支部 1市1町		44,647	13,338	6,938	29.9%	15.5%
うきは市		29,509	9,414	4,967	31.9%	16.8%
大刀洗町		15,138	3,924	1,971	25.9%	13.0%
柳川・大木・広川支部 1市2町		102,136	29,909	15,398	29.3%	15.1%
柳川市		67,777	20,815	10,890	30.7%	16.1%
大木町		14,176	3,651	1,741	25.8%	12.3%
広川町		20,183	5,443	2,767	27.0%	13.7%
田川・桂川支部 1市7町1村		139,600	46,595	23,984	33.4%	17.2%
田川市		48,441	15,480	7,962	32.0%	16.4%
桂川町		13,496	4,065	1,937	30.1%	14.4%
香春町		10,861	4,044	2,058	37.2%	18.9%
添田町		9,924	3,863	2,110	38.9%	21.3%
糸田町		9,020	3,142	1,660	34.8%	18.4%
川崎町		16,789	5,663	2,819	33.7%	16.8%
大任町		5,176	1,784	978	34.5%	18.9%
福智町		22,871	7,456	3,879	32.6%	17.0%
赤村		3,022	1,098	581	36.3%	19.2%
豊築支部 1市3町		58,612	19,824	10,344	33.8%	17.6%
豊前市		25,940	8,964	4,671	34.6%	18.0%
吉富町		6,627	1,987	995	30.0%	15.0%
上毛町		7,458	2,506	1,347	33.6%	18.1%
築上町		18,587	6,367	3,331	34.3%	17.9%

● 図表1-4 構成市町村と支部の地域特性（世帯の状況） [平成27年国勢調査]

		総世帯数 [世帯]	一般世帯数 (※1) [世帯]	一般世帯人口 (※2) [人]	一世帯あたり人員 (※3) [人]	65歳以上の高齢者がいる 一般世帯数 [世帯]	75歳以上の高齢者がいる 一般世帯数 [世帯]
広域連合全体 5市26町2村		264,127	263,300	675,250	2.56	129,318	68,642
粕屋支部 6町		65,939	65,833	174,563	2.65	25,298	11,956
	宇美町	13,119	13,092	35,719	2.73	5,591	2,517
	篠栗町	11,539	11,520	30,283	2.63	4,363	2,136
	志免町	17,591	17,573	44,402	2.53	6,347	3,051
	須恵町	9,919	9,902	26,465	2.67	4,303	1,906
	新宮町	10,946	10,929	29,673	2.72	3,217	1,530
	久山町	2,825	2,817	8,021	2.85	1,477	816
遠賀支部 4町		36,846	36,758	90,543	2.46	18,185	9,534
	芦屋町	5,573	5,548	13,346	2.41	2,708	1,483
	水巻町	12,220	12,201	28,381	2.33	5,815	2,938
	岡垣町	11,784	11,753	30,330	2.58	6,036	3,311
	遠賀町	7,269	7,256	18,486	2.55	3,626	1,802
鞍手支部 1市2町		20,461	20,366	49,611	2.44	11,213	6,082
	宮若市	10,737	10,683	26,543	2.48	5,701	3,241
	小竹町	3,331	3,315	7,439	2.24	1,837	987
	鞍手町	6,393	6,368	15,629	2.45	3,675	1,854
朝倉支部 1町1村		10,509	10,482	30,121	2.87	5,435	2,849
	筑前町	9,767	9,742	28,046	2.88	4,896	2,486
	東峰村	742	740	2,075	2.80	539	363
うきは・大刀洗支部 1市1町		14,948	14,896	43,256	2.90	8,368	4,813
	うきは市	9,940	9,916	28,775	2.90	5,974	3,486
	大刀洗町	5,008	4,980	14,481	2.91	2,394	1,327
柳川・大木・広川支部 1市2町		35,016	34,921	99,022	2.84	18,728	10,553
	柳川市	23,453	23,398	65,826	2.81	13,187	7,613
	大木町	4,556	4,548	13,889	3.05	2,300	1,200
	広川町	7,007	6,975	19,307	2.77	3,241	1,740
田川・桂川支部 1市7町1村		57,708	57,442	132,431	2.31	29,765	15,922
	田川市	20,955	20,876	45,975	2.20	10,083	5,471
	桂川町	5,226	5,205	13,078	2.51	2,645	1,357
	香春町	4,429	4,416	10,387	2.35	2,586	1,447
	添田町	4,029	4,004	9,438	2.36	2,470	1,446
	糸田町	3,814	3,800	8,575	2.26	2,005	1,035
	川崎町	7,349	7,317	16,124	2.20	3,787	1,933
	大任町	2,052	2,037	4,811	2.36	1,072	563
	福智町	8,727	8,667	21,205	2.45	4,459	2,294
	赤村	1,127	1,120	2,838	2.53	658	376
豊築支部 1市3町		22,700	22,602	55,703	2.46	12,326	6,933
	豊前市	10,070	10,027	24,479	2.44	5,433	3,052
	吉富町	2,589	2,582	6,472	2.51	1,298	691
	上毛町	2,791	2,784	7,274	2.61	1,582	939
	築上町	7,250	7,209	17,478	2.42	4,013	2,251

※1) 一般世帯数とは、総世帯数から施設等の世帯を除いたもの。

※2) 一般世帯人口とは、総人口から施設等の人口を除いたもの。

※3) 一世帯あたり人員とは、一般世帯人口/一般世帯数。

● 図表 1-5 構成市町村と支部の地域特性（高齢者のみの世帯の状況）〔平成27年国勢調査〕

		高齢者単独・夫婦のみ世帯 〔世帯〕			一般世帯に占める高齢者 単独・夫婦のみ世帯の割合		
		計	高齢者 単 世 帯	高 夫 世 帯 （※4）	計	高齢者 単 世 帯	高 夫 世 帯
広域連合全体	5市26町2村	68,765	34,604	34,161	26.1%	13.1%	13.0%
粕屋支部	6町	12,713	5,651	7,062	19.3%	8.6%	10.7%
	宇美町	2,688	1,124	1,564	20.5%	8.6%	11.9%
	篠栗町	2,220	975	1,245	19.3%	8.5%	10.8%
	志免町	3,321	1,535	1,786	18.9%	8.7%	10.2%
	須恵町	2,109	987	1,122	21.3%	10.0%	11.3%
	新宮町	1,704	740	964	15.6%	6.8%	8.8%
	久山町	671	290	381	23.8%	10.3%	13.5%
遠賀支部	4町	10,671	5,041	5,630	29.0%	13.7%	15.3%
	芦屋町	1,659	877	782	29.9%	15.8%	14.1%
	水巻町	3,565	1,889	1,676	29.2%	15.5%	13.7%
	岡垣町	3,448	1,511	1,937	29.3%	12.9%	16.5%
	遠賀町	1,999	764	1,235	27.5%	10.5%	17.0%
鞍手支部	1市2町	6,151	3,373	2,778	30.2%	16.6%	13.6%
	宮若市	2,988	1,680	1,308	28.0%	15.7%	12.2%
	小竹町	1,090	610	480	32.9%	18.4%	14.5%
	鞍手町	2,073	1,083	990	32.6%	17.0%	15.5%
朝倉支部	1町1村	2,340	1,005	1,335	22.3%	9.6%	12.7%
	筑前町	2,098	880	1,218	21.5%	9.0%	12.5%
	東峰村	242	125	117	32.7%	16.9%	15.8%
うきは・大刀洗支部	1市1町	3,308	1,515	1,793	22.2%	10.2%	12.0%
	うきは市	2,405	1,178	1,227	24.3%	11.9%	12.4%
	大刀洗町	903	337	566	18.1%	6.8%	11.4%
柳川・大木・広川支部	1市2町	7,673	3,476	4,197	22.0%	10.0%	12.0%
	柳川市	5,427	2,537	2,890	23.2%	10.8%	12.4%
	大木町	874	347	527	19.2%	7.6%	11.6%
	広川町	1,372	592	780	19.7%	8.5%	11.2%
田川・桂川支部	1市7町1村	18,531	10,935	7,596	32.3%	19.0%	13.2%
	田川市	6,659	4,046	2,613	31.9%	19.4%	12.5%
	桂川町	1,436	783	653	27.6%	15.0%	12.5%
	香春町	1,590	861	729	36.0%	19.5%	16.5%
	添田町	1,516	833	683	37.9%	20.8%	17.1%
	糸田町	1,294	790	504	34.1%	20.8%	13.3%
	川崎町	2,450	1,558	892	33.5%	21.3%	12.2%
	大任町	632	397	235	31.0%	19.5%	11.5%
	福智町	2,591	1,481	1,110	29.9%	17.1%	12.8%
	赤村	363	186	177	32.4%	16.6%	15.8%
豊築支部	1市3町	7,378	3,608	3,770	32.6%	16.0%	16.7%
	豊前市	3,288	1,568	1,720	32.8%	15.6%	17.2%
	吉富町	802	410	392	31.1%	15.9%	15.2%
	上毛町	892	401	491	32.0%	14.4%	17.6%
	築上町	2,396	1,229	1,167	33.2%	17.0%	16.2%

※ 4）高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの世帯。

● 図表 1 - 6 構成市町村と支部の地域特性（高齢者がいる世帯の住居形態）〔平成27年国勢調査〕

		65歳以上の高齢者がいる一般世帯の住居形態 〔世帯〕						持家率
		持ち家	公営・都市 再生機構・ 公社の借家	民営の 借家	給与住宅	間借り	住宅以外	
広域連合全体	5市26町2村	108,903	10,858	8,485	187	480	405	84.2%
粕屋支部	6町	21,144	766	3,049	68	152	119	83.6%
	宇美町	4,839	155	546	11	22	18	86.5%
	篠栗町	3,617	21	676	14	22	13	82.9%
	志免町	4,873	324	1,057	23	31	39	76.8%
	須恵町	3,683	217	331	5	45	22	85.6%
	新宮町	2,792	30	345	13	18	19	86.8%
	久山町	1,340	19	94	2	14	8	90.7%
遠賀支部	4町	14,831	1,935	1,236	27	91	65	81.6%
	芦屋町	2,044	334	278	12	24	16	75.5%
	水巻町	3,916	1,388	457	4	29	21	67.3%
	岡垣町	5,534	122	331	9	23	17	91.7%
	遠賀町	3,337	91	170	2	15	11	92.0%
鞍手支部	1市2町	9,291	1,178	654	15	31	44	82.9%
	宮若市	4,681	585	381	9	16	29	82.1%
	小竹町	1,450	287	89	2	4	5	78.9%
	鞍手町	3,160	306	184	4	11	10	86.0%
朝倉支部	1町1村	4,969	196	230	7	10	23	91.4%
	筑前町	4,458	179	222	7	9	21	91.1%
	東峰村	511	17	8	0	1	2	94.8%
うきは・大刀洗支部	1市1町	7,697	315	314	8	20	14	92.0%
	うきは市	5,428	271	249	6	13	7	90.9%
	大刀洗町	2,269	44	65	2	7	7	94.8%
柳川・大木・広川支部	1市2町	17,197	394	1,042	26	31	38	91.8%
	柳川市	12,022	342	749	21	27	26	91.2%
	大木町	2,166	48	80	2	1	3	94.2%
	広川町	3,009	4	213	3	3	9	92.8%
田川・桂川支部	1市7町1村	22,535	5,454	1,567	26	112	71	75.7%
	田川市	6,863	2,310	810	17	48	35	68.1%
	桂川町	2,264	224	137	6	7	7	85.6%
	香春町	2,185	293	99	0	7	2	84.5%
	添田町	2,041	373	47	0	6	3	82.6%
	糸田町	1,500	341	138	0	20	6	74.8%
	川崎町	2,633	967	172	2	9	4	69.5%
	大任町	878	171	19	1	2	1	81.9%
	福智町	3,567	729	141	0	11	11	80.0%
	赤村	604	46	4	0	2	2	91.8%
豊築支部	1市3町	11,239	620	393	10	33	31	91.2%
	豊前市	4,978	231	187	7	13	17	91.6%
	吉富町	1,155	62	75	1	4	1	89.0%
	上毛町	1,534	21	23	1	1	2	97.0%
	築上町	3,572	306	108	1	15	11	89.0%

第2節 広域連合の業務概要

1 広域連合の業務概要

広域連合では、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事務を行います。

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者資格の取得・喪失・異動の届け等、窓口業務は市町村で行い、それらの情報は広域連合が一括管理します。

(2) 要介護等[※]認定に関する事務

要介護等認定申請の受付等は市町村で行い、認定調査、認定審査及び認定結果通知等は広域連合で行います。

また、広域連合は介護認定審査会委員及び認定調査員の研修等を計画的に行い、公正で正確な要介護等認定を実施します。

※ 要介護等は、要介護・要支援を指します。

(3) 保険給付に関する事務

給付費支給申請等の受付は市町村で行い、給付費支給決定及び支払等は広域連合で行います。

また、広域連合は介護給付が適正に行われるよう、市町村の協力を得て介護給付の適正化事業を実施します。

(4) 指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者に関する事務

広域連合が申請内容を審査し、新規指定及び指定更新を行います。なお、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者）については、新規指定の事業者選定、意見書作成は市町村で行い、新規指定及び指定更新の現地調査は広域連合と市町村で行います。

(5) 地域支援事業等に関する事務

地域支援事業の実施・運営は市町村で行います。

広域連合は市町村が実施する事業に対する支援を行います。

(6) 介護保険事業計画の策定に関する事務

介護保険事業計画は広域連合で策定します。

市町村が策定する老人福祉計画との整合性が求められることから、関連するデータを相互に提供します。

（７）保険料の賦課及び徴収に関する事務

介護保険料の賦課徴収は広域連合で行い、賦課徴収に関して必要な住民情報は、市町村が提供します。なお、納付相談及び滞納保険料の徴収については、市町村と連携して取り組みます。

（８）その他介護保険制度の施行に関する事務

その他、介護保険制度の施行に関する事務として、次の事務を行います。

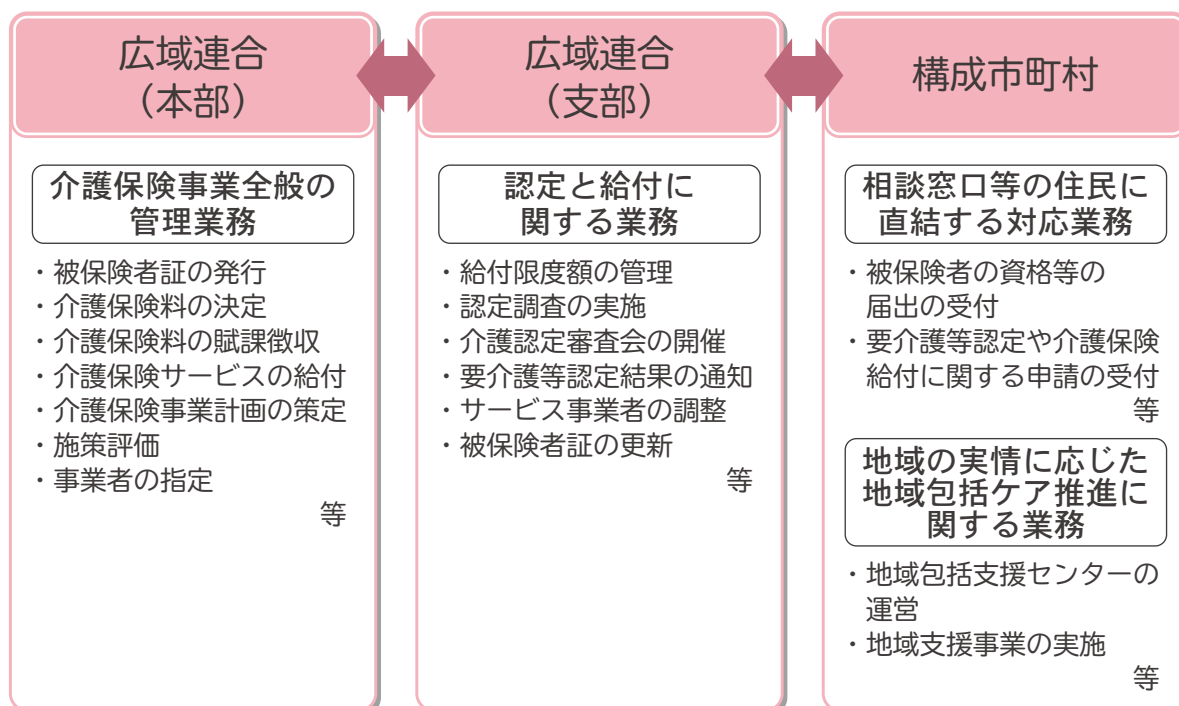
- ・ 苦情、相談等に関する事務
- ・ 人材の育成・確保に関する事務
- ・ 住民サービスの向上に関する事務
- ・ 電算システムに関する事務

2 広域連合の業務分担

広域連合では、前項で示した各業務を本部・支部・構成市町村で行います。

事業全般の管理業務は本部、認定や給付に関する業務は支部、申請や相談の受付に関する業務や地域の実情に応じた地域包括ケア推進に関する業務は構成市町村で行い、業務を分担することにより効率化を図ります。

●図表 1 - 7 広域連合の業務分担



第2章



計画策定の概要



うきは市



宇美町



大木町

第1節 計画策定の趣旨

1. 我が国の高齢者介護を取り巻く状況
2. 広域連合における第8期計画策定の趣旨

第2節 計画の位置づけ

1. 法令等の根拠
2. 他制度による計画等との整合・調和
3. 計画の期間

第3節 計画策定に向けた取組及び体制

1. 計画策定委員会
2. 被保険者の意見の反映
3. 構成市町村及び県との連携

第1節 計画策定の趣旨

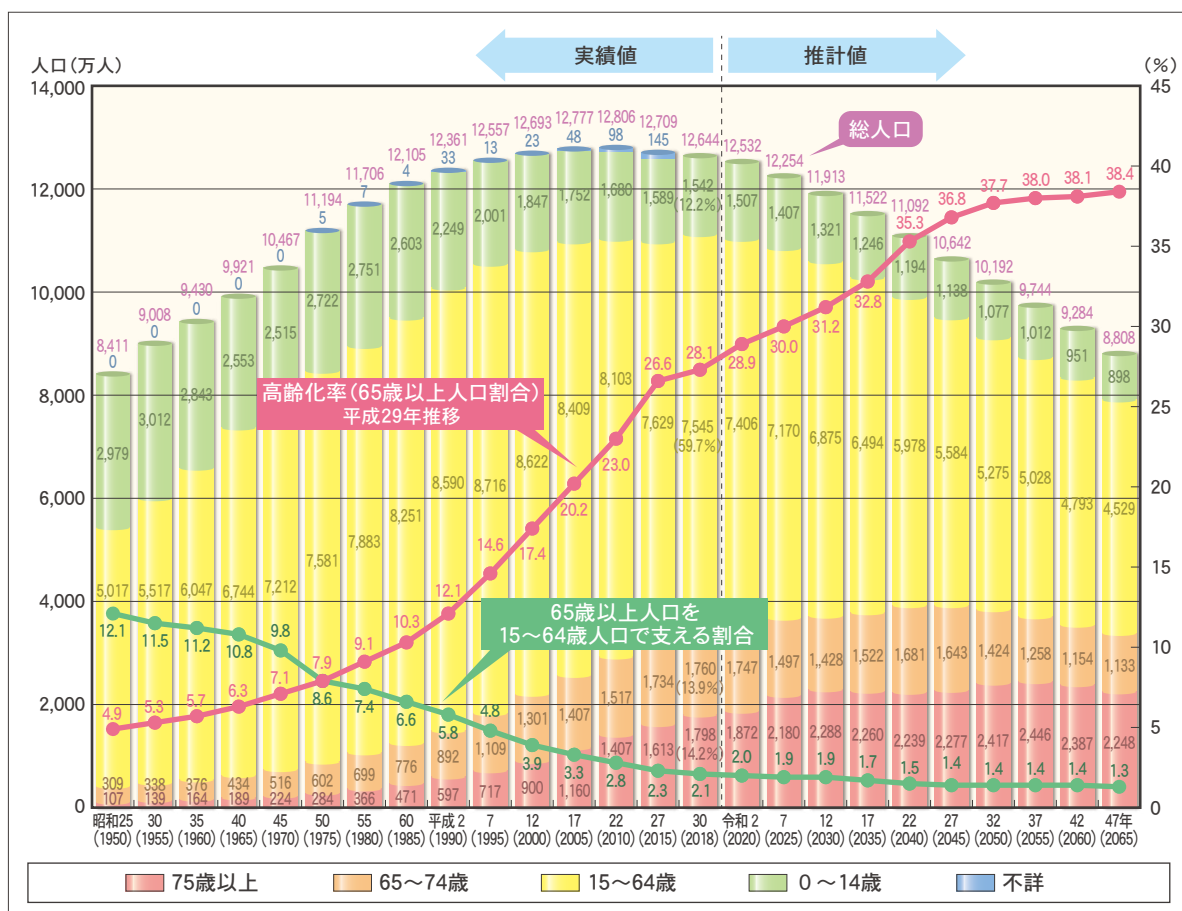
1 我が国の高齢者介護を取り巻く状況

(1) 高齢化のさらなる進行（2025年問題、2040年問題）

我が国は人口減少が本格化するなか、「団塊の世代」（昭和22～24年頃生まれの人）及び長期的に見れば「団塊ジュニア世代」（昭和46～49年頃生まれの人）の高齢化により今後さらに急速に高齢化が進行し、65歳以上の高齢者人口は令和7（2025）年には3,677万人となり、令和24（2042）年に3,935万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。

また、75歳以上高齢者人口に着目すると、令和36（2054）年まで増加傾向が続き、令和47（2065）年には約3.9人に1人が75歳以上になると見込まれています。このため、一人暮らしや高齢夫婦世帯、認知症高齢者等の支援を要する高齢者が大幅に増加し、医療や介護の需要がさらに増加することが予測されています。

●図表2-1 我が国の高齢化の推移と将来推計



資料：棒グラフと実線の高齢化率については、2015年までは総務省「国勢調査」、2018年は総務省「人口推計」（平成30年10月1日確定値）、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果。

（注）2018年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国勢調査年齢・国籍不詳をあん分した人口（参考表）」による年齢不詳をあん分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

資料/令和元年版高齢者白書（内閣府）

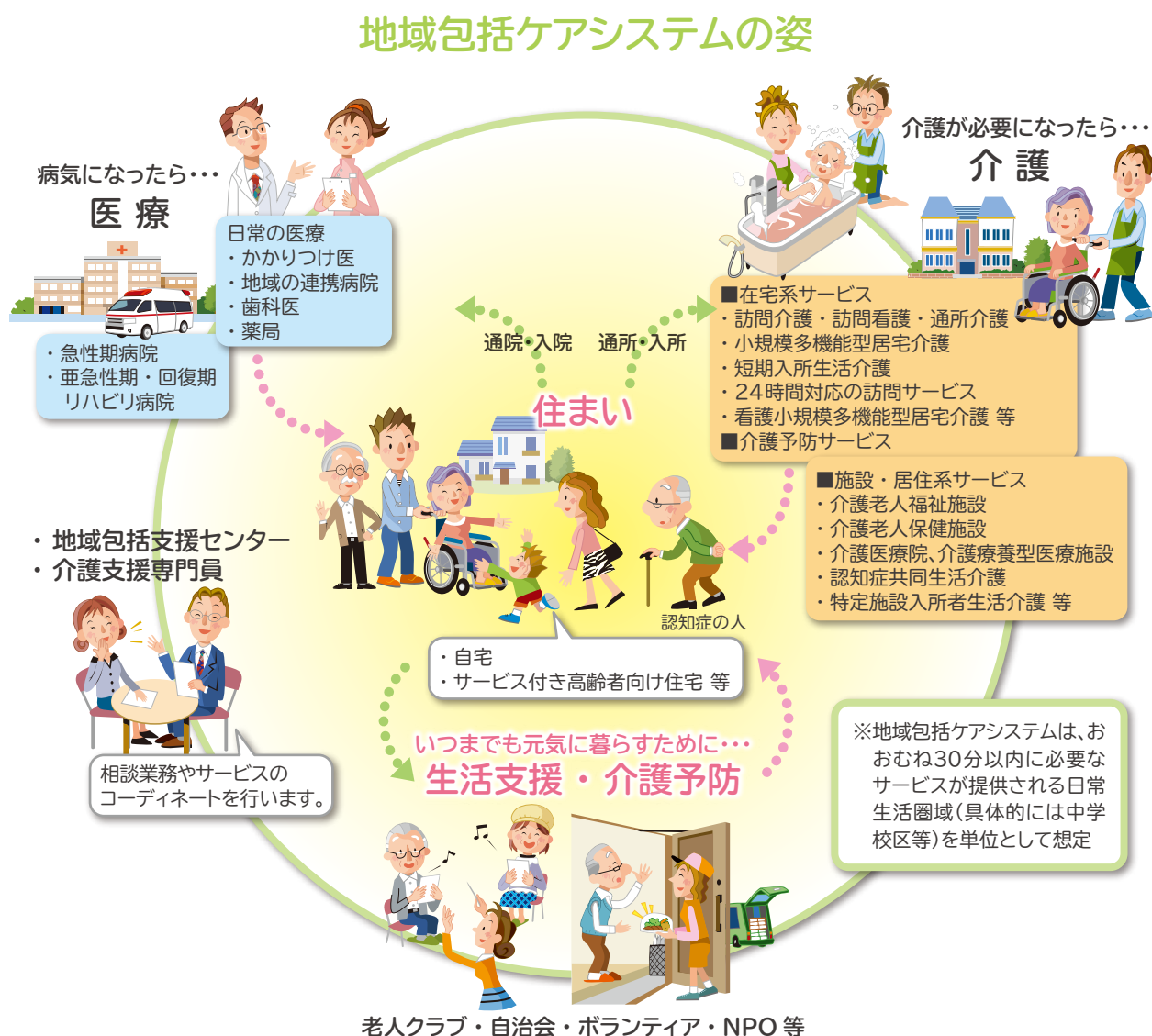
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組

国は、令和7（2025）年を目途として、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を可能な限り続けられるよう、地域の医療、介護、生活支援・介護予防の包括的な支援・サービス提供の体制（地域包括ケアシステム）構築を推進しています。

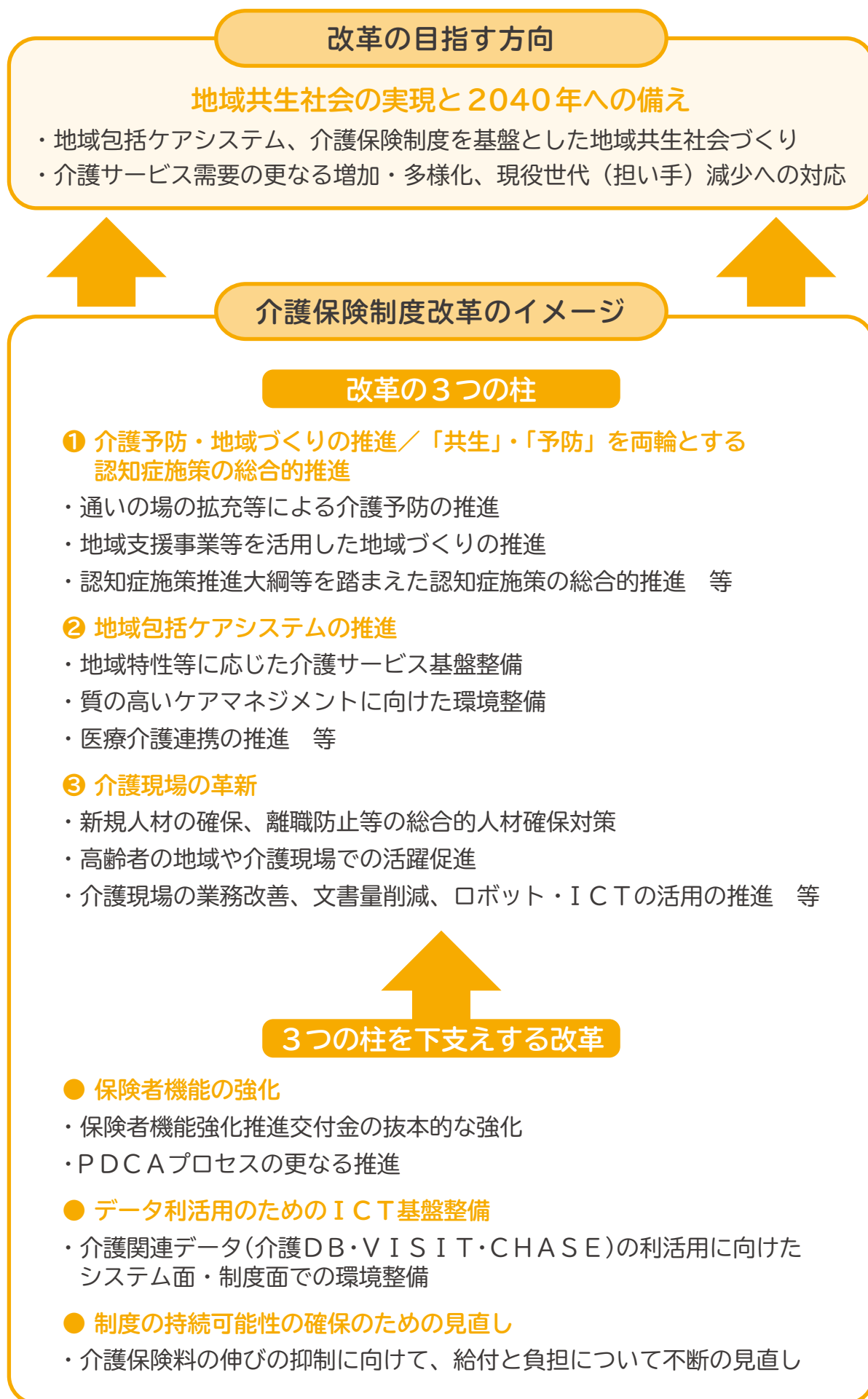
平成29年の介護保険制度改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」平成29年5月26日成立）では、高齢者の「自立支援」と要介護状態の「重度化防止」を図るとともに、介護保険制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするため、制度改正が行われました。

さらに、令和2年度の介護保険制度改正では、『地域共生社会の実現と2040年への備え』が方向性として掲げられており、具体的には「地域包括ケアシステム、介護保険制度を基盤とした地域共生社会づくり」「介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代（担い手）減少への対応」が目指されています。

●図表 2-2 地域包括ケアシステムの概要



●図表 2-3 令和2年介護保険制度改革の概要



2 広域連合における第8期計画策定の趣旨

平成12年4月の介護保険制度の開始から21年目を迎えようとしています。

広域連合では設立理念である「構成市町村のどこに住んでいようと、公平・平等な介護保険サービスを安心して受けられる」をもとに、国の制度改正等に適切に対応しながら、構成市町村と連携して、介護保険事業を進めてまいりました。

第8期計画においては、第7期計画と同様に「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年に加え、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた取組が必要とされています。

また、今般の介護保険制度改正の内容を踏まえ、各構成市町村において、その地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築が図られるよう、構成市町村との連携をさらに強化しながら、介護保険サービスとその他のさまざまな支援サービスが有機的・一体的に提供されるようなしくみづくりをさらに推進していくことも必要です。

このような課題を踏まえて、その解決に向けた取組を進めるため、介護保険法の規定に基づき、令和3～5年度を計画年度とした第8期介護保険事業計画を策定するものです。



第2節 計画の位置づけ

1 法令等の根拠

本計画は、介護保険法第116条に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）及び第117条に基づき策定しました。

2 他制度による計画等との整合・調和

本計画は、広域連合が定める「広域計画」を踏まえるとともに、構成市町村におけるそれぞれのまちづくりの基本指針等を示す「総合計画」（マスタープラン等）や全ての高齢者を対象とした保健福祉分野の施策を盛り込んだ「老人福祉計画」と整合性を図りながら策定しました。

また、広域的な対応が必要となる医療・介護連携や施設サービスの基盤整備、介護に関わる人材の確保等については「福岡県医療計画」や「福岡県高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）」等の県の関連計画と整合性を図りながら推進していきます。

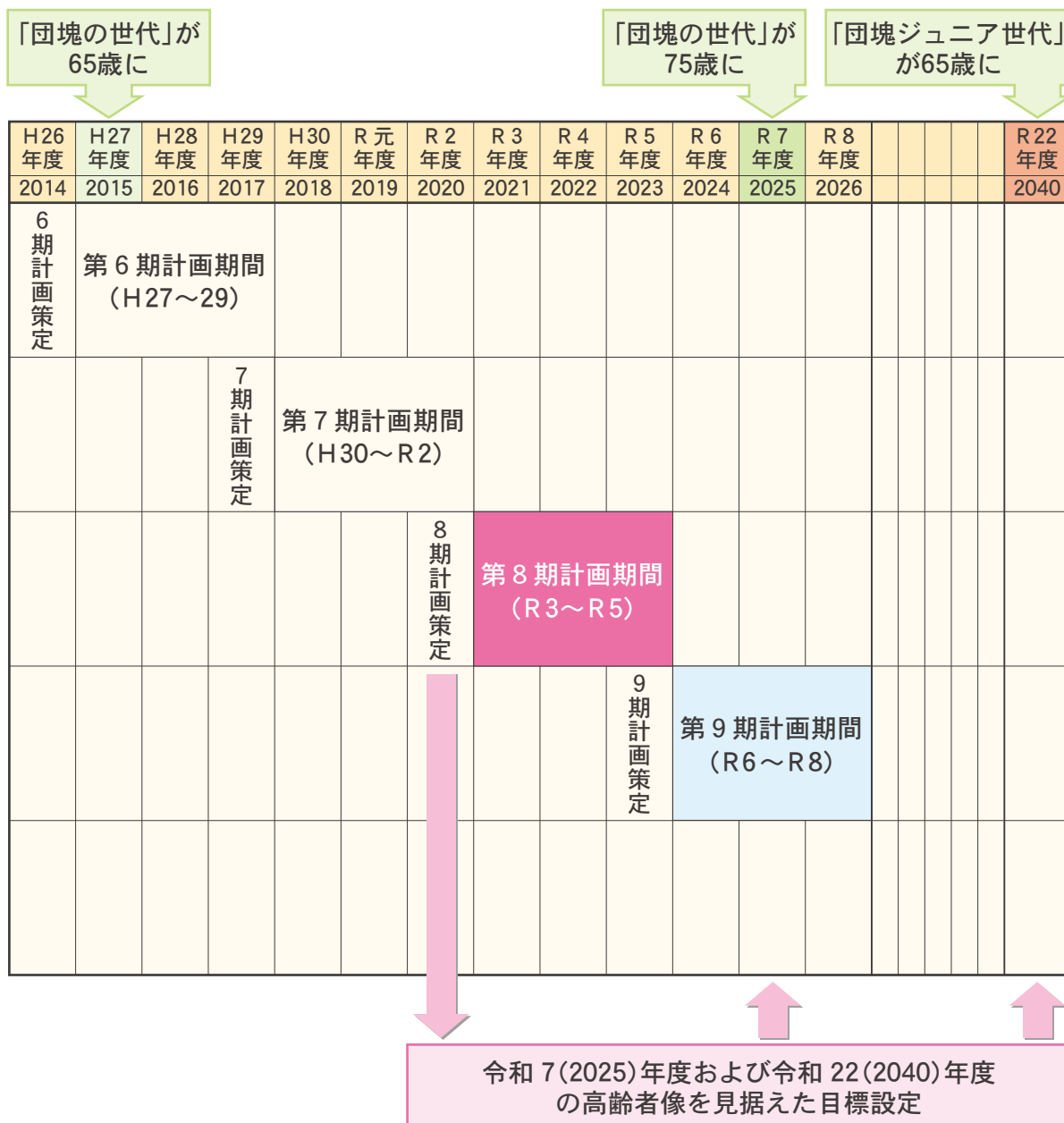


3 計画の期間

本計画（第8期計画）は、介護保険法の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの3か月年を計画期間とします。

なお、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7（2025）年度と「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年度の高齢者人口やサービス水準等も推計し、中長期的な視点に立って策定します。

●図表2-4 計画策定の期間



第3節 計画策定に向けた取組及び体制

1 計画策定委員会

広域連合では、計画策定にあたり幅広く意見を求めるため、介護保険事業計画策定委員会※を設置いたしました。

設置期間は計画策定年度の令和2年5月から12月まで、委員は被保険者代表、保健・福祉・医療関係者、有識者等で構成しました。策定委員会では事業計画策定の審議等の中で広域連合における介護保険事業の理解と、運営に関わる意見や政策に関する提言をいただきました。それらの意見・提言は広域連合の事業計画への反映、今後の事業運営への参考とさせていただきました。

また、広域連合の公式ホームページにおいて、策定委員会での審議内容を公開しました。

※ 策定委員会設置要綱及び委員名簿は、巻末付属資料「第8期介護保険事業計画策定委員会関連」に掲載

2 被保険者の意見の反映

本計画の策定にあたり被保険者の意見を反映するために、以下のことを行いました。

(1) 被保険者代表の委員

事業計画策定の諮問機関である「第8期介護保険事業計画策定委員会」の策定委員13名中2名を被保険者の代表としました。

(2) 策定委員会の公開

策定委員会は公開とし、審議過程については広域連合の公式ホームページにて議事録を公開し、一般の方への周知を図りました。

※ 新型コロナウイルスの感染防止対策として、傍聴は控えていただいた。

(3) アンケート調査の実施

計画策定の基礎資料として、国が推奨する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に準拠した内容のアンケート調査を実施しました。

アンケート調査結果を事業計画策定委員へ配付し、被保険者や家族介護者の実態及び意向に関する基礎資料として、審議の参考としていただきました。

(4) パブリックコメント（意見募集）の実施

令和2年12月に計画原案に対するパブリックコメント（意見募集）を広域連合の公式ホームページにて実施し、計画原案に対する被保険者等からの意見聴取とその反映に努めました。

3 構成市町村及び県との連携

計画策定にあたっては、今般の介護保険制度改正への対応や施設整備方針等について、構成市町村及び県とも十分に協議を行い、策定作業を進めました。



第3章



被保険者の現状



大任町



岡垣町



遠賀町

第1節 被保険者及び要介護等認定者の現状

1. 被保険者数の推移(長期)
2. 第7期計画期間の被保険者数の推移
3. 第7期計画期間の要介護等認定者の推移

第2節 各種調査からみた現状

1. 高齢者生活アンケート(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)
2. 在宅生活改善調査
3. サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム入居者の状況

第1節 被保険者及び要介護等認定者の現状

1 被保険者数の推移（長期）

平成12年から令和2年までの5か年ごとの人口推移をみると、総人口は平成12年より減少傾向であり、令和2年には701,757人となっています。

高齢化率を全国平均と比べると、平成12年以降は2～3ポイントの差で広域連合の高齢化率が全国平均を上回っています。

●図表3-1 5か年ごとの人口と高齢化率の推移

（単位：人、％）

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	備考
総人口(A)	737,981	732,118	719,129	702,291	701,757	
40～64歳人口(B)	258,867	250,363	240,015	224,587	218,764	第2号被保険者
比率B/A	35.1	34.2	33.4	32.0	31.2	
高齢者人口(C)	151,049	167,442	181,546	205,319	220,478	65歳以上
比率C/A	20.5	22.9	25.2	29.2	31.4	高齢化率
前期高齢者人口(D)	83,696	85,663	88,106	103,477	110,755	65～74歳
比率D/A	11.3	11.7	12.3	14.7	15.8	前期高齢化率
後期高齢者人口(E)	67,353	81,779	93,440	101,842	109,723	75歳以上
比率E/A	9.1	11.2	13.0	14.5	15.6	後期高齢化率
全国高齢化率	17.3	20.1	22.8	26.3	28.6	

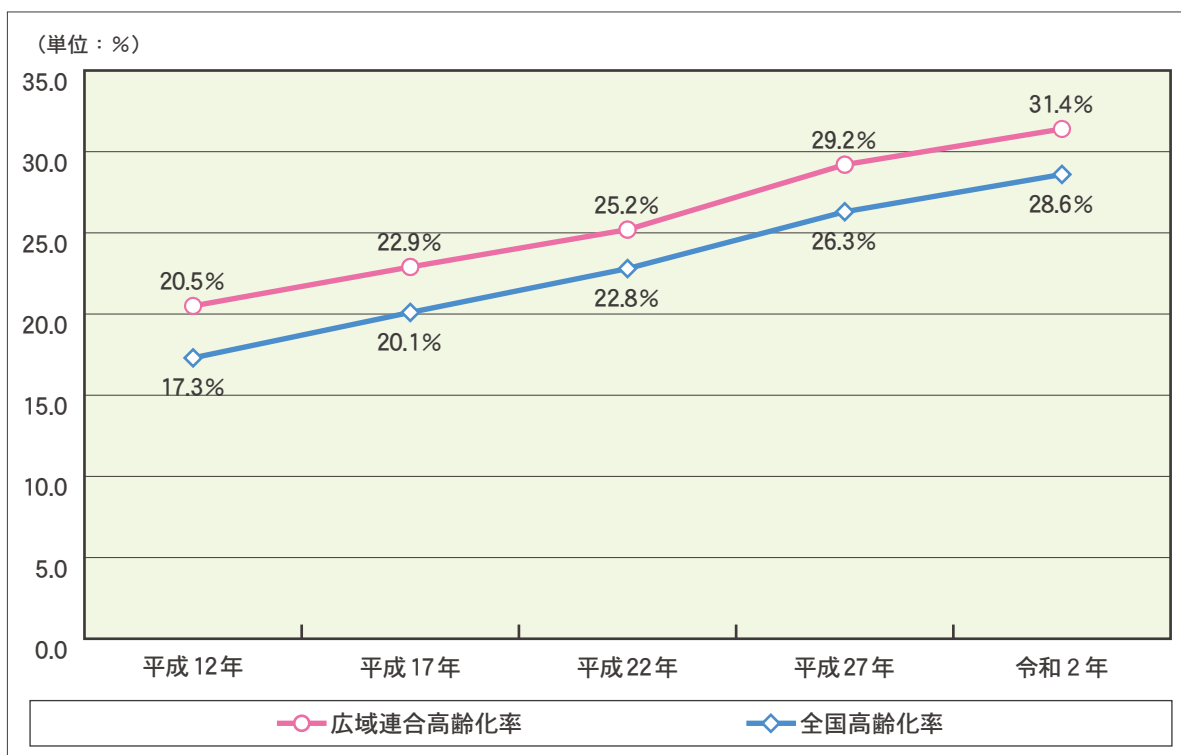
※平成12年から平成27年までは国勢調査、令和2年は住民基本台帳による広域連合実績値（9月末現在）

※いずれも33市町村実績値

※全国高齢化率は、平成27年までは国勢調査による実績値、

令和2年は総務省統計局による現在人口（4月1日現在概算値）

●図表3-2 広域連合と全国の高齢化率



2 第7期計画期間の被保険者数の推移

平成30年6月から令和2年3月までの人口推移をみると、総人口は漸減傾向にあり、令和2年3月時点で704,012人となっています。年齢別でみると、第2号被保険者（40～64歳）人口は218,788人で総人口の31.1%となっています。

第1号被保険者（65歳以上）人口は219,826人で、高齢化率は31.2%となっており、人口の約3割が高齢者という状況です。

高齢者の内訳をみると、前期高齢者が109,997人（前期高齢化率15.6%）、後期高齢者が109,829人（後期高齢化率15.6%）となっており、前期高齢者が後期高齢者を168人上回っています。また平成30年6月から令和2年3月までの間に、前期高齢者は923人、後期高齢者は3,066人増加しています。

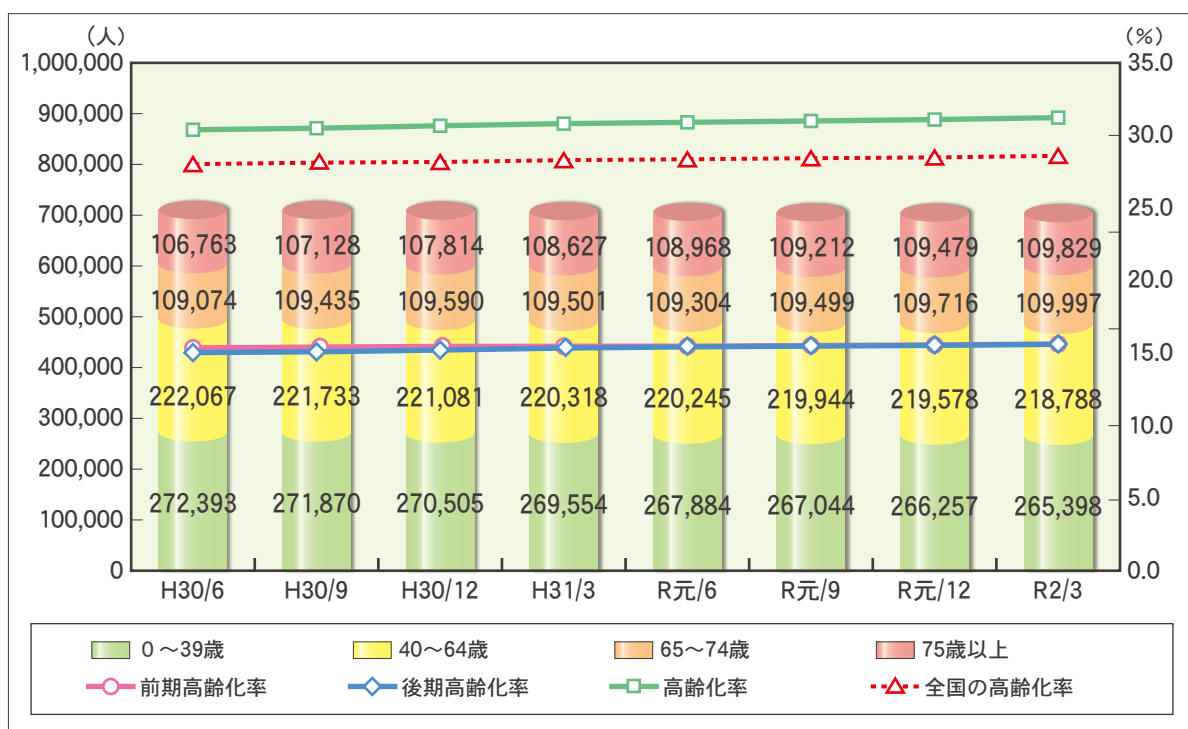
第2号被保険者は減少、前期高齢者と後期高齢者は増加傾向となっています。

●図表3-3 第7期計画期間内の人口と高齢化率の推移

（単位：人）

	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3	備 考
総 人 口	710,297	710,166	708,990	708,000	706,401	705,699	705,030	704,012	
0～39歳	272,393	271,870	270,505	269,554	267,884	267,044	266,257	265,398	
40～64歳	222,067	221,733	221,081	220,318	220,245	219,944	219,578	218,788	第2号被保険者
65～74歳	109,074	109,435	109,590	109,501	109,304	109,499	109,716	109,997	前期高齢者
75歳以上	106,763	107,128	107,814	108,627	108,968	109,212	109,479	109,829	後期高齢者
高 齢 者 計	215,837	216,563	217,404	218,128	218,272	218,711	219,195	219,826	第1号被保険者(65歳以上)
前期高齢化率	15.4%	15.4%	15.5%	15.5%	15.5%	15.5%	15.6%	15.6%	総人口比
後期高齢化率	15.0%	15.1%	15.2%	15.3%	15.4%	15.5%	15.5%	15.6%	総人口比
高 齢 化 率	30.4%	30.5%	30.7%	30.8%	30.9%	31.0%	31.1%	31.2%	総人口比
全国の高齢化率	28.0%	28.1%	28.2%	28.3%	28.4%	28.4%	28.5%	28.6%	総務省統計局調

※33構成市町村実績値



第7期計画期間の要介護等認定者の推移

平成30年6月から令和2年3月までの要介護等認定者の推移をみると、令和2年3月時点での認定者は39,961人となっています。

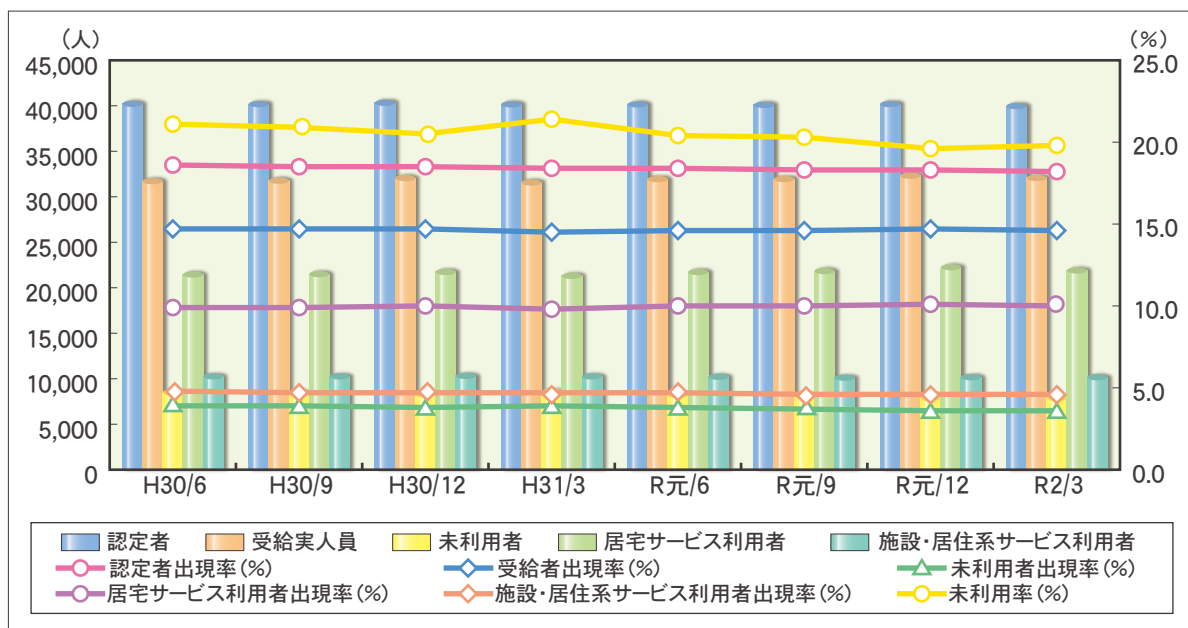
認定者の内訳をみると、令和2年3月時点で、居宅サービス利用者は21,900人（居宅サービス利用者出現率10.0%）、施設・居住系サービス利用者は10,167人（施設・居住系サービス利用者出現率4.6%）、未利用者は7,894人（未利用者出現率3.6%）となっています。

未利用者は令和2年3月時点で7,894人、未利用率（認定者に占める未利用者の割合）19.8%と、認定者の2割を占めています。未利用者については、要介護等認定を受けていても何らかの理由でサービスを利用しない人や医療施設への入院等が考えられます。

●図表3-4 第7期計画期間の要介護等認定者と出現率の推移（単位：人、%）

	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3	備考
高齢者人口	215,837	216,563	217,404	218,128	218,272	218,711	219,195	219,826	
認定者	40,200	40,172	40,317	40,148	40,141	40,091	40,177	39,961	
65歳以上	39,542	39,512	39,657	39,499	39,509	39,477	39,571	39,384	
40～64歳	658	660	660	649	632	614	606	577	
受給実人員	31,712	31,761	32,049	31,560	31,938	31,945	32,302	32,067	介護サービス利用者
未利用者	8,488	8,411	8,268	8,588	8,203	8,146	7,875	7,894	未受給者
居宅サービス利用者	21,449	21,498	21,730	21,302	21,723	21,832	22,128	21,900	
施設・居住系サービス利用者	10,263	10,263	10,319	10,258	10,215	10,113	10,174	10,167	
認定者出現率（%）	18.6	18.5	18.5	18.4	18.4	18.3	18.3	18.2	総認定者率
受給者出現率（%）	14.7	14.7	14.7	14.5	14.6	14.6	14.7	14.6	高齢者人口比
未利用者出現率（%）	3.9	3.9	3.8	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	高齢者人口比
居宅サービス利用者出現率（%）	9.9	9.9	10.0	9.8	10.0	10.0	10.1	10.0	高齢者人口比
施設・居住系サービス利用者出現率（%）	4.8	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	4.6	高齢者人口比
未利用率（%）	21.1	20.9	20.5	21.4	20.4	20.3	19.6	19.8	認定者比

※33構成市町村実績値



第2節 各種調査からみた現状

1 高齢者生活アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）

（1）調査の概要

本調査は、国の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目に基づき、要介護等認定を受けていない高齢者（以下、「一般高齢者」という。）の心身状況や生活支援・社会参加に関わる意向等を把握することを目的として実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

●図表 3-5 高齢者生活アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の概要

調査対象	要介護等認定を受けていない高齢者
調査項目	・厚生労働省提示の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査項目」 ・当広域連合独自項目（ボランティア活動の参加意向）
調査方法	郵送調査（郵送配布-郵送回収）
標本数（配布数）	平成29年度：56,112サンプル 平成30年度：60,436サンプル 令和元年度：69,665サンプル
有効回答数（率）	平成29年度：29,068サンプル（51.8%） 平成30年度：32,148サンプル（53.2%） 令和元年度：35,450サンプル（50.9%）
調査期間	各年 6 月

【構成市町村別 回収内訳（令和元年度）】

市 町 村	配 布 数	有効回収数	有効回収率	市 町 村	配 布 数	有効回収数	有効回収率
宇 美 町	3,454	1,713	49.6%	柳 川 市	6,886	3,185	46.3%
篠 栗 町	2,522	1,319	52.3%	大 木 町	1,299	673	51.8%
志 免 町	3,565	1,923	53.9%	広 川 町	2,146	1,067	49.7%
須 恵 町	2,504	1,236	49.4%	田 川 市	4,861	2,261	46.5%
新 宮 町	2,002	1,088	54.3%	桂 川 町	1,436	680	47.4%
久 山 町	810	477	58.9%	香 春 町	1,345	699	52.0%
芦 屋 町	1,395	750	53.8%	添 田 町	1,215	621	51.1%
水 巻 町	2,838	1,462	51.5%	糸 田 町	954	440	46.1%
岡 垣 町	3,216	1,875	58.3%	川 崎 町	1,803	690	38.3%
遠 賀 町	2,100	1,270	60.5%	大 任 町	555	227	40.9%
宮 若 市	2,928	1,461	49.9%	福 智 町	2,355	929	39.4%
小 竹 町	956	477	49.9%	赤 村	344	132	38.4%
鞍 手 町	1,933	952	49.2%	豊 前 市	2,861	1,614	56.4%
筑 前 町	2,900	1,591	54.9%	吉 富 町	687	402	58.5%
東 峰 村	253	136	53.8%	上 毛 町	858	458	53.4%
うきは市	3,264	1,851	56.7%	築 上 町	2,021	1,047	51.8%
大刀洗町	1,399	744	53.2%	合 計	69,665	35,450	50.9%

(2) 主な調査結果

①生活機能等の評価・判定結果

生活機能の各評価項目の該当者（リスクあり）の割合は、「認知機能」と「うつ傾向」が平成29年度・平成30年度・令和元年度いずれも4割弱と比較的多くいることが分かります。

買い物や金銭管理等の手段的自立度（IADL）について、自立者の割合は、平成29年度・平成30年度・令和元年度いずれも8割強となっています。

●図表3-6 生活機能、日常生活・社会参加に関わるリスク該当等の割合（平成29～令和元年度）

◆ 運動器

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	84.4%	13.3%	2.3%
平成30年度	84.3%	13.5%	2.2%
令和元年度	85.4%	12.8%	1.8%

◆ 転倒

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	68.4%	30.2%	1.4%
平成30年度	68.2%	30.3%	1.5%
令和元年度	68.9%	29.9%	1.2%

◆ 閉じこもり傾向

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	81.5%	16.9%	1.6%
平成30年度	81.5%	16.9%	1.6%
令和元年度	83.2%	15.5%	1.3%

◆ 低栄養

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	96.8%	1.3%	1.9%
平成30年度	96.0%	1.3%	2.7%
令和元年度	96.5%	1.4%	2.1%

◆ 口腔機能

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	77.1%	21.1%	1.8%
平成30年度	75.8%	21.8%	2.4%
令和元年度	76.4%	21.7%	1.9%

◆ 認知機能

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	58.7%	39.5%	1.8%
平成30年度	58.1%	39.5%	2.4%
令和元年度	59.8%	38.3%	1.9%

◆ うつ傾向

	非該当・リスクなし	該当・リスクあり	判定不可
平成29年度	52.5%	39.2%	8.3%
平成30年度	50.7%	39.9%	9.4%
令和元年度	52.0%	39.8%	8.2%

◆ 手段的自立度〔IADL〕

	自立者	低下者	判定不可
平成29年度	81.1%	12.0%	6.9%
平成30年度	81.8%	12.3%	5.9%
令和元年度	83.9%	11.9%	4.2%

※ 判定不可＝判定に必要な質問に回答しなかった者

令和元年度の構成市町村別の結果を見ると、宇美町・新宮町・久山町では広域連合全体に比べて、該当者（リスクあり）・低下者の割合が低い項目が多くなっています。

一方で、糸田町・川崎町・福智町・赤村では広域連合全体に比べて、該当者（リスクあり）・低下者の割合が高い項目が多くなっています。

● 図表 3-7 生活機能、日常生活・社会参加に関わるリスク該当等の割合（構成市町村別、令和元年度）
(%)

		調査 数	運動器	転倒	閉じ こもり 傾向	低栄養	口腔 機能	認知 機能	うつ 傾向	手段的 自立度 (IADL)
広域連合全体		35,450	12.8	29.9	15.5	1.4	21.7	38.3	39.8	11.9
構成市町村別	宇美町	1,713	9.8	26.2	12.3	1.2	21.0	35.6	39.7	11.5
	篠栗町	1,319	12.1	29.0	17.1	1.5	20.2	37.7	38.1	13.6
	志免町	1,923	11.9	27.5	12.9	1.0	20.5	34.4	41.0	11.5
	須恵町	1,236	11.3	26.8	13.8	1.4	20.2	40.0	40.5	11.9
	新宮町	1,088	8.5	27.3	11.5	1.8	18.0	35.1	37.8	9.8
	久山町	477	13.2	26.6	14.3	0.8	17.2	38.4	32.5	11.9
	芦屋町	750	12.1	28.8	15.1	1.7	21.7	36.5	39.9	10.3
	水巻町	1,462	12.4	27.9	13.5	1.5	23.3	34.8	39.7	11.4
	岡垣町	1,875	9.1	26.6	13.2	1.1	20.5	36.2	39.3	9.7
	遠賀町	1,270	10.9	29.1	12.8	2.0	21.0	37.5	40.1	9.8
	宮若市	1,461	14.9	32.0	19.0	1.6	24.1	42.0	40.0	12.1
	小竹町	477	13.4	32.1	17.0	0.8	19.5	37.7	42.3	10.5
	鞍手町	952	12.2	31.1	14.9	1.9	22.5	38.9	43.9	10.5
	筑前町	1,591	12.1	29.7	14.5	1.4	19.5	37.1	38.7	12.1
	東峰村	136	11.0	30.9	25.0	1.5	25.7	36.8	39.0	11.8
	うきは市	1,851	11.8	29.5	12.8	1.5	20.9	36.7	36.9	11.2
	大刀洗町	744	12.1	31.7	19.5	0.9	20.2	39.9	41.1	12.9
	柳川市	3,185	13.8	30.0	14.3	1.5	21.0	37.4	38.5	14.4
	大木町	673	14.0	29.1	14.9	0.6	22.4	39.8	37.9	14.7
	広川町	1,067	14.2	31.2	15.9	1.7	20.7	36.6	37.9	11.1
	田川市	2,261	14.8	32.9	18.0	1.2	26.3	40.6	43.3	12.0
	桂川町	680	12.8	31.0	18.4	0.7	21.8	36.0	34.9	11.0
	香春町	699	16.5	29.6	20.5	1.4	23.2	41.2	41.8	11.9
	添田町	621	14.3	35.3	22.1	1.1	21.4	41.1	38.5	9.7
	糸田町	440	15.5	33.0	18.6	1.6	25.5	39.5	44.5	14.3
	川崎町	690	15.7	35.7	22.5	1.2	29.7	43.8	42.6	12.8
	大任町	227	9.7	30.4	18.5	0.9	26.4	40.1	40.1	12.3
	福智町	929	16.7	34.0	20.6	2.0	25.6	40.8	41.9	15.8
	赤村	132	17.4	47.0	23.5	3.8	26.5	50.8	47.7	12.1
	豊前市	1,614	14.1	29.6	15.5	1.2	20.8	41.9	39.7	12.2
	吉富町	402	11.2	27.6	11.9	1.0	20.6	40.5	36.8	11.2
	上毛町	458	14.0	32.3	13.8	1.1	19.2	41.9	38.4	9.4
	築上町	1,047	15.1	33.2	18.1	1.8	21.9	40.4	41.8	12.9

■ 広域連合全体に比べて、該当者（リスクあり）・低下者の割合が高い（+3ポイント以上）

■ 広域連合全体に比べて、該当者（リスクあり）・低下者の割合が低い（-3ポイント以上）

※ 運動器・転倒・閉じこもり傾向・低栄養・口腔機能・認知機能・うつ傾向 = 該当者（リスクあり）の割合

※ 手段的自立度（IADL）= 低下者の割合

②地域活動等の状況や参加意向

地域活動や趣味活動の参加状況について、月1回以上参加している人の割合をみると、「趣味関係のグループ」や「収入のある仕事」がいずれの年度でも2割を超えて高くなっています。また、「収入のある仕事」はこの3年間で増加傾向にあります。

一方で、「学習・教養サークル」や「老人クラブ」は1割未満となっています。

● 図表3-8 地域活動等の参加状況（平成29～令和元年度）

◆ ボランティアのグループ

	月1回以上の参加率
平成29年度	10.3%
平成30年度	10.2%
令和元年度	10.6%

◆ スポーツ関係のグループやクラブ

	月1回以上の参加率
平成29年度	19.8%
平成30年度	19.2%
令和元年度	19.8%

◆ 趣味関係のグループ

	月1回以上の参加率
平成29年度	25.2%
平成30年度	24.2%
令和元年度	24.2%

◆ 学習・教養サークル

	月1回以上の参加率
平成29年度	7.9%
平成30年度	8.0%
令和元年度	8.0%

◆ 老人クラブ

	月1回以上の参加率
平成29年度	9.5%
平成30年度	9.3%
令和元年度	8.3%

◆ 町内会・自治会

	月1回以上の参加率
平成29年度	11.0%
平成30年度	10.9%
令和元年度	11.1%

◆ 収入のある仕事

	月1回以上の参加率
平成29年度	21.4%
平成30年度	23.3%
令和元年度	26.3%



令和元年度の構成市町村別の結果を見ると、久山町では広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が高い項目が多くなっています。

一方で、糸田町・川崎町では広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が低い項目が多くなっています。

●図表 3-9 地域活動等の参加状況（構成市町村別、令和元年度）(%)

		調査 人数	ボラン ティア	スポーツ 関係	趣味 関係	学習・ 教養	老人 クラブ	町内会・ 自治会	収入の ある 仕事
広域連合全体		35,450	10.6	19.8	24.2	8.0	8.3	11.1	26.3
構成市町村別	宇美町	1,713	10.2	22.0	23.4	7.1	6.5	9.2	28.5
	篠栗町	1,319	13.0	20.4	24.0	7.2	6.6	7.7	25.5
	志免町	1,923	10.3	22.5	25.9	8.0	7.4	11.8	25.3
	須恵町	1,236	11.2	20.1	22.7	7.2	8.9	10.0	25.2
	新宮町	1,088	12.1	30.3	27.6	7.4	11.2	13.8	27.8
	久山町	477	14.5	19.5	24.1	7.3	12.4	15.1	30.6
	芦屋町	750	12.7	23.1	23.1	6.5	8.3	15.2	25.5
	水巻町	1,462	9.3	21.8	24.2	7.5	6.4	9.3	23.6
	岡垣町	1,875	14.6	26.1	30.0	9.1	7.6	11.7	25.9
	遠賀町	1,270	10.0	23.6	27.1	7.0	7.2	10.2	24.7
	宮若市	1,461	11.6	17.5	22.6	7.1	8.8	15.1	28.0
	小竹町	477	12.6	14.5	21.4	6.7	7.8	11.3	25.8
	鞍手町	952	9.2	18.7	25.2	8.5	7.7	12.1	24.9
	筑前町	1,591	10.5	19.0	22.6	8.5	13.0	11.5	32.2
	東峰村	136	5.1	14.0	18.4	8.8	13.2	14.7	33.1
	うきは市	1,851	11.0	15.5	23.2	8.9	11.3	15.0	31.0
	大刀洗町	744	18.0	21.1	23.4	10.1	16.0	11.8	28.2
	柳川市	3,185	8.9	17.8	23.7	10.1	9.5	10.6	23.5
	大木町	673	13.1	14.4	18.9	8.2	11.4	10.0	29.4
	広川町	1,067	11.4	20.9	24.7	9.7	12.3	11.0	26.9
	田川市	2,261	7.7	16.8	22.1	7.2	4.9	10.9	24.5
	桂川町	680	9.4	18.4	22.1	7.1	5.9	12.2	25.3
	香春町	699	7.4	19.9	21.3	6.3	2.6	6.9	25.2
	添田町	621	7.9	19.3	23.8	6.1	9.5	7.9	22.5
	糸田町	440	6.4	14.8	21.8	8.4	7.0	5.0	20.7
	川崎町	690	9.1	14.9	20.6	5.7	3.3	8.1	23.3
	大任町	227	6.6	18.9	20.3	6.6	5.7	7.5	31.3
	福智町	929	6.0	18.1	18.4	7.0	9.0	9.4	22.6
	赤村	132	10.6	18.2	18.9	3.8	3.0	11.4	29.5
	豊前市	1,614	9.5	19.6	27.8	8.1	7.0	10.3	25.7
	吉富町	402	12.9	15.4	30.1	9.2	4.2	9.5	23.1
	上毛町	458	17.5	22.1	29.9	7.4	8.3	11.6	33.0
	築上町	1,047	10.1	16.9	28.0	8.6	7.1	14.3	27.5

広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が高い（+3ポイント以上）
 広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が低い（-3ポイント以上）

地域づくりへの参加意向について、平成29年度・平成30年度・令和元年度いずれも「参加者として参加意向あり」の割合は6割弱、「お世話役として参加意向あり」の割合は4割弱となっています。

令和元年度の構成市町村別の結果を見ると、新宮町・東峰村・うきは市・大木町・赤村・上毛町では広域連合全体に比べて、「参加者として」「お世話役として」いずれも「参加意向あり」の割合が高くなっています。

●図表 3-10 地域づくりへの参加意向（平成29～令和元年度）

◆ 地域づくりへの参加意向

	参加意向あり（参加者として）	参加意向あり（お世話役として）
平成29年度	58.5%	36.8%
平成30年度	57.9%	36.6%
令和元年度	59.5%	38.0%

●図表 3-11 地域づくりへの参加意向（構成市町村別、令和元年度）
(%)

		調査数 〔人〕	参加者	お世話役
広域連合全体		35,450	59.5	38.0
構成市町村別	宇美町	1,713	56.9	36.2
	篠栗町	1,319	58.6	37.5
	志免町	1,923	56.8	35.3
	須恵町	1,236	57.3	36.7
	新宮町	1,088	65.1	41.1
	久山町	477	58.9	40.3
	芦屋町	750	55.7	33.2
	水巻町	1,462	53.2	32.6
	岡垣町	1,875	60.0	36.2
	遠賀町	1,270	60.1	37.3
	宮若市	1,461	62.8	37.9
	小竹町	477	59.3	41.9
	鞍手町	952	56.4	35.9
	筑前町	1,591	59.9	39.7
	東峰村	136	64.0	41.9
	うきは市	1,851	63.6	43.9
	大刀洗町	744	59.8	36.6
	柳川市	3,185	59.7	38.1
	大木町	673	62.9	41.6
	広川町	1,067	61.9	39.3
	田川市	2,261	60.4	38.2
	桂川町	680	56.2	35.9
	香春町	699	61.4	38.8
	添田町	621	59.6	38.0
	糸田町	440	54.1	36.8
	川崎町	690	57.1	37.7
	大任町	227	61.7	42.3
	福智町	929	58.9	36.1
	赤村	132	63.6	44.7
	豊前市	1,614	61.0	41.1
	吉富町	402	61.2	38.8
	上毛町	458	65.9	42.8
	築上町	1,047	58.4	37.3

■ 広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が高い（+3ポイント以上）
 ■ 広域連合全体に比べて、月1回以上参加している人の割合が低い（-3ポイント以上）

生活支援ボランティアの参加意向について、具体的な支援としては、「見守り・安否確認」「話し相手」が3割弱で高くなっています。また、「見守り・安否確認」はこの3年間で微増傾向にあります。

生活支援ボランティアの参加意向について、令和元年度の構成市町村別の結果を見ると、具体的な支援として広域連合全体で最も割合の高い「話し相手」は、東峰村で4割強と他の市町村に比べて割合が高く、「見守り・安否確認」は、東峰村や赤村で4割弱と他の市町村に比べて割合が高くなっています。

●図表 3-12 生活支援ボランティアへの参加意向（平成29～令和元年度）

◆ 生活支援ボランティアの参加意向

	見守り・ 安否確認	話し相手	買物	料理	掃除	洗濯	ごみ出し	外出時の 付き添い	外出時の 送 迎
平成29年度	26.2%	29.9%	17.0%	9.2%	13.4%	11.0%	19.8%	8.0%	11.9%
平成30年度	27.2%	29.5%	16.6%	8.8%	12.8%	10.2%	19.1%	7.4%	11.2%
令和元年度	28.1%	29.7%	17.1%	8.8%	13.1%	10.4%	19.4%	7.8%	11.7%

	食事の 宅 配 (配達係)	電球交換 や電化製 品の設置 の手伝い	大工仕事 や力仕事	庭の 手入れや 草取り	交流サロン 等の運営や ボランティア	その他	特にできる ことはない ／したくない	無回答
平成29年度	5.3%	9.0%	5.7%	17.3%	4.8%	1.7%	31.9%	14.5%
平成30年度	5.0%	8.6%	5.4%	16.4%	4.8%	1.1%	31.9%	14.5%
令和元年度	5.2%	9.0%	5.5%	16.4%	5.2%	1.3%	31.9%	13.6%



●図表 3-13 生活支援ボランティアへの参加意向（構成市町村別、令和元年度）^(%)

		〔人〕 調査数	見守り・ 安否確認	話し相手	買物	料理	掃除	洗濯	ごみ出し	外出時の 付き添い
広域連合全体		35,450	28.1	29.7	17.1	8.8	13.1	10.4	19.4	7.8
構成市町村別	宇美町	1,713	28.8	28.4	15.4	7.1	13.5	9.8	18.2	7.1
	篠栗町	1,319	25.8	27.7	15.1	8.0	12.4	10.1	14.9	6.1
	志免町	1,923	23.3	25.8	14.0	8.0	11.4	8.6	16.2	6.4
	須恵町	1,236	26.1	26.2	14.2	7.8	12.5	9.0	15.7	6.2
	新宮町	1,088	25.2	27.2	16.9	7.6	12.8	8.5	20.0	7.3
	久山町	477	31.4	30.4	19.3	11.3	15.7	13.2	23.3	9.6
	芦屋町	750	25.6	25.3	15.2	8.0	11.3	9.6	22.5	6.9
	水巻町	1,462	24.6	28.8	15.3	8.5	12.2	10.1	21.0	6.4
	岡垣町	1,875	29.4	26.2	16.5	7.3	10.6	8.6	18.5	7.4
	遠賀町	1,270	32.8	30.6	17.6	8.4	14.5	10.5	23.1	7.5
	宮若市	1,461	27.1	28.1	15.2	7.5	12.8	9.2	16.1	6.8
	小竹町	477	31.0	32.7	15.9	8.2	11.7	8.4	17.8	6.7
	鞍手町	952	24.9	28.7	16.7	9.2	13.4	9.7	19.0	8.0
	筑前町	1,591	30.5	32.2	18.8	9.4	15.4	12.5	19.8	9.6
	東峰村	136	39.7	43.4	26.5	12.5	18.4	13.2	28.7	7.4
	うきは市	1,851	33.5	33.9	19.1	9.9	13.9	11.2	20.6	8.5
	大刀洗町	744	29.6	26.5	18.5	10.1	12.5	9.8	16.8	9.0
	柳川市	3,185	25.5	29.2	16.3	8.9	12.9	10.9	17.8	7.5
	大木町	673	27.5	28.4	16.0	8.3	14.0	10.1	18.4	7.6
	広川町	1,067	25.8	30.6	16.9	9.0	11.3	10.4	19.2	7.4
	田川市	2,261	29.1	32.7	17.3	8.9	13.1	11.1	21.2	8.2
	桂川町	680	27.6	28.4	17.5	8.7	15.4	11.9	20.7	9.0
	香春町	699	27.9	29.8	16.6	9.3	13.2	11.2	18.7	7.0
	添田町	621	30.0	33.3	22.7	10.3	15.0	11.6	18.5	9.7
	糸田町	440	23.4	29.8	17.5	8.4	12.3	9.8	17.7	10.2
	川崎町	690	27.7	32.6	18.1	10.3	14.8	13.2	24.5	9.1
	大任町	227	30.0	30.8	14.1	7.9	11.0	8.4	15.0	7.9
	福智町	929	27.2	30.1	17.2	9.7	14.5	11.4	18.8	8.4
	赤村	132	38.6	37.9	22.0	7.6	10.6	10.6	17.4	12.9
	豊前市	1,614	31.0	31.5	20.3	9.9	14.1	11.3	23.5	7.9
	吉富町	402	35.6	33.3	22.1	10.2	14.9	11.4	23.9	9.5
	上毛町	458	36.2	35.6	25.1	11.1	14.0	9.4	25.1	11.4
	築上町	1,047	28.0	30.6	19.1	10.0	13.1	11.2	20.4	8.0

広域連合全体に比べて、割合が高い（＋３ポイント以上）

広域連合全体に比べて、割合が低い（－３ポイント以上）

（次頁に続く）

(%)

		〔人〕 調査数	外出時の 送迎	食事の 宅 配 (配達係)	電球交換 や電化製 品の設置 の手伝い	大工仕事 や力仕事	庭の 手入れや 草取り	交流 サロン等 の運営や ボラン ティア	その他	特にできる ことはない ／したく ない
広域連合全体		35,450	11.7	5.2	9.0	5.5	16.4	5.2	1.3	31.9
構成市町村別	宇 美 町	1,713	12.3	4.7	9.3	6.1	19.0	5.8	1.6	34.0
	篠 栗 町	1,319	10.0	4.2	8.4	5.1	16.0	7.1	1.5	34.7
	志 免 町	1,923	9.4	4.6	7.3	3.8	13.3	6.2	1.5	37.5
	須 恵 町	1,236	9.9	3.2	8.7	5.3	13.7	5.3	1.5	35.9
	新 宮 町	1,088	10.9	4.3	8.2	4.4	16.0	6.9	1.0	34.5
	久 山 町	477	16.6	5.0	11.1	8.2	22.9	6.9	1.9	30.0
	芦 屋 町	750	10.7	8.8	9.2	5.1	15.2	6.0	1.7	34.5
	水 巻 町	1,462	8.4	4.2	8.8	4.6	13.4	4.1	1.2	35.6
	岡 垣 町	1,875	11.3	6.0	10.0	5.9	15.0	6.9	1.4	32.9
	遠 賀 町	1,270	12.4	5.0	11.7	5.4	16.6	5.0	1.7	30.9
	宮 若 市	1,461	10.6	4.7	9.7	6.4	17.5	5.2	1.6	33.4
	小 竹 町	477	12.6	5.9	10.5	5.5	18.4	7.5	1.3	29.8
	鞍 手 町	952	12.1	5.8	9.7	5.9	18.2	6.4	0.9	34.6
	筑 前 町	1,591	12.7	7.2	10.2	6.2	18.7	5.6	1.3	29.5
	東 峰 村	136	16.9	8.1	13.2	8.1	29.4	5.9	3.7	16.9
	うきは市	1,851	13.3	6.7	7.9	5.9	16.9	4.6	1.4	24.9
	大刀洗町	744	13.4	5.2	8.5	5.4	18.1	4.7	2.0	32.4
	柳 川 市	3,185	11.6	4.1	8.2	5.7	15.9	4.1	1.2	32.1
	大 木 町	673	13.1	6.1	8.9	5.1	15.5	6.7	0.6	31.9
	広 川 町	1,067	9.2	4.2	7.7	4.7	18.8	8.6	1.8	27.5
	田 川 市	2,261	11.2	4.9	8.4	5.1	15.3	3.3	0.9	32.2
	桂 川 町	680	12.9	6.9	8.2	5.1	15.6	5.7	1.0	33.2
	香 春 町	699	10.7	4.4	8.9	4.9	14.4	3.7	1.0	30.2
	添 田 町	621	13.4	5.5	9.8	6.6	19.5	4.3	1.0	27.7
	糸 田 町	440	13.4	7.5	9.8	5.5	15.2	4.5	1.8	33.6
	川 崎 町	690	13.6	5.5	9.0	8.1	16.7	2.9	0.7	32.6
	大 任 町	227	12.3	3.1	7.9	4.4	16.3	3.1	0.4	31.7
	福 智 町	929	11.9	4.5	6.7	4.4	16.1	2.9	0.8	34.1
	赤 村	132	15.2	8.3	14.4	8.3	14.4	1.5	3.0	21.2
	豊 前 市	1,614	12.0	4.6	8.4	5.4	16.4	4.3	1.4	28.5
	吉 富 町	402	16.9	8.2	11.4	8.5	17.4	5.5	2.0	27.4
	上 毛 町	458	16.2	8.3	11.1	6.3	16.6	7.6	1.7	24.0
	築 上 町	1,047	12.8	4.3	9.9	4.9	16.6	4.9	1.5	30.2

広域連合全体に比べて、割合が高い（＋３ポイント以上）

広域連合全体に比べて、割合が低い（－３ポイント以上）

2 在宅生活改善調査

(1) 調査の概要

本調査は国の「介護保険事業計画における施策反映のための手引き（平成31年3月）に基づき、「（自宅等にお住まいの方で）現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者」の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等の検討に活用することを目的として実施しました。

調査の概要は以下のとおりです。

●図表 3-14 在宅生活改善調査の概要

調査対象	広域連合内の居宅介護支援事業所、 （介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所、 および上記に所属する介護支援専門員
調査項目	厚生労働省提示の「在宅生活改善調査」
調査方法	広域連合のWEBシステムによる調査依頼・回収
標本数（調査数）	303サンプル
有効回答数（率）	196サンプル（64.7％）
調査期間	令和2年1～3月

【支部別 回収内訳】

粕屋支部	29
遠賀支部	21
鞍手支部	17
朝倉支部	5
うきは・大刀洗支部	16
柳川・大木・広川支部	32
田川・桂川支部	57
豊築支部	19
合 計	196



(2) 調査結果（事業者票）

①介護支援専門員および利用者数

回答した事業者〔居宅介護支援事業所、（介護予防）小規模多機能型居宅介護事業所〕に所属する介護支援専門員は平均で2.3人、「自宅等」に居住の利用者数は平均で43.1人、「サービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」「軽費老人ホーム」に居住の利用者数は平均で10.6人となっています。

●図表3-15 所属する介護支援専門員の人数

（単位：％）

	事業者数	1人	2人	3人	4人	5人以上	平均(人)
全 体	196	36.2	27.0	21.4	6.1	9.2	2.3
宇 美 町	4	25.0	50.0	-	25.0	-	2.3
篠 栗 町	4	-	25.0	75.0	-	-	2.8
志 免 町	10	40.0	30.0	20.0	-	10.0	2.2
須 恵 町	5	60.0	-	20.0	-	20.0	2.2
新 宮 町	4	25.0	-	75.0	-	-	2.5
久 山 町	2	50.0	-	-	-	50.0	3.0
芦 屋 町	5	40.0	40.0	-	-	20.0	2.2
水 巻 町	4	-	50.0	25.0	-	25.0	3.0
岡 垣 町	8	50.0	12.5	12.5	-	25.0	2.8
遠 賀 町	4	-	-	-	75.0	25.0	4.3
宮 若 市	9	22.2	33.3	33.3	11.1	-	2.3
小 竹 町	4	50.0	25.0	25.0	-	-	1.8
鞍 手 町	4	50.0	25.0	-	-	25.0	2.8
筑 前 町	4	25.0	-	50.0	25.0	-	2.8
東 峰 村	1	-	100.0	-	-	-	2.0
うきは市	12	33.3	41.7	16.7	-	8.3	2.1
大刀洗町	4	50.0	25.0	25.0	-	-	1.8
大 木 町	5	20.0	40.0	20.0	-	20.0	2.6
広 川 町	3	33.3	-	-	33.3	33.3	4.7
柳 川 市	24	33.3	29.2	20.8	4.2	12.5	2.4
田 川 市	24	45.8	29.2	20.8	4.2	-	1.8
桂 川 町	4	25.0	25.0	25.0	-	25.0	2.8
香 春 町	3	-	66.7	-	33.3	-	2.7
添 田 町	3	66.7	33.3	-	-	-	1.3
糸 田 町	3	66.7	-	33.3	-	-	1.7
川 崎 町	11	18.2	54.6	9.1	9.1	9.1	2.4
大 任 町	2	50.0	-	50.0	-	-	2.0
福 智 町	7	57.1	14.3	28.6	-	-	1.7
赤 村	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	8	37.5	25.0	25.0	-	12.5	2.4
吉 富 町	3	66.7	33.3	-	-	-	1.3
上 毛 町	4	50.0	-	50.0	-	-	2.0
築 上 町	4	50.0	-	25.0	25.0	-	2.3

●図表 3-16 「自宅等」に居住の利用者数

(単位：％)

	事業者数	20人未満	20～39人	40～59人	60～79人	80～99人	100人以上	平均(人)
全 体	196	34.2	23.5	12.2	13.8	7.1	9.2	43.1
宇 美 町	4	25.0	-	25.0	25.0	-	25.0	56.0
篠 栗 町	4	25.0	25.0	-	25.0	25.0	-	49.0
志 免 町	10	50.0	-	10.0	30.0	-	10.0	38.6
須 恵 町	5	40.0	20.0	20.0	-	-	20.0	46.0
新 宮 町	4	-	25.0	50.0	25.0	-	-	48.8
久 山 町	2	-	50.0	50.0	-	-	-	36.5
芦 屋 町	5	20.0	40.0	-	20.0	-	20.0	54.6
水 巻 町	4	-	25.0	25.0	50.0	-	-	55.5
岡 垣 町	8	37.5	25.0	-	12.5	-	25.0	58.6
遠 賀 町	4	-	-	25.0	50.0	-	25.0	79.0
宮 若 市	9	-	11.1	33.3	33.3	22.2	-	61.2
小 竹 町	4	25.0	50.0	-	25.0	-	-	33.3
鞍 手 町	4	25.0	50.0	-	-	-	25.0	66.0
筑 前 町	4	75.0	-	-	-	25.0	-	27.3
東 峰 村	1	-	100.0	-	-	-	-	22.0
うきは市	12	25.0	33.3	16.7	16.7	8.3	-	39.2
大刀洗町	4	75.0	-	-	-	25.0	-	24.5
大 木 町	5	40.0	20.0	-	-	20.0	20.0	53.8
広 川 町	3	33.3	-	-	33.3	-	33.3	65.7
柳 川 市	24	16.7	37.5	16.7	4.2	12.5	12.5	51.8
田 川 市	24	45.8	33.3	8.3	4.2	4.2	4.2	28.5
桂 川 町	4	25.0	-	-	50.0	-	25.0	63.3
香 春 町	3	33.3	-	33.3	-	-	33.3	59.0
添 田 町	3	66.7	33.3	-	-	-	-	11.7
糸 田 町	3	66.7	33.3	-	-	-	-	15.7
川 崎 町	11	72.7	9.1	-	9.1	-	9.1	26.2
大 任 町	2	50.0	-	-	-	50.0	-	42.0
福 智 町	7	42.9	28.6	28.6	-	-	-	23.3
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	8	37.5	-	25.0	12.5	12.5	12.5	48.4
吉 富 町	3	66.7	33.3	-	-	-	-	13.0
上 毛 町	4	50.0	-	-	50.0	-	-	41.8
築 上 町	4	-	75.0	-	-	25.0	-	45.8

● 図表 3-17 「サービス付き高齢者向け住宅」「住宅型有料老人ホーム」「軽費老人ホーム」に居住の利用者数

(単位：％)

	事業者数	0人	1～4人	5～9人	10～19人	20～29人	30人以上	平均(人)
全 体	196	19.9	26.0	19.4	18.4	7.1	9.2	10.6
宇 美 町	4	-	50.0	25.0	-	25.0	-	7.8
篠 栗 町	4	25.0	25.0	-	50.0	-	-	7.8
志 免 町	10	10.0	20.0	20.0	20.0	30.0	-	10.9
須 恵 町	5	-	40.0	20.0	-	20.0	20.0	13.6
新 宮 町	4	-	-	25.0	50.0	-	25.0	15.3
久 山 町	2	-	100.0	-	-	-	-	2.0
芦 屋 町	5	-	20.0	40.0	40.0	-	-	9.2
水 巻 町	4	75.0	-	-	-	25.0	-	5.8
岡 垣 町	8	25.0	-	12.5	25.0	12.5	25.0	15.9
遠 賀 町	4	-	25.0	25.0	25.0	-	25.0	17.5
宮 若 市	9	11.1	33.3	22.2	22.2	-	11.1	9.9
小 竹 町	4	25.0	50.0	-	-	-	25.0	12.0
鞍 手 町	4	50.0	-	25.0	-	-	25.0	9.5
筑 前 町	4	25.0	-	25.0	25.0	-	25.0	25.5
東 峰 村	1	100.0	-	-	-	-	-	0.0
うきは市	12	25.0	16.7	16.7	33.3	-	8.3	9.1
大刀洗町	4	25.0	25.0	25.0	-	25.0	-	8.8
大 木 町	5	20.0	40.0	40.0	-	-	-	3.6
広 川 町	3	-	-	33.3	-	33.3	33.3	53.7
柳 川 市	24	12.5	37.5	33.3	8.3	4.2	4.2	6.3
田 川 市	24	12.5	33.3	20.8	33.3	-	-	6.8
桂 川 町	4	25.0	50.0	-	-	25.0	-	8.0
香 春 町	3	-	33.3	33.3	-	33.3	-	11.3
添 田 町	3	-	66.7	33.3	-	-	-	4.0
糸 田 町	3	66.7	33.3	-	-	-	-	0.3
川 崎 町	11	54.5	-	9.1	18.2	-	18.2	11.1
大 任 町	2	50.0	-	-	50.0	-	-	6.0
福 智 町	7	14.3	28.6	28.6	28.6	-	-	6.3
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	8	25.0	25.0	-	12.5	12.5	25.0	15.9
吉 富 町	3	-	33.3	-	33.3	-	33.3	23.7
上 毛 町	4	50.0	-	25.0	-	25.0	-	6.8
築 上 町	4	-	50.0	-	25.0	-	25.0	26.0

②自宅等から居所を変更した利用者の要介護度別人数

自宅等から居所を変更した利用者の要介護度別人数は、「要介護1」が31.5%で最も多く、次いで「要介護2」が21.1%、「要介護3」が19.3%、「要介護4」が16.0%、「要介護5」が8.4%、「要支援1」が2.0%、「要支援2」が1.6%と続いています。

●図表3-18 自宅等から居所を変更した利用者の要介護度別人数

(単位：%)

	合計(人)	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全 体	1,377	2.0	1.6	31.5	21.1	19.3	16.0	8.4
宇 美 町	12	-	-	66.7	25.0	8.3	-	-
篠 栗 町	16	6.3	-	37.5	12.5	25.0	6.3	12.5
志 免 町	67	6.0	-	25.4	26.9	10.4	22.4	9.0
須 恵 町	55	3.6	5.5	20.0	20.0	27.3	21.8	1.8
新 宮 町	21	-	-	9.5	14.3	38.1	28.6	9.5
久 山 町	4	-	-	-	25.0	-	50.0	25.0
芦 屋 町	20	5.0	10.0	50.0	10.0	15.0	-	10.0
水 巻 町	54	3.7	-	29.6	22.2	20.4	11.1	13.0
岡 垣 町	51	5.9	-	29.4	21.6	15.7	19.6	7.8
遠 賀 町	30	3.3	6.7	33.3	23.3	26.7	6.7	-
宮 若 市	105	2.9	3.8	41.0	20.0	19.0	9.5	3.8
小 竹 町	41	-	-	41.5	29.3	9.8	14.6	4.9
鞍 手 町	53	1.9	-	41.5	26.4	18.9	7.5	3.8
筑 前 町	55	1.8	-	43.6	30.9	12.7	7.3	3.6
東 峰 村	5	-	-	20.0	-	20.0	40.0	20.0
うきは市	91	-	-	33.0	22.0	16.5	15.4	13.2
大刀洗町	19	5.3	-	5.3	21.1	26.3	31.6	10.5
大 木 町	37	-	5.4	18.9	18.9	29.7	21.6	5.4
広 川 町	50	-	-	24.0	18.0	16.0	18.0	24.0
柳 川 市	171	1.8	0.6	25.1	17.5	21.6	19.9	13.5
田 川 市	103	2.9	-	22.3	27.2	21.4	14.6	11.7
桂 川 町	26	-	-	34.6	26.9	23.1	11.5	3.8
香 春 町	18	-	-	33.3	27.8	22.2	16.7	-
添 田 町	18	-	-	50.0	22.2	11.1	11.1	5.6
糸 田 町	15	-	-	60.0	6.7	6.7	20.0	6.7
川 崎 町	29	-	6.9	31.0	24.1	24.1	6.9	6.9
大 任 町	7	-	-	28.6	28.6	14.3	28.6	-
福 智 町	20	-	5.0	65.0	5.0	20.0	5.0	-
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	102	2.0	-	31.4	20.6	17.6	20.6	7.8
吉 富 町	14	-	-	14.3	14.3	28.6	35.7	7.1
上 毛 町	31	-	16.1	41.9	9.7	6.5	22.6	3.2
築 上 町	37	-	-	32.4	16.2	32.4	16.2	2.7

(3) 調査結果（利用者票）

①現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（本人の状態等）

介護支援専門員の視点で、自宅等にお住まいの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の理由（本人の状態等）をたずねたところ、「認知症の症状の悪化」が65.4%で最も高く、次いで「必要な身体介護の増大」(51.9%)、「必要な生活支援の発生・増大」(43.3%)と続いています。

●図表 3-19 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（本人の状態等）

(単位：％)

	調査数 (人)	該当なし	必要な生活支援 の発生・増大	必要な身体介護 の増大	認知症の 症状の悪化	医療的ケア・医療 処置の必要性の 高まり	その他、本人の 状態等の悪化	本人の状態等の 改善
全 体	624	1.3	43.3	51.9	65.4	18.1	25.8	3.8
宇 美 町	17	-	41.2	47.1	76.5	29.4	11.8	-
篠 栗 町	9	11.1	22.2	33.3	55.6	11.1	55.6	-
志 免 町	21	-	23.8	52.4	38.1	28.6	28.6	9.5
須 恵 町	7	-	14.3	57.1	57.1	14.3	28.6	14.3
新 宮 町	12	-	16.7	33.3	50.0	25.0	41.7	-
久 山 町	3	-	100.0	100.0	66.7	-	-	-
芦 屋 町	9	-	11.1	55.6	77.8	11.1	22.2	-
水 巻 町	8	-	25.0	50.0	87.5	37.5	37.5	-
岡 垣 町	27	3.7	44.4	37.0	55.6	11.1	44.4	7.4
遠 賀 町	12	-	41.7	50.0	83.3	8.3	25.0	-
宮 若 市	40	-	50.0	37.5	62.5	12.5	32.5	-
小 竹 町	13	-	23.1	76.9	84.6	38.5	7.7	-
鞍 手 町	22	4.5	45.5	40.9	59.1	18.2	13.6	4.5
筑 前 町	9	-	44.4	22.2	66.7	11.1	44.4	-
東 峰 村	2	-	50.0	50.0	100.0	-	-	-
うきは市	80	-	58.8	57.5	75.0	18.8	18.8	2.5
大刀洗町	7	-	14.3	71.4	71.4	28.6	42.9	-
大 木 町	14	-	42.9	28.6	78.6	21.4	35.7	-
広 川 町	21	-	42.9	81.0	57.1	42.9	47.6	4.8
柳 川 市	82	-	51.2	56.1	69.5	14.6	23.2	8.5
田 川 市	63	1.6	49.2	57.1	57.1	14.3	27.0	3.2
桂 川 町	21	4.8	42.9	57.1	66.7	4.8	23.8	-
香 春 町	8	25.0	25.0	12.5	50.0	37.5	37.5	25.0
添 田 町	7	-	14.3	14.3	71.4	28.6	14.3	-
糸 田 町	7	-	42.9	57.1	42.9	14.3	-	-
川 崎 町	21	4.8	33.3	38.1	71.4	28.6	38.1	-
大 任 町	6	-	66.7	50.0	66.7	16.7	50.0	-
福 智 町	11	-	27.3	63.6	54.5	18.2	18.2	-
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	35	-	45.7	62.9	80.0	8.6	8.6	2.9
吉 富 町	9	-	11.1	66.7	22.2	11.1	11.1	-
上 毛 町	8	-	50.0	62.5	62.5	12.5	25.0	-
築 上 町	13	-	46.2	46.2	53.8	23.1	23.1	23.1

②現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（本人の意向等）

介護支援専門員の視点で、自宅等にお住いの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の理由（本人の意向等）をたずねたところ、「生活不安が大きいから」が29.8%で最も高く、次いで「本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから」（25.8%）と続いています。

●図表 3-20 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（本人の意向等）

(単位：%)

	調査数 (人)	該当なし	本人が、一部の居宅サービスの利用を望まないから	生活不安が大きいから	居住環境が不便だから	本人が介護者の負担の軽減を望むから	費用負担が重いから	その他、本人の意向等があるから
全 体	624	24.8	25.8	29.8	12.8	9.6	16.0	25.0
宇 美 町	17	35.3	23.5	29.4	5.9	17.6	5.9	-
篠 栗 町	9	22.2	11.1	22.2	33.3	11.1	22.2	22.2
志 免 町	21	33.3	28.6	19.0	4.8	4.8	4.8	28.6
須 恵 町	7	14.3	14.3	71.4	28.6	-	28.6	-
新 宮 町	12	66.7	8.3	16.7	8.3	8.3	25.0	16.7
久 山 町	3	-	66.7	-	-	-	-	100.0
芦 屋 町	9	55.6	11.1	22.2	-	11.1	-	33.3
水 巻 町	8	37.5	37.5	25.0	12.5	12.5	12.5	25.0
岡 垣 町	27	33.3	11.1	11.1	3.7	7.4	29.6	29.6
遠 賀 町	12	16.7	25.0	41.7	16.7	8.3	8.3	33.3
宮 若 市	40	10.0	37.5	30.0	7.5	-	15.0	27.5
小 竹 町	13	23.1	15.4	46.2	7.7	23.1	-	7.7
鞍 手 町	22	36.4	27.3	36.4	-	9.1	13.6	22.7
筑 前 町	9	44.4	11.1	11.1	-	11.1	22.2	11.1
東 峰 村	2	-	100.0	-	-	-	-	-
うきは市	80	13.8	16.3	55.0	28.8	15.0	28.8	28.8
大刀洗町	7	71.4	-	14.3	14.3	-	-	14.3
大 木 町	14	14.3	50.0	21.4	14.3	-	21.4	7.1
広 川 町	21	38.1	33.3	23.8	28.6	9.5	33.3	23.8
柳 川 市	82	23.2	29.3	25.6	7.3	6.1	12.2	32.9
田 川 市	63	22.2	20.6	28.6	20.6	17.5	17.5	19.0
桂 川 町	21	33.3	28.6	14.3	-	19.0	-	28.6
香 春 町	8	12.5	37.5	12.5	-	-	25.0	37.5
添 田 町	7	57.1	14.3	28.6	-	-	-	-
糸 田 町	7	14.3	28.6	28.6	14.3	-	14.3	-
川 崎 町	21	19.0	28.6	23.8	14.3	9.5	-	38.1
大 任 町	6	16.7	33.3	16.7	-	-	-	50.0
福 智 町	11	18.2	9.1	54.5	18.2	-	9.1	-
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	35	25.7	48.6	14.3	11.4	5.7	20.0	17.1
吉 富 町	9	44.4	11.1	22.2	-	11.1	11.1	33.3
上 毛 町	8	12.5	25.0	50.0	12.5	25.0	12.5	37.5
築 上 町	13	-	38.5	46.2	15.4	15.4	23.1	53.8

③現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（介護者の意向・負担等）

介護支援専門員の視点で、自宅等にお住いの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の理由（介護者の意向・負担等）をたずねたところ、「介護者の介護に係る不安・負担量の増大」が62.2%で最も高く、次いで「家族等の介護等技術では対応が困難」（32.5%）、「本人と家族等の関係性に課題があるから」（26.3%）と続いています。

●図表 3-21 現在のサービス利用では生活の維持が難しい理由（介護者の意向・負担等）

（単位：％）

	調査数（人）	該当なし	介護者の介護に係る不安・負担量の増大	介護者が、一部の居宅サービスの利用を望まないから	家族等の介護等技術では対応が困難	費用負担が重いから	家族等の就労継続が困難になり始めたから	本人と家族等の関係性に課題があるから	その他、家族等介護者の意向等があるから
全 体	624	9.1	62.2	10.4	32.5	20.4	18.1	26.3	24.0
宇 美 町	17	-	82.4	-	47.1	17.6	23.5	29.4	-
篠 栗 町	9	11.1	55.6	11.1	55.6	33.3	11.1	44.4	44.4
志 免 町	21	23.8	33.3	9.5	42.9	14.3	9.5	19.0	23.8
須 恵 町	7	14.3	57.1	-	42.9	28.6	-	28.6	14.3
新 宮 町	12	25.0	50.0	16.7	25.0	25.0	8.3	25.0	8.3
久 山 町	3	-	66.7	-	-	-	-	33.3	-
芦 屋 町	9	-	88.9	-	33.3	33.3	11.1	22.2	11.1
水 巻 町	8	-	87.5	12.5	50.0	37.5	12.5	37.5	37.5
岡 垣 町	27	18.5	48.1	7.4	33.3	33.3	14.8	33.3	29.6
遠 賀 町	12	8.3	50.0	16.7	50.0	16.7	16.7	41.7	16.7
宮 若 市	40	5.0	52.5	10.0	12.5	17.5	15.0	30.0	32.5
小 竹 町	13	15.4	53.8	15.4	46.2	-	38.5	30.8	15.4
鞍 手 町	22	36.4	40.9	9.1	27.3	9.1	9.1	22.7	18.2
筑 前 町	9	22.2	55.6	22.2	33.3	33.3	22.2	11.1	11.1
東 峰 村	2	-	100.0	50.0	-	-	-	-	50.0
うきは市	80	3.8	60.0	11.3	41.3	32.5	35.0	26.3	30.0
大刀洗町	7	14.3	57.1	-	42.9	14.3	42.9	-	42.9
大 木 町	14	14.3	57.1	21.4	14.3	28.6	14.3	28.6	14.3
広 川 町	21	9.5	71.4	19.0	52.4	38.1	19.0	33.3	38.1
柳 川 市	82	2.4	79.3	7.3	34.1	24.4	22.0	25.6	25.6
田 川 市	63	4.8	61.9	12.7	31.7	7.9	7.9	23.8	31.7
桂 川 町	21	38.1	52.4	-	23.8	19.0	9.5	4.8	9.5
香 春 町	8	12.5	62.5	-	12.5	12.5	25.0	62.5	12.5
添 田 町	7	14.3	57.1	14.3	14.3	-	-	-	28.6
糸 田 町	7	-	28.6	-	14.3	-	-	57.1	14.3
川 崎 町	21	-	71.4	9.5	14.3	14.3	23.8	19.0	33.3
大 任 町	6	33.3	33.3	-	16.7	-	16.7	33.3	16.7
福 智 町	11	9.1	45.5	9.1	27.3	9.1	9.1	27.3	-
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	35	-	80.0	17.1	45.7	20.0	11.4	31.4	17.1
吉 富 町	9	-	66.7	-	22.2	-	11.1	22.2	11.1
上 毛 町	8	-	100.0	-	25.0	12.5	25.0	-	12.5
築 上 町	13	7.7	53.8	30.8	7.7	23.1	30.8	30.8	30.8

④本来であればより適切と思われる具体的なサービス

介護支援専門員の視点で、自宅等にお住いの方で、現在のサービス利用では生活の維持が難しくなっている利用者の適切と思われる具体的なサービスをたずねたところ、「グループホーム」が36.4%で最も高く、次いで「特別養護老人ホーム」(31.3%)、「ショートステイ」(22.4%)と続いています。

●図表 3-22 本来であればより適切と思われる具体的なサービス

(単位：%)

	調査数 (人)	ショートステイ	訪問入浴 訪問介護	訪問介護 夜間対応型	訪問看護	訪問リハ	通所介護、通所リハ、 認知症対応型通所	定期巡回サービス	小規模多機能
全 体	624	22.4	11.9	4.5	10.4	4.0	18.8	11.5	15.9
宇 美 町	17	23.5	5.9	11.8	17.6	5.9	17.6	17.6	17.6
篠 栗 町	9	33.3	11.1	-	11.1	-	33.3	-	44.4
志 免 町	21	14.3	14.3	4.8	19.0	4.8	19.0	14.3	-
須 恵 町	7	14.3	14.3	14.3	14.3	-	28.6	-	28.6
新 宮 町	12	25.0	25.0	8.3	-	-	16.7	33.3	50.0
久 山 町	3	-	33.3	-	-	33.3	33.3	66.7	-
芦 屋 町	9	33.3	-	-	-	-	11.1	22.2	33.3
水 巻 町	8	50.0	12.5	25.0	12.5	-	25.0	-	12.5
岡 垣 町	27	22.2	11.1	7.4	-	7.4	11.1	7.4	14.8
遠 賀 町	12	-	-	-	-	-	8.3	-	33.3
宮 若 市	40	5.0	12.5	-	12.5	5.0	7.5	17.5	12.5
小 竹 町	13	23.1	7.7	7.7	15.4	-	23.1	15.4	7.7
鞍 手 町	22	22.7	9.1	9.1	9.1	13.6	9.1	-	4.5
筑 前 町	9	-	-	-	11.1	-	-	11.1	11.1
東 峰 村	2	-	-	-	-	-	-	-	-
うきは市	80	35.0	16.3	2.5	12.5	1.3	22.5	7.5	15.0
大刀洗町	7	14.3	-	-	-	-	-	28.6	28.6
大 木 町	14	21.4	14.3	-	-	7.1	14.3	7.1	28.6
広 川 町	21	19.0	14.3	4.8	19.0	9.5	9.5	19.0	14.3
柳 川 市	82	25.6	7.3	3.7	8.5	2.4	25.6	13.4	18.3
田 川 市	63	31.7	15.9	6.3	20.6	6.3	30.2	7.9	27.0
桂 川 町	21	9.5	4.8	-	-	-	4.8	-	4.8
香 春 町	8	37.5	12.5	-	12.5	-	12.5	12.5	-
添 田 町	7	-	-	-	-	-	-	-	14.3
糸 田 町	7	-	42.9	-	-	-	42.9	-	28.6
川 崎 町	21	4.8	-	4.8	14.3	-	9.5	23.8	14.3
大 任 町	6	50.0	-	-	-	16.7	50.0	16.7	16.7
福 智 町	11	-	-	-	18.2	-	18.2	9.1	-
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	35	37.1	17.1	11.4	2.9	2.9	22.9	20.0	2.9
吉 富 町	9	11.1	33.3	-	33.3	22.2	22.2	22.2	-
上 毛 町	8	-	12.5	-	12.5	12.5	-	-	12.5
築 上 町	13	23.1	23.1	7.7	-	-	23.1	-	7.7

(次頁に続く)

(単位：％)

	調査数(人)	看護小規模多機能	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設除く)	軽費老人ホーム	グループホーム	特定施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設 介護医療院	特別養護老人ホーム
全 体	624	5.9	16.7	10.6	4.2	36.4	5.1	13.8	8.8	31.3
宇 美 町	17	17.6	11.8	5.9	11.8	41.2	-	11.8	17.6	35.3
篠 栗 町	9	22.2	11.1	-	22.2	33.3	-	22.2	-	22.2
志 免 町	21	14.3	14.3	14.3	9.5	19.0	-	-	14.3	38.1
須 恵 町	7	14.3	28.6	42.9	-	42.9	-	14.3	28.6	28.6
新 宮 町	12	-	16.7	8.3	8.3	25.0	16.7	-	8.3	16.7
久 山 町	3	-	100.0	66.7	100.0	66.7	-	-	-	-
芦 屋 町	9	11.1	11.1	11.1	-	22.2	-	-	11.1	22.2
水 巻 町	8	-	25.0	-	-	37.5	-	37.5	12.5	12.5
岡 垣 町	27	-	40.7	7.4	7.4	25.9	22.2	33.3	7.4	40.7
遠 賀 町	12	8.3	25.0	-	8.3	16.7	16.7	8.3	8.3	50.0
宮 若 市	40	12.5	12.5	12.5	2.5	60.0	-	27.5	5.0	15.0
小 竹 町	13	-	-	7.7	-	46.2	15.4	-	-	53.8
鞍 手 町	22	-	22.7	9.1	-	40.9	-	-	4.5	40.9
筑 前 町	9	11.1	-	-	-	33.3	-	33.3	22.2	22.2
東 峰 村	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-
うきは市	80	-	18.8	7.5	1.3	40.0	-	7.5	11.3	38.8
大刀洗町	7	42.9	28.6	-	-	57.1	-	14.3	14.3	57.1
大 木 町	14	-	14.3	-	7.1	21.4	-	7.1	-	35.7
広 川 町	21	28.6	4.8	23.8	-	33.3	-	19.0	4.8	14.3
柳 川 市	82	4.9	9.8	9.8	2.4	46.3	7.3	11.0	7.3	26.8
田 川 市	63	4.8	25.4	15.9	6.3	28.6	1.6	12.7	6.3	28.6
桂 川 町	21	14.3	23.8	23.8	-	38.1	23.8	19.0	9.5	33.3
香 春 町	8	-	12.5	-	-	25.0	25.0	-	37.5	37.5
添 田 町	7	14.3	-	-	14.3	71.4	-	-	-	14.3
糸 田 町	7	-	14.3	28.6	-	-	-	14.3	-	28.6
川 崎 町	21	-	19.0	23.8	-	14.3	-	14.3	19.0	33.3
大 任 町	6	-	16.7	-	33.3	50.0	-	16.7	-	-
福 智 町	11	-	-	9.1	-	18.2	-	18.2	-	36.4
赤 村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豊 前 市	35	-	17.1	5.7	2.9	34.3	8.6	25.7	5.7	31.4
吉 富 町	9	-	-	-	-	44.4	-	11.1	22.2	55.6
上 毛 町	8	-	12.5	-	-	37.5	-	12.5	12.5	37.5
築 上 町	13	-	7.7	7.7	-	38.5	23.1	23.1	7.7	38.5

第3章

被保険者の現状

3 サービス付き高齢者向け住宅・住宅型有料老人ホーム入居者の状況

(1) 調査の概要

広域連合内には、サービス付き高齢者向け住宅が25事業者、住宅型有料老人ホームが141事業者設置（令和2年度現在）されています。

●図表3-23 サービス付き高齢者向け住宅における入居定員及び入居者の状況
(単位：人)

	入居定員	合 計	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
全 体	993	172	30	21	40	28	22	19	12
宇 美 町	0								
篠 栗 町	36								
志 免 町	77	4	1	0	0	1	1	1	0
須 恵 町	30								
新 宮 町	150	20	6	4	3	0	2	2	3
久 山 町	0								
芦 屋 町	17	2	0	1	1	0	0	0	0
水 巻 町	0								
岡 垣 町	57	18	3	2	5	3	2	2	1
遠 賀 町	0								
宮 若 市	40	8	2	4	1	1	0	0	0
小 竹 町	0								
鞍 手 町	20	3	1	0	0	1	0	1	0
筑 前 町	40	15	5	2	6	1	1	0	0
東 峰 村	0								
うきは市	14	2	0	0	1	0	0	0	1
大刀洗町	0								
大 木 町	0								
広 川 町	107								
柳 川 市	63	2	1	0	1	0	0	0	0
田 川 市	98	36	4	6	7	6	5	6	2
桂 川 町	0								
香 春 町	0								
添 田 町	0								
糸 田 町	30	15	7	1	4	2	0	1	0
川 崎 町	12	7	0	1	1	4	1	0	0
大 任 町	30								
福 智 町	74	28	0	0	7	6	7	5	3
赤 村	0								
豊 前 市	0								
吉 富 町	0								
上 毛 町	0								
築 上 町	98	12	0	0	3	3	3	1	2

※令和2年7月33構成市町村実績値

※住民票を該当施設としている者を対象

●図表 3-24 住宅型有料老人ホームにおける入居定員及び入居者の状況 (単位：人)

	入居定員	合 計	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
全 体	3975	481	41	39	123	92	71	78	37
宇 美 町	245	21	0	1	5	5	5	3	2
篠 栗 町	66	5	0	0	1	2	0	2	0
志 免 町	225	24	3	3	3	5	6	3	1
須 恵 町	180	9	0	2	3	1	0	3	0
新 宮 町	362	15	2	2	5	2	0	3	1
久 山 町	0								
芦 屋 町	94	23	1	2	3	6	3	7	1
水 巻 町	49	2	0	0	1	0	0	0	1
岡 垣 町	245	54	9	7	17	9	6	3	3
遠 賀 町	58	8	1	0	5	2	0	0	0
宮 若 市	142	39	0	2	4	10	6	14	3
小 竹 町	15								
鞍 手 町	80	19	1	2	2	3	4	5	2
筑 前 町	178	13	1	0	4	1	3	4	0
東 峰 村	0								
うきは市	167	13	0	1	4	4	0	2	2
大刀洗町	118	7	0	0	2	2	1	1	1
大 木 町	0								
広 川 町	224	10	1	2	2	2	2	0	1
柳 川 市	201	21	1	1	4	3	2	6	4
田 川 市	533	111	16	7	29	19	16	16	8
桂 川 町	40	2	0	0	0	1	0	0	1
香 春 町	136	23	2	3	5	3	6	2	2
添 田 町	23	2	0	1	1	0	0	0	0
糸 田 町	30								
川 崎 町	29	3	0	0	1	0	0	0	2
大 任 町	48	4	1	0	0	1	1	0	1
福 智 町	172	26	2	2	9	5	4	3	1
赤 村	0								
豊 前 市	102	8	0	1	4	0	3	0	0
吉 富 町	23	5	0	0	4	1	0	0	0
上 毛 町	0								
築 上 町	190	14	0	0	5	5	3	1	0

※令和 2 年 7 月 33 構成市町村実績値

※住民票を該当施設としている者を対象

第4章



介護保険事業の現状



川崎町



香春町

第1節 介護保険サービスの現状

1. 居宅サービスの推移
2. 地域密着型サービスの推移
3. 施設サービスの推移
4. 居宅介護支援・介護予防支援の推移

第2節 地域支援事業の状況

1. 介護予防の効果
2. 地域支援事業の実施状況

第1節 介護保険サービスの現状

1 居宅サービスの推移

(1) 居宅サービス利用者の推移

平成30年6月から令和2年3月までの居宅サービス利用者の推移は次頁のとおりです。

利用の多いサービスは、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与となっています。

また、経年での推移をみると、訪問看護や居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与は増加傾向が見られます。

なお、訪問介護、通所介護の予防給付分は、第6期計画期間中から介護予防・日常生活支援総合事業への移行・開始に取り組み、平成29年度に広域連合内全ての市町村で開始しました。

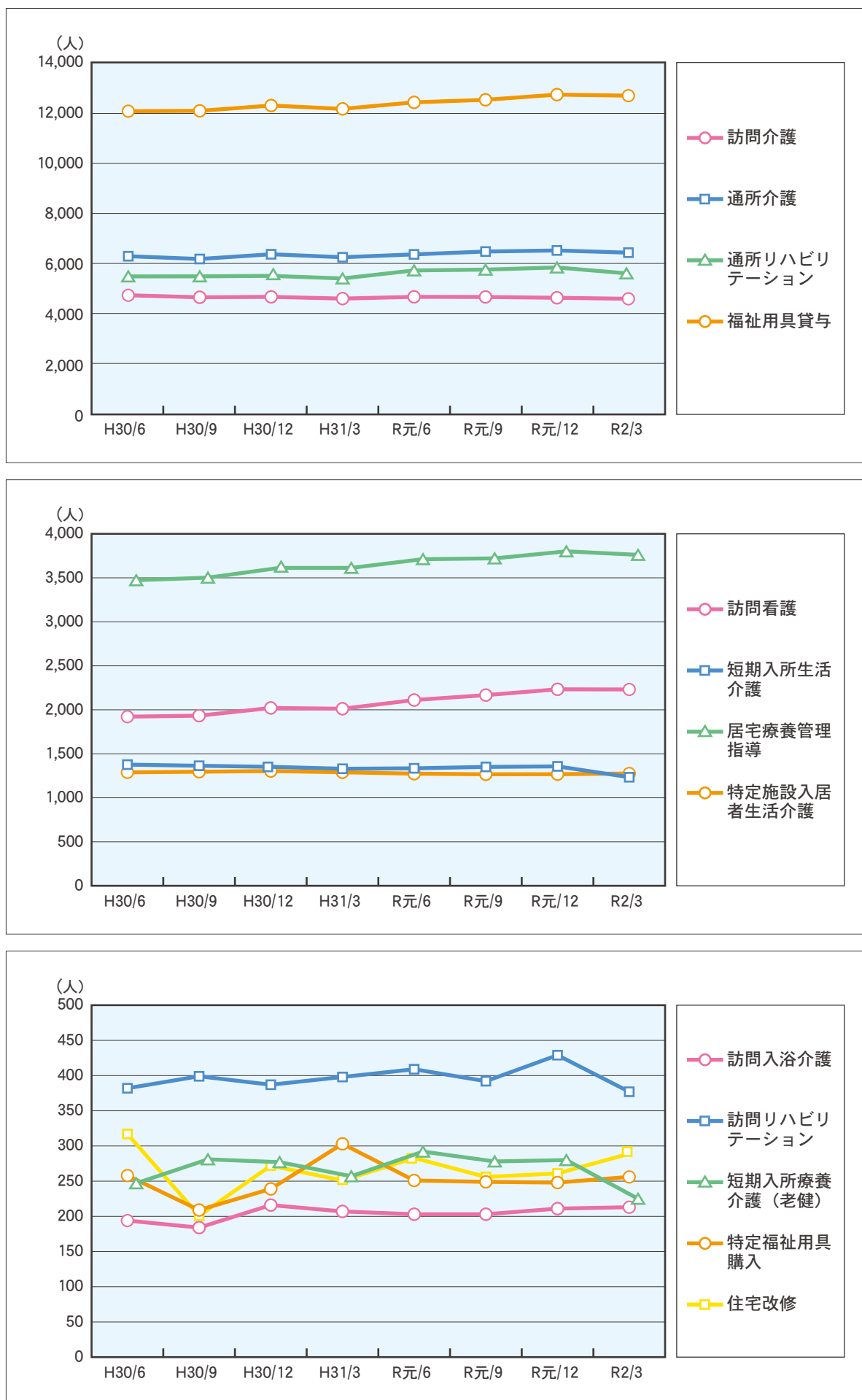


●図表 4-1 居宅サービス利用者の推移

(単位:人)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
訪問介護	4,727	4,646	4,663	4,594	4,664	4,659	4,626	4,586
介護	4,727	4,646	4,663	4,594	4,664	4,659	4,626	4,586
予防	0	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	194	184	216	207	203	203	211	213
介護	192	183	214	206	202	202	209	210
予防	2	1	2	1	1	1	2	3
訪問看護	1,922	1,933	2,021	2,012	2,111	2,167	2,233	2,231
介護	1,495	1,495	1,580	1,561	1,656	1,687	1,718	1,721
予防	427	438	441	451	455	480	515	510
訪問リハビリテーション	382	399	387	398	409	392	429	377
介護	299	318	305	316	319	311	347	305
予防	83	81	82	82	90	81	82	72
居宅療養管理指導	3,473	3,502	3,613	3,613	3,712	3,721	3,801	3,761
介護	3,128	3,184	3,281	3,260	3,351	3,357	3,431	3,403
予防	345	318	332	353	361	364	370	358
通所介護	6,289	6,178	6,368	6,248	6,362	6,476	6,519	6,431
介護	6,289	6,178	6,368	6,248	6,362	6,476	6,519	6,431
予防	0	0	0	0	0	0	0	0
通所リハビリテーション	5,482	5,484	5,503	5,399	5,721	5,753	5,839	5,597
介護	3,273	3,239	3,231	3,125	3,245	3,264	3,269	3,181
予防	2,209	2,245	2,272	2,274	2,476	2,489	2,570	2,416
短期入所生活介護	1,377	1,364	1,352	1,330	1,335	1,351	1,357	1,234
介護	1,314	1,286	1,278	1,255	1,265	1,276	1,286	1,170
予防	63	78	74	75	70	75	71	64
短期入所療養介護(老健)	247	281	277	257	292	278	280	225
介護	237	264	267	241	269	255	260	212
予防	10	17	10	16	23	23	20	13
短期入所療養介護(病院等)	2	4	1	1	2	3	2	2
介護	2	3	1	1	2	3	2	2
予防	0	1	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	1,289	1,296	1,304	1,290	1,274	1,267	1,268	1,276
介護	1,036	1,039	1,032	1,022	1,018	1,026	1,024	1,030
予防	253	257	272	268	256	241	244	246
福祉用具貸与	12,090	12,104	12,316	12,182	12,443	12,545	12,752	12,711
介護	8,021	7,980	8,111	7,954	8,170	8,273	8,362	8,291
予防	4,069	4,124	4,205	4,228	4,273	4,272	4,390	4,420
特定福祉用具購入	258	209	239	303	251	249	248	256
介護	152	110	134	144	149	140	123	138
予防	106	99	105	159	102	109	125	118
住宅改修	317	201	272	251	283	256	261	289
介護	169	92	129	121	144	118	121	145
予防	148	109	143	130	139	138	140	144

●図表4-2 居宅サービス利用者の推移グラフ



(2) 居宅サービス給付費の推移

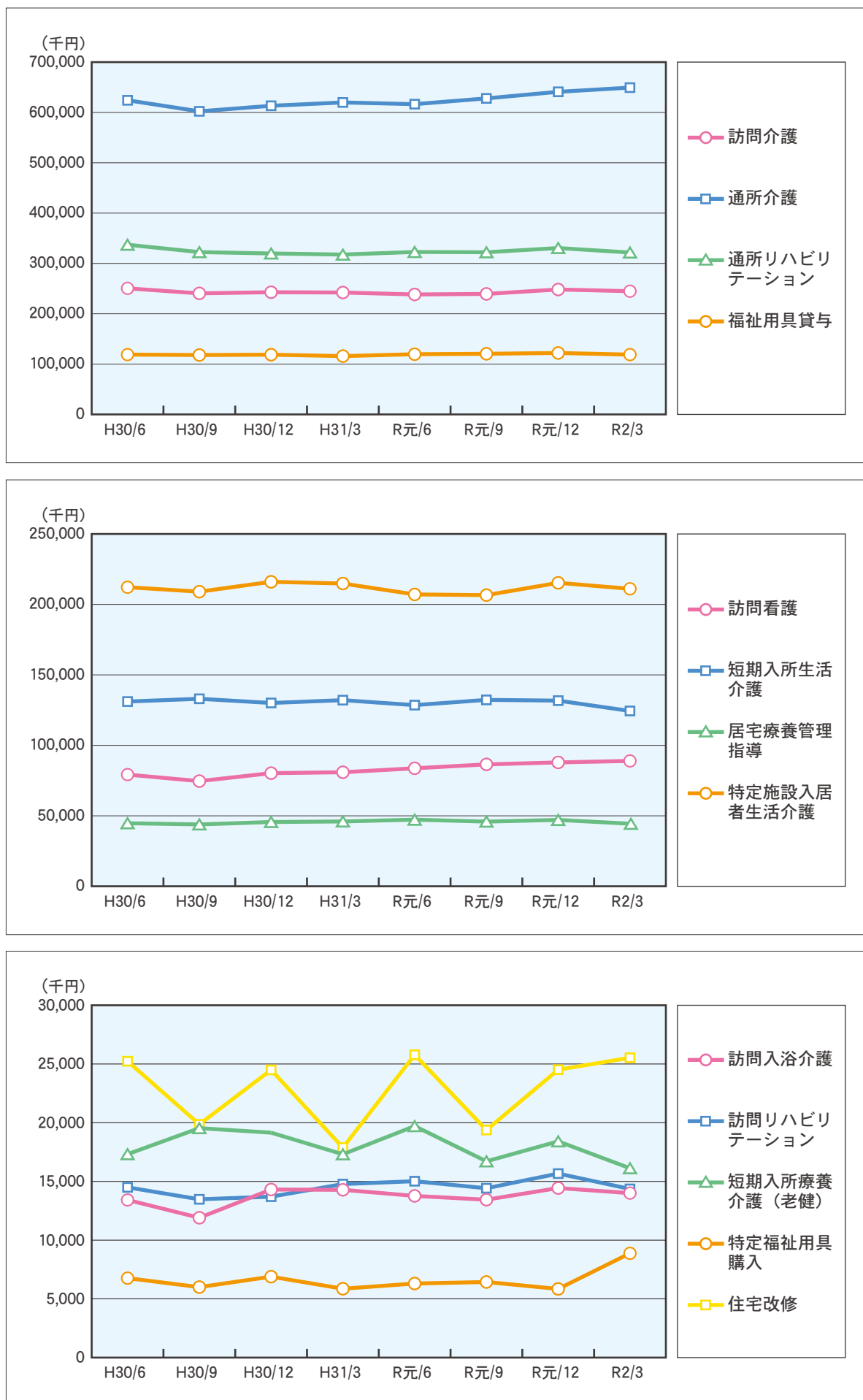
平成30年6月から令和2年3月までの居宅サービス給付費の推移をみると、訪問看護や通所介護、特定福祉用具購入で給付費が多くなっています。

●図表4-3 居宅サービス給付費の推移

(単位:千円)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
訪問介護	250,548	240,534	242,820	242,215	238,352	239,431	248,225	244,842
介護	250,548	240,534	242,820	242,215	238,352	239,431	248,225	244,842
訪問入浴介護	13,423	11,908	14,310	14,285	13,767	13,444	14,437	14,006
介護	13,337	11,848	14,209	14,207	13,707	13,409	14,350	13,886
予防	86	60	101	77	60	34	88	121
訪問看護	79,249	74,623	80,274	80,916	83,732	86,501	87,896	88,945
介護	67,044	62,606	67,920	68,104	70,561	72,515	73,047	74,204
予防	12,205	12,016	12,353	12,812	13,171	13,985	14,849	14,742
訪問リハビリテーション	14,496	13,479	13,702	14,775	15,019	14,419	15,668	14,361
介護	11,740	10,920	11,092	11,994	12,052	11,695	12,921	11,685
予防	2,756	2,559	2,610	2,780	2,967	2,724	2,747	2,675
居宅療養管理指導	44,739	43,897	45,600	46,004	47,269	45,897	47,080	44,403
介護	40,662	40,513	41,727	42,148	43,372	41,940	42,959	40,705
予防	4,077	3,384	3,874	3,856	3,897	3,956	4,121	3,698
通所介護	624,138	602,242	613,225	619,846	616,439	627,916	640,946	649,328
介護	624,138	602,242	613,225	619,846	616,439	627,916	640,946	649,328
通所リハビリテーション	337,167	322,496	319,779	317,605	322,762	322,222	330,600	321,684
介護	270,861	255,215	251,903	249,517	249,102	247,974	253,334	248,947
予防	66,306	67,281	67,877	68,088	73,661	74,249	77,265	72,737
短期入所生活介護	131,088	133,041	130,069	132,074	128,551	132,267	131,732	124,403
介護	128,665	130,783	127,347	129,323	126,196	129,930	129,705	121,977
予防	2,423	2,259	2,722	2,751	2,355	2,338	2,027	2,426
短期入所療養介護(老健)	17,321	19,536	19,153	17,311	19,711	16,712	18,413	16,124
介護	17,010	18,910	18,862	16,780	18,771	15,899	17,738	15,549
予防	311	626	290	531	940	813	675	576
短期入所療養介護(病院等)	47	314	189	34	23	183	83	52
介護	47	275	189	34	23	183	83	52
予防	0	39	0	0	0	0	0	0
特定施設入居者生活介護	212,317	209,065	216,055	214,829	207,170	206,733	215,404	211,085
介護	194,465	191,347	196,668	195,441	189,640	189,706	197,661	193,185
予防	17,852	17,717	19,387	19,388	17,530	17,027	17,743	17,900
福祉用具貸与	118,914	118,038	118,686	115,908	119,629	120,502	122,085	118,852
介護	96,038	95,059	95,894	93,060	96,431	97,108	98,175	95,420
予防	22,877	22,979	22,792	22,848	23,198	23,393	23,910	23,432
特定福祉用具購入	6,766	6,001	6,891	5,864	6,306	6,437	5,847	8,878
介護	4,078	3,943	4,355	3,349	4,200	4,114	3,396	5,032
予防	2,688	2,058	2,537	2,515	2,106	2,323	2,451	3,845
住宅改修	25,235	19,862	24,497	17,879	25,783	19,381	24,515	25,529
介護	11,429	9,093	12,527	8,128	13,696	7,842	10,524	12,386
予防	13,806	10,769	11,969	9,751	12,087	11,539	13,992	13,143

●図表4-4 居宅サービス給付費の推移グラフ



(3) 居宅サービス利用率の推移

平成30年6月から令和2年3月までの居宅サービス利用率（各サービス利用者の居宅利用者に対する割合）の推移をみると、利用率が高いサービスは訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与です。

経年で見ると、全体的に利用率は上昇傾向にあり、特に訪問看護や居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与でその傾向がみられます。

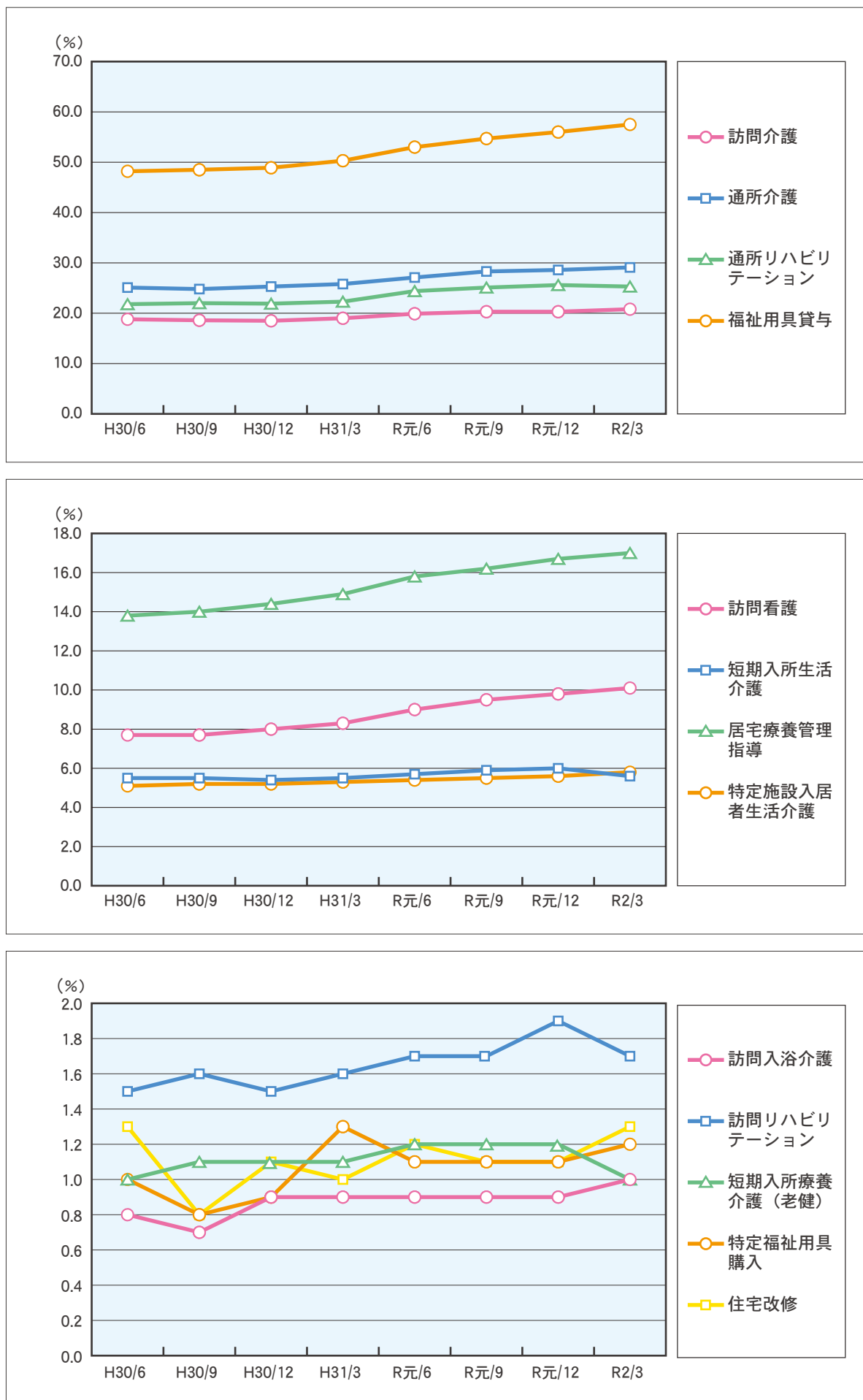
●図表 4-5 居宅サービス利用率の推移

(単位: %)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
訪問介護	18.8	18.6	18.5	19.0	19.9	20.3	20.3	20.8
介護	18.8	18.6	18.5	19.0	19.9	20.3	20.3	20.8
予防	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問入浴介護	0.8	0.7	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
介護	0.8	0.7	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	1.0
予防	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
訪問看護	7.7	7.7	8.0	8.3	9.0	9.5	9.8	10.1
介護	6.0	6.0	6.3	6.5	7.0	7.4	7.5	7.8
予防	1.7	1.8	1.8	1.9	1.9	2.1	2.3	2.3
訪問リハビリテーション	1.5	1.6	1.5	1.6	1.7	1.7	1.9	1.7
介護	1.2	1.3	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.4
予防	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.3
居宅療養管理指導	13.8	14.0	14.4	14.9	15.8	16.2	16.7	17.0
介護	12.5	12.8	13.0	13.5	14.3	14.6	15.1	15.4
予防	1.4	1.3	1.3	1.5	1.5	1.6	1.6	1.6
通所介護	25.1	24.8	25.3	25.8	27.1	28.3	28.6	29.1
介護	25.1	24.8	25.3	25.8	27.1	28.3	28.6	29.1
予防	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
通所リハビリテーション	21.8	22.0	21.9	22.3	24.4	25.1	25.6	25.3
介護	13.0	13.0	12.8	12.9	13.8	14.2	14.3	14.4
予防	8.8	9.0	9.0	9.4	10.5	10.9	11.3	10.9
短期入所生活介護	5.5	5.5	5.4	5.5	5.7	5.9	6.0	5.6
介護	5.2	5.2	5.1	5.2	5.4	5.6	5.6	5.3
予防	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
短期入所療養介護(老健)	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	1.0
介護	0.9	1.1	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.0
予防	0.0	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
短期入所療養介護(病院等)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
予防	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特定施設入居者生活介護	5.1	5.2	5.2	5.3	5.4	5.5	5.6	5.8
介護	4.1	4.2	4.1	4.2	4.3	4.5	4.5	4.7
予防	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
福祉用具貸与	48.2	48.5	48.9	50.3	53.0	54.7	56.0	57.5
介護	32.0	32.0	32.2	32.9	34.8	36.1	36.7	37.5
予防	16.2	16.5	16.7	17.5	18.2	18.6	19.3	20.0
特定福祉用具購入	1.0	0.8	0.9	1.3	1.1	1.1	1.1	1.2
介護	0.6	0.4	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6
予防	0.4	0.4	0.4	0.7	0.4	0.5	0.5	0.5
住宅改修	1.3	0.8	1.1	1.0	1.2	1.1	1.1	1.3
介護	0.7	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.7
予防	0.6	0.4	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.7

※数値は標準的居宅サービス受給者数に占める各サービス利用者数の割合

●図表 4-6 居宅サービス利用率の推移グラフ



(4) 居宅サービス対支給限度額利用率の推移

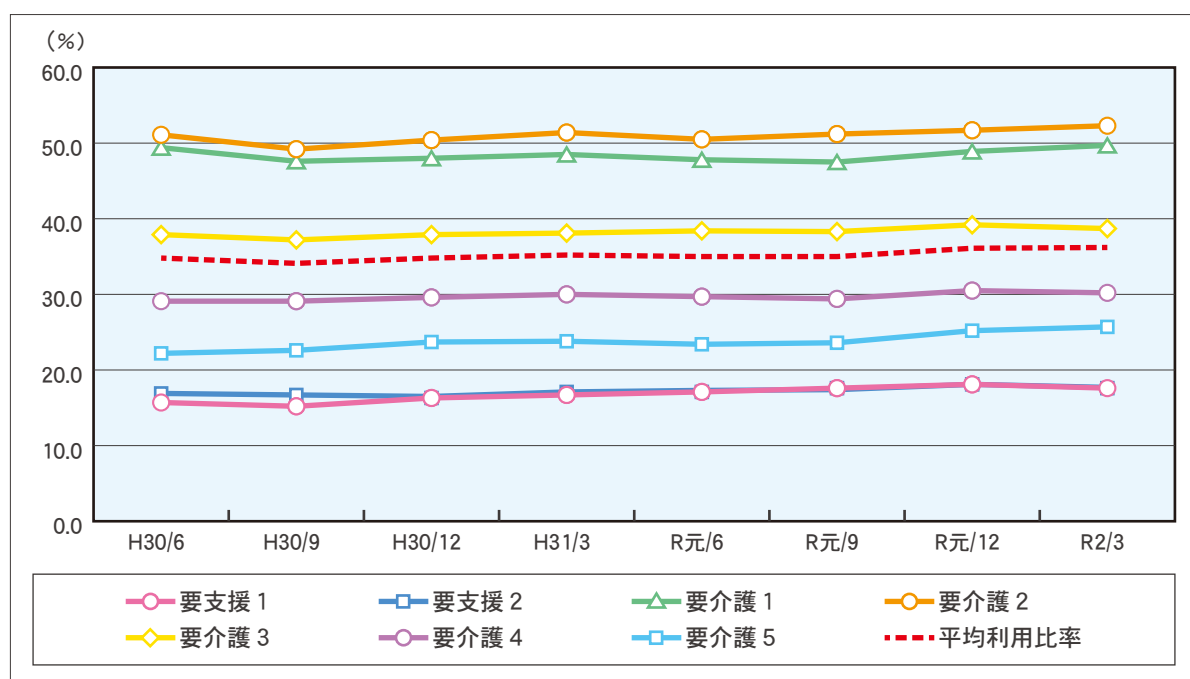
平成30年6月から令和2年3月までの居宅サービス対支給限度額利用率の推移を見ると、要支援1や要介護5でやや上昇傾向にあるものの、全体的にほぼ横ばいの状況です。

●図表4-7 居宅サービス対支給限度額利用率の推移

(単位:%)

要介護度	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3	支給限度額
要支援1	15.7	15.2	16.3	16.7	17.1	17.6	18.1	17.6	50,320円
要支援2	16.9	16.7	16.5	17.1	17.3	17.4	18.1	17.7	105,310円
要介護1	49.4	47.6	48.0	48.5	47.8	47.5	48.9	49.7	167,650円
要介護2	51.1	49.2	50.4	51.4	50.5	51.2	51.7	52.3	197,050円
要介護3	37.9	37.2	37.9	38.1	38.4	38.3	39.2	38.7	270,480円
要介護4	29.1	29.1	29.6	30.0	29.7	29.4	30.5	30.2	309,380円
要介護5	22.2	22.6	23.7	23.8	23.4	23.6	25.2	25.7	362,170円
平均利用率	34.8	34.1	34.8	35.2	35.0	35.0	36.1	36.2	

※平均利用率：居宅サービス利用総額/支給限度額総額



2 地域密着型サービスの推移

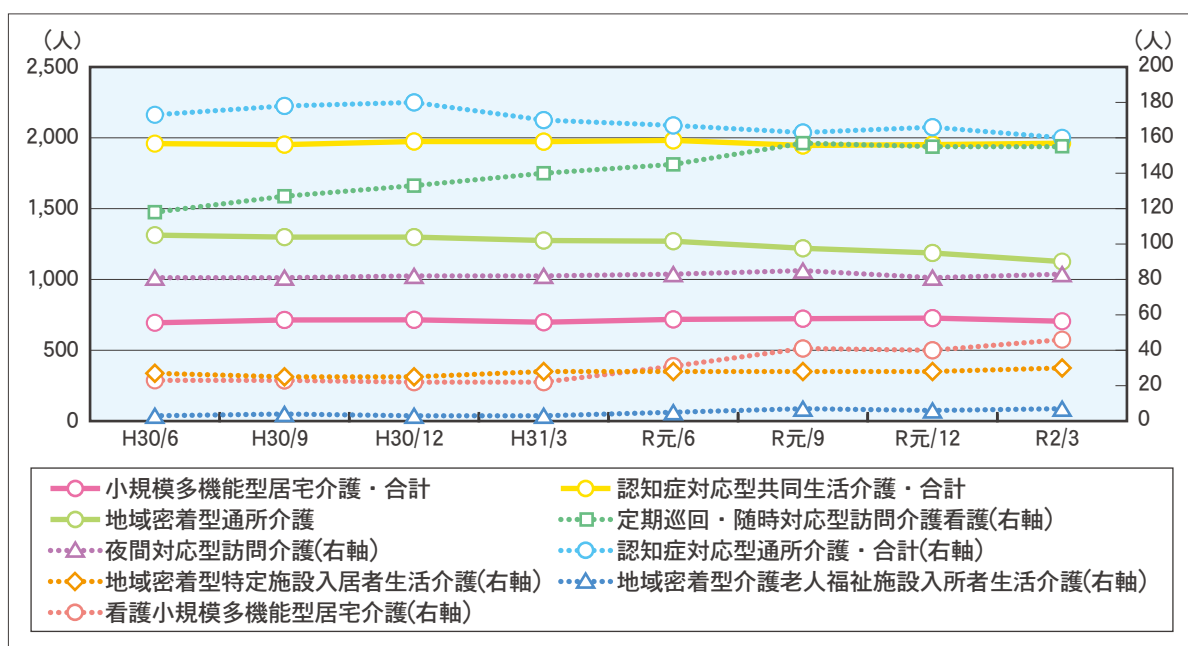
平成30年6月から令和2年3月までの地域密着型サービス利用者の推移をみると、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護でやや増加傾向、認知症対応型通所介護や地域密着型通所介護でやや減少傾向にあるものの、全体的にほぼ横ばいの状況です。

地域密着型サービス給付費の推移をみると、地域密着型サービス利用者の推移と連動して、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と看護小規模多機能型居宅介護で増加傾向にあります。

●図表4-8 地域密着型サービス利用者の推移

(単位:人)

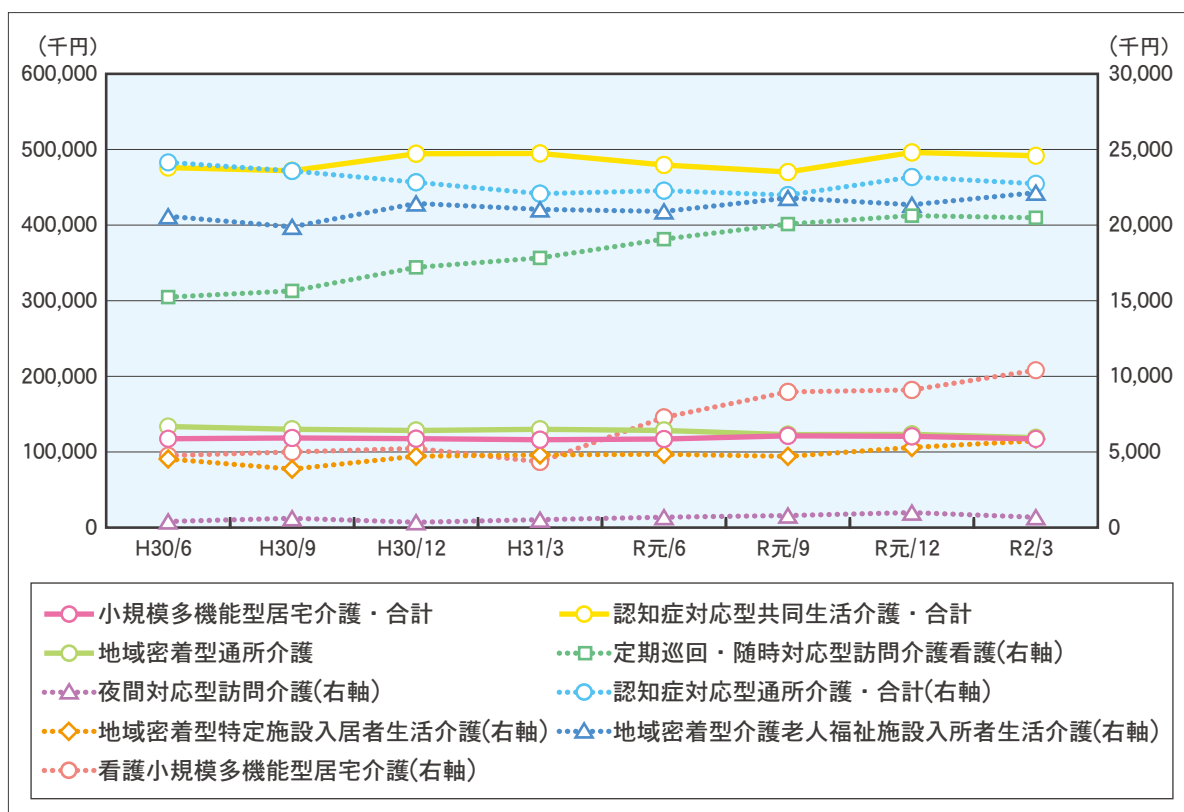
サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	118	127	133	140	145	157	155	155
夜間対応型訪問介護	3	4	3	3	5	7	6	7
認知症対応型通所介護	173	178	180	170	167	163	166	160
介護	165	169	169	160	160	154	157	150
予防	8	9	11	10	7	9	9	10
小規模多機能型居宅介護	694	714	715	698	718	723	727	705
介護	572	582	580	563	582	595	588	583
予防	122	132	135	135	136	128	139	122
認知症対応型共同生活介護	1,959	1,952	1,974	1,973	1,982	1,946	1,952	1,962
介護	1,931	1,926	1,948	1,950	1,959	1,919	1,925	1,934
予防	28	26	26	23	23	27	27	28
地域密着型特定施設入居者生活介護	27	25	25	28	28	28	28	30
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	81	81	82	82	83	85	81	83
看護小規模多機能型居宅介護	23	23	22	22	31	41	40	46
地域密着型通所介護	1,313	1,299	1,299	1,275	1,270	1,220	1,187	1,126



●図表 4 - 9 地域密着型サービス給付費の推移

(単位:千円)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	15,240	15,650	17,206	17,831	19,071	20,068	20,625	20,485
夜間対応型訪問介護	407	616	354	524	689	797	992	685
認知症対応型通所介護	24,147	23,580	22,833	22,079	22,277	21,984	23,178	22,734
介護	23,751	23,152	22,418	21,661	21,827	21,517	23,007	22,257
予防	396	428	415	419	450	467	170	477
小規模多機能型居宅介護	117,510	118,497	117,569	116,166	117,129	121,358	120,676	117,231
介護	110,400	110,381	109,699	107,918	109,334	114,152	113,285	110,311
予防	7,110	8,116	7,870	8,248	7,795	7,206	7,391	6,920
認知症対応型共同生活介護	476,058	471,813	494,388	494,776	479,495	470,167	496,083	491,715
介護	469,957	466,072	487,832	489,557	474,836	464,399	490,044	485,333
予防	6,102	5,741	6,556	5,219	4,659	5,768	6,038	6,383
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,537	3,866	4,720	4,803	4,850	4,709	5,301	5,737
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	20,582	19,885	21,432	21,039	20,906	21,796	21,347	22,143
看護小規模多機能型居宅介護	4,760	5,001	5,235	4,345	7,285	8,973	9,100	10,406
地域密着型通所介護	133,637	130,019	128,396	129,963	128,460	122,916	123,262	118,932



3 施設サービスの推移

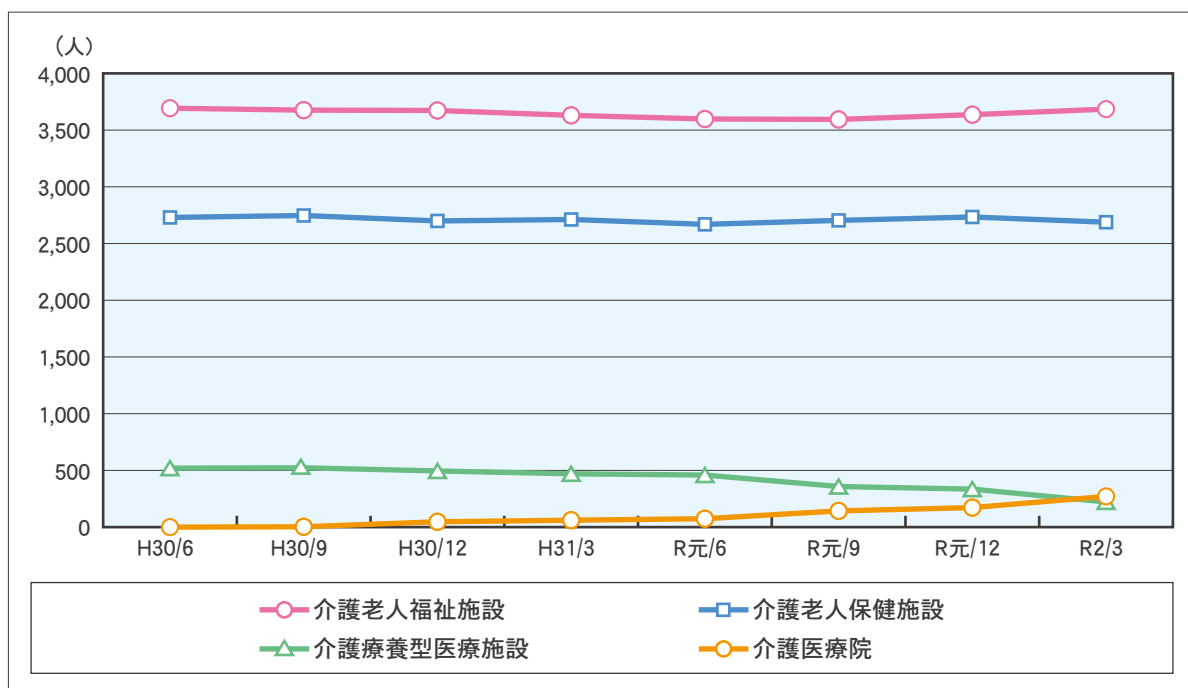
平成30年6月から令和2年3月までの介護保険4施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）の利用者の推移をみると、介護医療院は微増、介護老人保健施設はほぼ横ばいで推移しています。

また、介護療養型医療施設は他施設への転換が進められているため減少傾向にあります。

●図表 4-10 施設サービス利用者の推移

(単位:人)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3	備 考
介護老人福祉施設	3,693	3,676	3,673	3,630	3,598	3,594	3,636	3,685	特養
介護老人保健施設	2,730	2,747	2,699	2,712	2,669	2,704	2,734	2,688	老健
介護療養型医療施設	520	523	495	470	459	358	335	222	
介護医療院	0	3	47	61	74	143	172	271	
施設利用者合計	6,943	6,949	6,914	6,873	6,800	6,799	6,877	6,866	



●図表 4-11 施設サービス利用率の推移

(単位:%)

サービス種別	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
介護老人福祉施設	1.71	1.70	1.69	1.66	1.65	1.64	1.66	1.68
介護老人保健施設	1.26	1.27	1.24	1.24	1.22	1.24	1.25	1.22
介護療養型医療施設	0.24	0.24	0.23	0.22	0.21	0.16	0.15	0.10
介護医療院	0.00	0.00	0.02	0.03	0.03	0.07	0.08	0.12
施設利用率※	3.22	3.21	3.18	3.15	3.12	3.11	3.14	3.12

※高齢者人口に占める施設別サービス利用者の割合

4 居宅介護支援・介護予防支援の推移

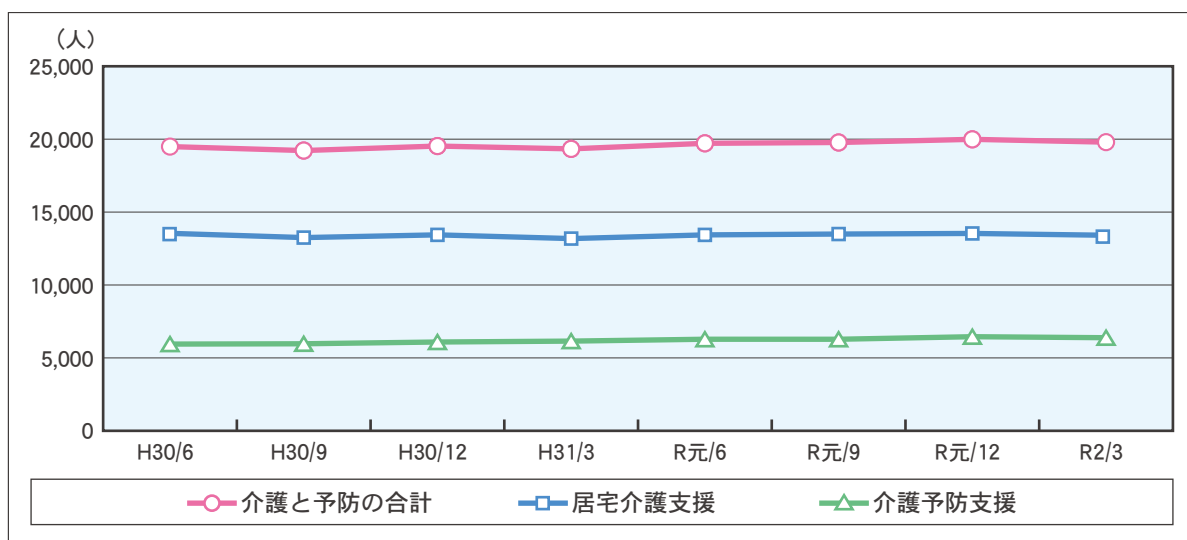
平成30年6月から令和2年3月までの居宅介護支援・介護予防支援の利用者の推移をみると、介護予防支援の利用者が増加傾向にあります。

給付費の推移をみると、利用者の推移と連動して、介護予防支援で給付費が増加傾向にあります。

●図表 4-12 居宅介護支援・介護予防支援の利用者の推移

(単位:人)

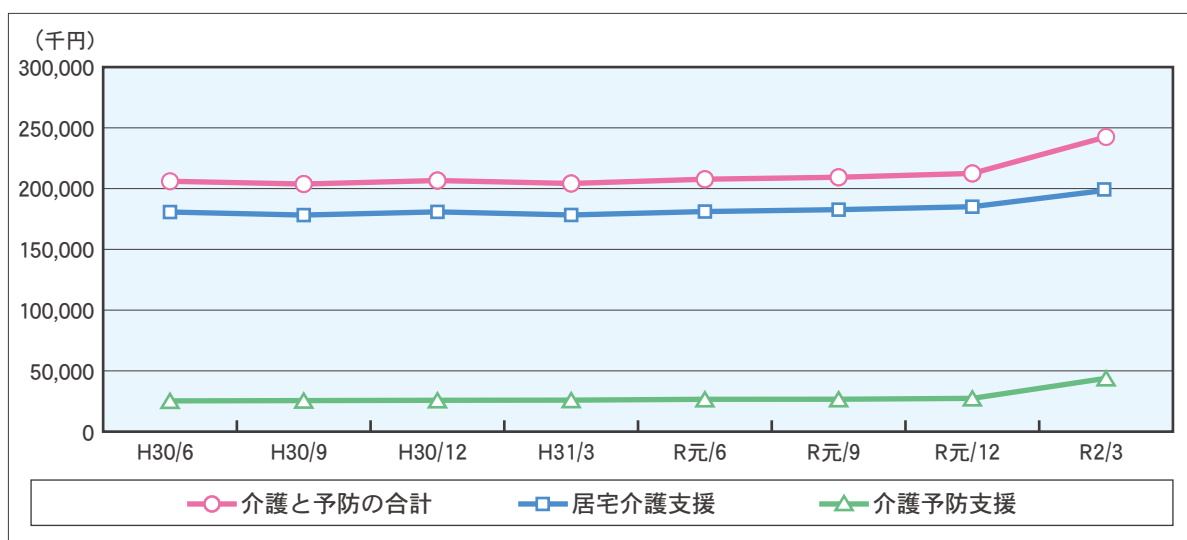
	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
居宅介護支援・介護予防支援	19,491	19,220	19,528	19,335	19,716	19,773	19,989	19,796
介護	13,543	13,251	13,438	13,183	13,436	13,494	13,535	13,411
予防	5,948	5,969	6,090	6,152	6,280	6,279	6,454	6,385



●図表 4-13 居宅介護支援・介護予防支援の給付費の推移

(単位:千円)

	H30/6	H30/9	H30/12	H31/3	R元/6	R元/9	R元/12	R2/3
居宅介護支援・介護予防支援	206,036	203,765	206,641	204,225	207,724	209,334	212,491	242,498
介護	180,718	178,219	180,848	178,297	181,120	182,680	185,107	198,623
予防	25,318	25,546	25,794	25,928	26,605	26,654	27,384	43,875



第2節 地域支援事業の状況

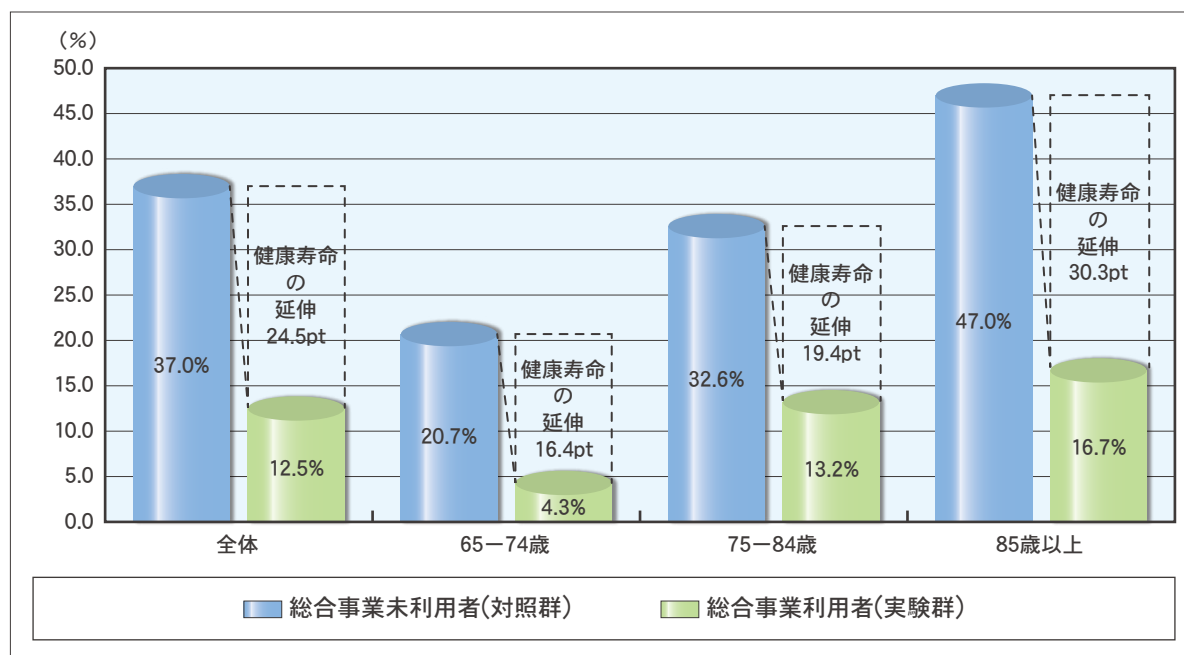
1 介護予防の効果

平成27年に総合事業を利用した者と利用していない者のその後の「認定者出現率」を検証したところ、平成27年から令和元年までの4年間で総合事業利用者（実験群）の認定者出現率は12.5%、総合事業未利用者（対照群）の認定者出現率は37.0%と、24.5ポイントの差が見られました。

また、同様に、平成27年の総合事業利用者と総合事業未利用者のうち、令和元年までの4年間で認定者となった人が「何年後に初めて認定を受けたか」を比較したところ、総合事業利用者（実験群）は総合事業未利用者（対照群）に比べて約1年間健康寿命が長い傾向がみられました。

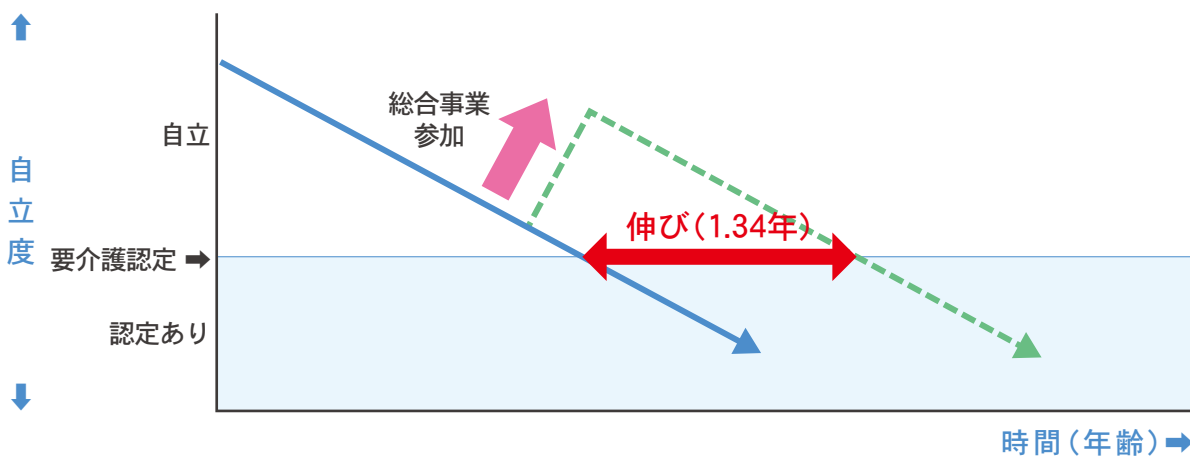
総合事業利用者（実験群）…… 平成27年実施の介護予防アンケートの回答者337名
総合事業未利用者（対照群）…… 平成27年実施の高齢者生活アンケートで事業対象候補者とみなされるが、実際に事業を利用しなかった者1,553名

●図表 4-14 総合事業利用者・未利用者の要介護等認定者出現率（H27～R元までの4年間追跡）



●図表 4-15 総合事業利用の有無と初めて認定を受けるまでに要する年数（H27～R元までの4年間追跡）

年齢区分	R元までの4年間のうちの認定者が何年後に初めて認定を受けたか			要 約
	総合事業利用者 (実験群)	総合事業未利用者 (対照群)	健康寿命を 延伸できる期間 (利用者 - 未利用者)	
65－74歳	3.00年後	1.60年後	1.40年	65－74歳は、総合事業を受けることで、 1年間 健康寿命が延伸する
75－84歳	2.86年後	1.67年後	1.19年	75－84歳は、総合事業を受けることで、 1年間 健康寿命が延伸する
85歳以上	3.06年後	1.53年後	1.52年	85歳以上は、総合事業を受けることで、 1年間 健康寿命が延伸する
全体	2.95年後	1.61年後	1.34年	総合事業を受けることで、 1年間 健康寿命が延伸する



2 地域支援事業の実施状況

地域支援事業は、平成26年の介護保険制度改正により、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）や包括的支援事業の社会保障充実分が創設される等、大幅な拡充が図られました。

これらの新事業については、実施体制の整備等に期間を要するものが多いため、実施までに一定の猶予期間が設けられましたが、広域連合では、実施主体である構成市町村と連携して、第6期計画期間中の早期の移行・開始に取り組みました。総合事業については、平成29年度から広域連合内全ての市町村で開始されました。

●図表 4-16 地域支援事業の開始時期

（単位：市町村、％）

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業（社会保障充実分）							
		在宅医療・介護連携推進事業		生活支援体制整備事業		認知症総合支援事業			
						初期集中支援事業		地域支援・ケア向上事業	
平成27年度	7 21.2%	20	60.6%	10	30.3%	1	3.0%	13	39.4%
平成28年度	18 54.5%	6	18.2%	6	18.2%	19	57.6%	10	30.3%
平成29年度	8 24.2%	2	6.1%	12	36.4%	8	24.2%	7	21.2%
平成30年度		5	15.2%	5	15.2%	5	15.2%	3	9.1%
計	33 100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%	33	100.0%

	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業（社会保障充実分）				
		在宅医療・介護連携推進事業	生活支援体制整備事業	認知症総合支援事業		
				初期集中支援事業	地域支援・ケア向上事業	
宇美町	平成27年4月	平成27年4月	平成27年4月	平成30年4月	平成29年4月	
篠栗町	平成28年4月	平成27年4月	平成27年12月	平成28年8月	平成28年8月	
志免町	平成28年4月	平成27年4月	平成29年4月	平成29年4月	平成27年4月	
須恵町	平成28年4月	平成27年4月	平成28年10月	平成28年12月	平成28年12月	
新宮町	平成28年4月	平成27年4月	平成28年9月	平成28年4月	平成28年9月	
久山町	平成28年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年1月	平成28年4月	
芦屋町	平成28年4月	平成27年7月	平成27年4月	平成29年6月	平成27年4月	
水巻町	平成27年4月	平成27年4月	平成29年4月	平成29年4月	平成29年4月	
岡垣町	平成28年4月	平成27年4月	平成29年6月	平成29年10月	平成28年10月	
遠賀町	平成28年4月	平成29年4月	平成29年4月	平成30年4月	平成29年4月	
宮若市	平成28年4月	平成27年4月	平成30年4月	平成28年4月	平成28年4月	
小竹町	平成28年4月	平成27年4月	平成30年4月	平成28年4月	平成29年4月	
鞍手町	平成28年4月	平成27年10月	平成29年4月	平成28年4月	平成27年10月	
筑前町	平成28年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成28年4月	平成29年4月	
東峰村	平成28年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成28年4月	平成29年4月	
うきは市	平成28年4月	平成27年4月	平成27年4月	平成29年4月	平成27年4月	
大刀洗町	平成28年4月	平成27年4月	平成29年1月	平成29年1月	平成28年3月	
柳川市	平成29年4月	平成28年4月	平成27年4月	平成30年4月	平成27年4月	
大木町	平成29年4月	平成28年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成28年4月	
広川町	平成29年4月	平成27年4月	平成28年4月	平成29年3月	平成27年4月	
田川市	平成28年4月	平成27年4月	平成27年4月	平成28年9月	平成27年4月	
桂川町	平成27年12月	平成30年3月	平成30年3月	平成28年8月	平成27年4月	
香春町	平成29年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成30年4月	
添田町	平成29年4月	平成30年4月	平成29年4月	平成27年11月	平成30年4月	
糸田町	平成29年4月	平成30年4月	平成30年4月	平成28年4月	平成27年4月	
川崎町	平成28年4月	平成28年4月	平成30年4月	平成28年7月	平成28年7月	
大任町	平成27年4月	平成30年4月	平成27年4月	平成30年4月	平成28年4月	
福智町	平成27年4月	平成27年4月	平成27年4月	平成29年6月	平成27年4月	
赤村	平成29年4月	平成30年4月	平成29年4月	平成28年4月	平成30年4月	
豊前市	平成28年4月	平成27年4月	平成27年11月	平成29年1月	平成27年9月	
吉富町	平成27年4月	平成27年4月	平成27年4月	平成29年1月	平成27年4月	
上毛町	平成29年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成28年4月	平成28年4月	
築上町	平成27年10月	平成27年4月	平成29年4月	平成30年3月	平成29年4月	

第4章

介護保険事業の現状



第5章



計画の基本方針



鞍手町



桂川町

第1節 計画の基本方針

第2節 日常生活圏域の設定

1. 日常生活圏域の考え方
2. 広域連合における日常生活圏域の設定

第1節 計画の基本方針

本計画では、介護保険法に基づく「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）における地域包括ケアシステムの基本的理念等を踏まえつつ、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活が送れる社会を目指して、構成市町村との連携のもと、介護保険事業の推進に取り組みます。

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

（第一 サービス提供体制の確保及び事業実施に関する基本的事項）

一 地域包括ケアシステムの基本的理念

市町村及び都道府県は、介護保険法の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施を図ることが必要であり、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めること。（中略）

1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

（中略）

2 介護給付等対象サービスの充実・強化

（中略）

3 在宅医療の充実及び在宅医療・介護連携を図るための体制の整備

（中略）

4 日常生活を支援する体制の整備

（中略）

5 高齢者の住まいの安定的な確保

（中略）



第2節 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方

介護保険事業計画における「日常生活圏域」とは、地域包括ケアシステム推進の基礎単位であり、地域密着型サービスや地域支援事業を提供する際の整備単位として位置づけられています。

その設定に際しては、地理的条件や人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を勘案して定めることが必要とされています。

2 広域連合における日常生活圏域の設定

日常生活圏域は地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進するため、各市町村の判断により複数の圏域を設定できるようにしています。



第6章



被保険者の推計



上毛町



小竹町

第1節 被保険者の推計

1. 被保険者の推計

第2節 要介護等認定者の推計

1. 要介護等認定者の推計

第1節 被保険者の推計

1 被保険者の推計

平成30～令和2年の各9月末時点の住民基本台帳人口を使用し、男女別・各歳別の5年間の平均変化率を算出して人口推計を行いました。

この結果、第8期計画期間においては、総人口と第2号被保険者（40～64歳）人口がともに減少傾向で推移する一方で、高齢者人口は増加傾向にあり、令和5年には221,159人となる見込みです。

内訳をみると、第8期計画期間（令和3～5年度）は令和4年を境に後期高齢者が前期高齢者を上回る見込みです。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年度まで推計すると、後期高齢者（126,461人）が前期高齢者（93,919人）を約3万3千人上回り、後期高齢化率も18.7%へと急上昇することが予測されます。

さらに、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年度まで推計すると、後期高齢者は127,264人、前期高齢者は83,479人となり、後期高齢化率は21.8%へと上昇し、前期高齢化率も14.3%と上昇に転じています。

●図表6-1 第8期計画期間の人口推計

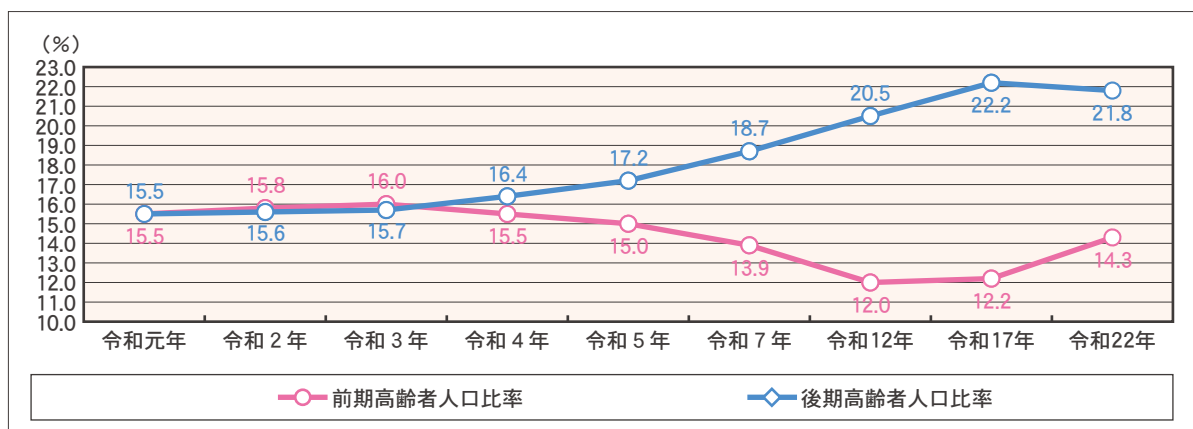
（単位：人、％）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	備考
総人口(A)	705,699	701,757	697,406	692,797	687,987	677,897	650,054	616,695	582,794	
40～64歳人口(B)	219,944	218,764	217,707	217,175	216,235	214,480	209,074	190,643	169,713	第2号被保険者
比率B/A	31.2	31.2	31.2	31.3	31.4	31.6	32.2	30.9	29.1	
高齢者人口(C)	218,711	220,478	221,195	221,111	221,159	220,380	211,643	212,350	210,743	65歳以上
比率C/A	31.0	31.4	31.7	31.9	32.1	32.5	32.6	34.4	36.2	高齢化率
前期高齢者人口(D)	109,499	110,755	111,794	107,609	103,162	93,919	78,207	75,401	83,479	65～74歳
比率D/A	15.5	15.8	16.0	15.5	15.0	13.9	12.0	12.2	14.3	前期高齢化率
後期高齢者人口(E)	109,212	109,723	109,401	113,502	117,997	126,461	133,436	136,949	127,264	75歳以上
比率E/A	15.5	15.6	15.7	16.4	17.2	18.7	20.5	22.2	21.8	後期高齢化率

※人口推計はコーホート変化率法（巻末付属資料「用語の解説」参照）による

※各年9月末時点

●図表6-2 前期高齢化率と後期高齢化率



第2節 要介護等認定者の推計

1 要介護等認定者の推計

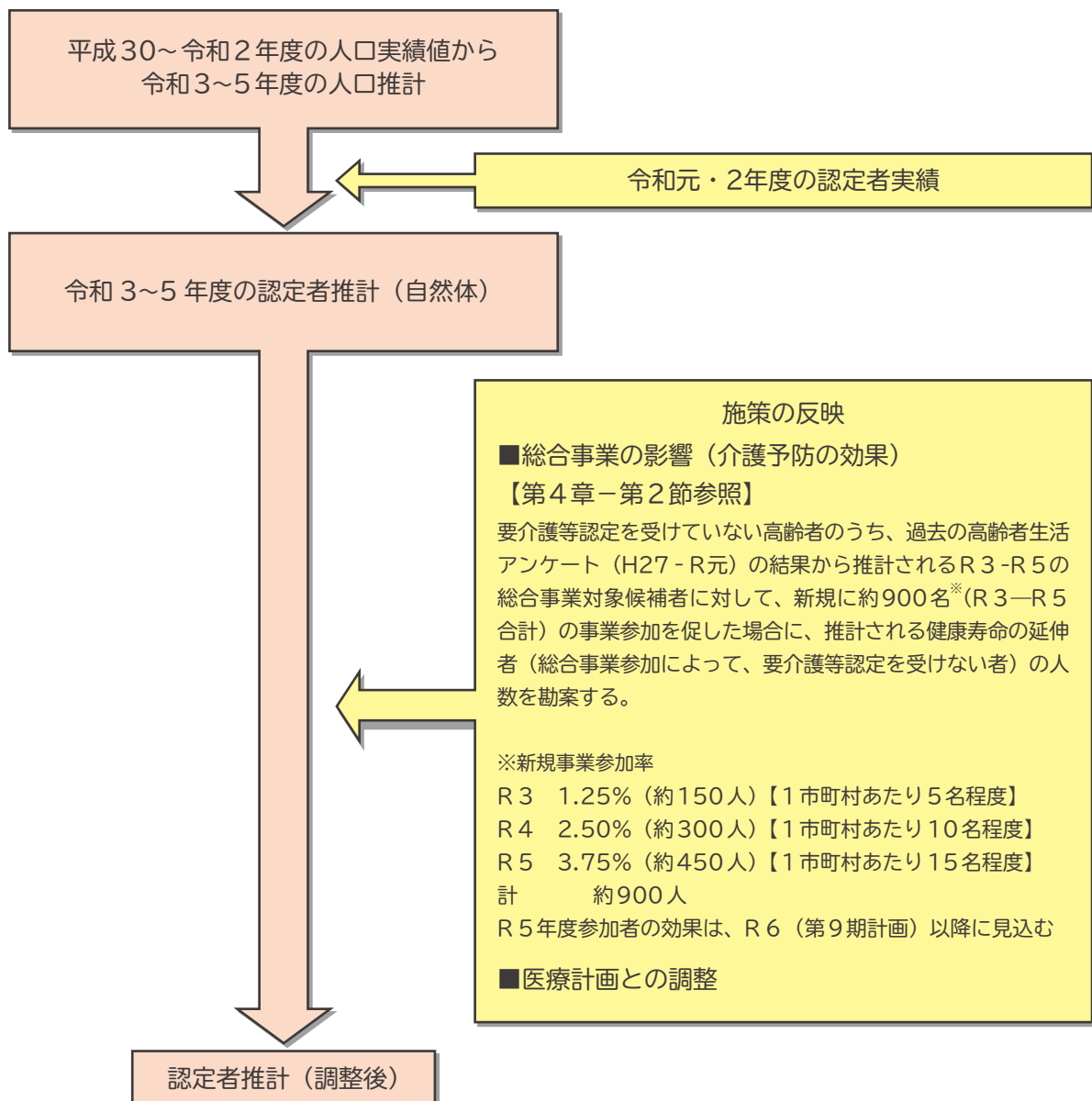
要介護等認定者数については、令和元・2年度の性別・年齢別・要介護度別の認定率の変化率をもとに算出した自然体の推計値に、総合事業の影響を勘案して、見込みました。

調整後の要介護等認定者数は令和5年度に43,029人となる見込みです。

また、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年度まで推計すると、認定者数は約44,000人まで上昇する見込みです。

さらに、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年度まで推計すると、認定者数は52,000人を超える見込みです。

●図表6-3 認定者数の推計方法

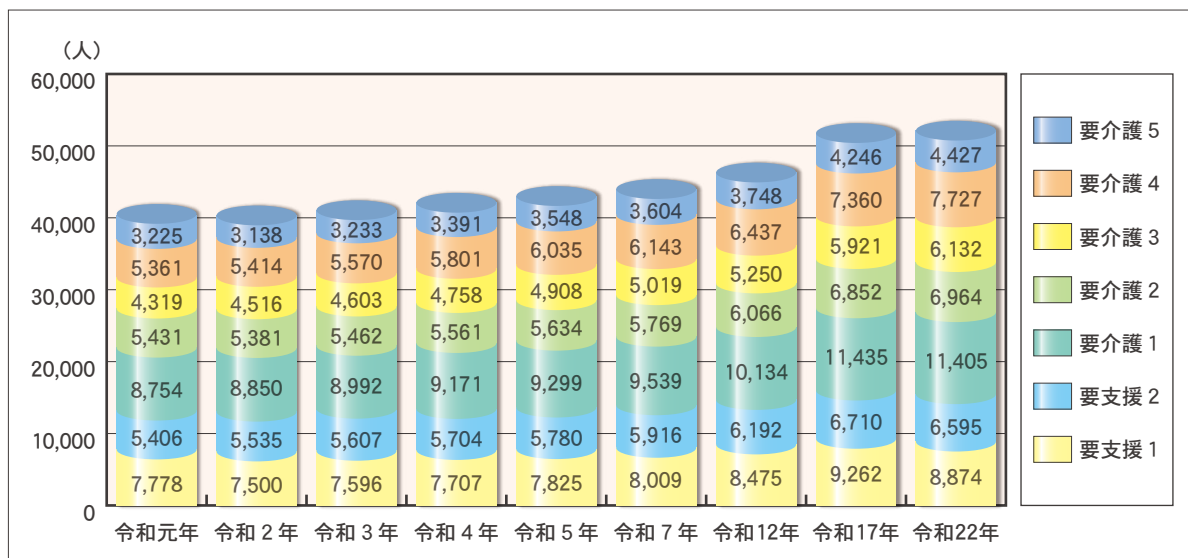


●図表 6-4 要介護等認定者数の推計

		単位	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	
要支援・要介護認定者数	自然体	要支援1	人	7,778	7,500	7,596	7,715	7,842	8,009	8,475	9,262	8,874
		要支援2	人	5,406	5,535	5,607	5,708	5,787	5,916	6,192	6,710	6,595
		要介護1	人	8,754	8,850	8,992	9,179	9,316	9,539	10,134	11,435	11,405
		要介護2	人	5,431	5,381	5,462	5,566	5,644	5,769	6,066	6,852	6,964
		要介護3	人	4,319	4,516	4,603	4,700	4,775	4,884	5,115	5,786	5,997
		要介護4	人	5,361	5,414	5,520	5,630	5,716	5,843	6,137	7,060	7,427
		要介護5	人	3,225	3,138	3,193	3,251	3,298	3,382	3,532	4,044	4,225
		合 計	人	40,274	40,334	40,973	41,749	42,378	43,342	45,651	51,149	51,487
		認 定 率	%	18.41	18.29	18.52	18.88	19.16	19.67	21.57	24.09	24.43
	予防効果	要支援1	人	0	0	0	-8	-17	0	0	0	0
		要支援2	人	0	0	0	-4	-7	0	0	0	0
		要介護1	人	0	0	0	-8	-17	0	0	0	0
		要介護2	人	0	0	0	-5	-10	0	0	0	0
		要介護3	人	0	0	0	-2	-6	0	0	0	0
		要介護4	人	0	0	0	-4	-7	0	0	0	0
		要介護5	人	0	0	0	-2	-4	0	0	0	0
		合 計	人	0	0	0	-33	-68	0	0	0	0
		実施効果	%	-	-	-	-0.08	-0.16	-	-	-	-
	地域特性等	要支援1	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		要支援2	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		要介護1	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		要介護2	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		要介護3	人	0	0	0	60	139	135	135	135	135
		要介護4	人	0	0	50	175	326	300	300	300	300
		要介護5	人	0	0	40	142	254	222	216	202	202
		合 計	人	0	0	90	377	719	657	651	637	637
	予防効果 地域特性等調整後	要支援1	人	7,778	7,500	7,596	7,707	7,825	8,009	8,475	9,262	8,874
		要支援2	人	5,406	5,535	5,607	5,704	5,780	5,916	6,192	6,710	6,595
		要介護1	人	8,754	8,850	8,992	9,171	9,299	9,539	10,134	11,435	11,405
		要介護2	人	5,431	5,381	5,462	5,561	5,634	5,769	6,066	6,852	6,964
		要介護3	人	4,319	4,516	4,603	4,758	4,908	5,019	5,250	5,921	6,132
		要介護4	人	5,361	5,414	5,570	5,801	6,035	6,143	6,437	7,360	7,727
		要介護5	人	3,225	3,138	3,233	3,391	3,548	3,604	3,748	4,246	4,427
		合 計	人	40,274	40,334	41,063	42,093	43,029	43,999	46,302	51,786	52,124

※端数処理の関係上、合計や差引数が合わない場合があります。

●図表 6-5 要介護等認定者数（調整後）の推移



第6章

被保険者の推計



第7章



介護給付等対象サービスの利用量の見込み



篠栗町



志免町

第1節 推計方法とサービス利用者数の概要

1. 介護保険サービス利用者の区分
2. サービス利用量の推計手順
3. サービス区分別の利用者数の推計

第2節 施設・居住系サービスの利用者数の見込み

1. 施設・居住系サービスの利用者数
2. 地域密着型サービス(居住系)の必要利用定員総数

第3節 居宅サービス、地域密着型サービスの利用者数の見込み

1. 在宅サービス等の利用者数

第4節 介護給付等対象サービスの利用量の見込み

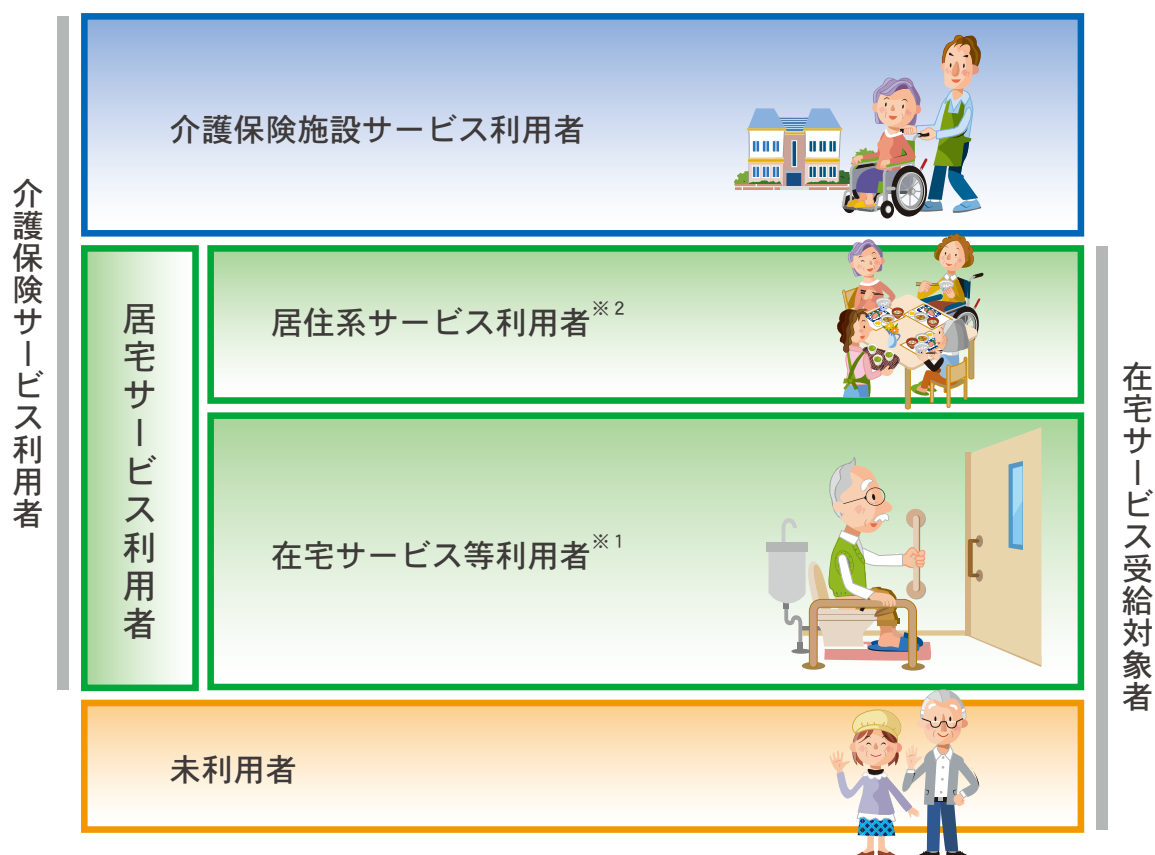
第1節 推計方法とサービス利用者数の概要

1 介護保険サービス利用者の区分

介護保険におけるサービス利用者は、以下の図のとおり、「介護保険施設サービス利用者」「居宅サービス利用者」に大別されます。

サービス未利用者は、要介護等認定を受けているものの、入院等により実際には介護保険サービスを利用していない人や、家族介護で対応している人等が含まれます。

●図表 7-1 介護保険サービス利用者の区分



※1 在宅サービス等利用者
居住系サービスを除く居宅サービス及び地域密着型サービスならびに
予防給付サービスの利用者

※2 居住系サービス利用者
認知症対応型共同生活介護及び特定施設入居者生活介護、
地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者

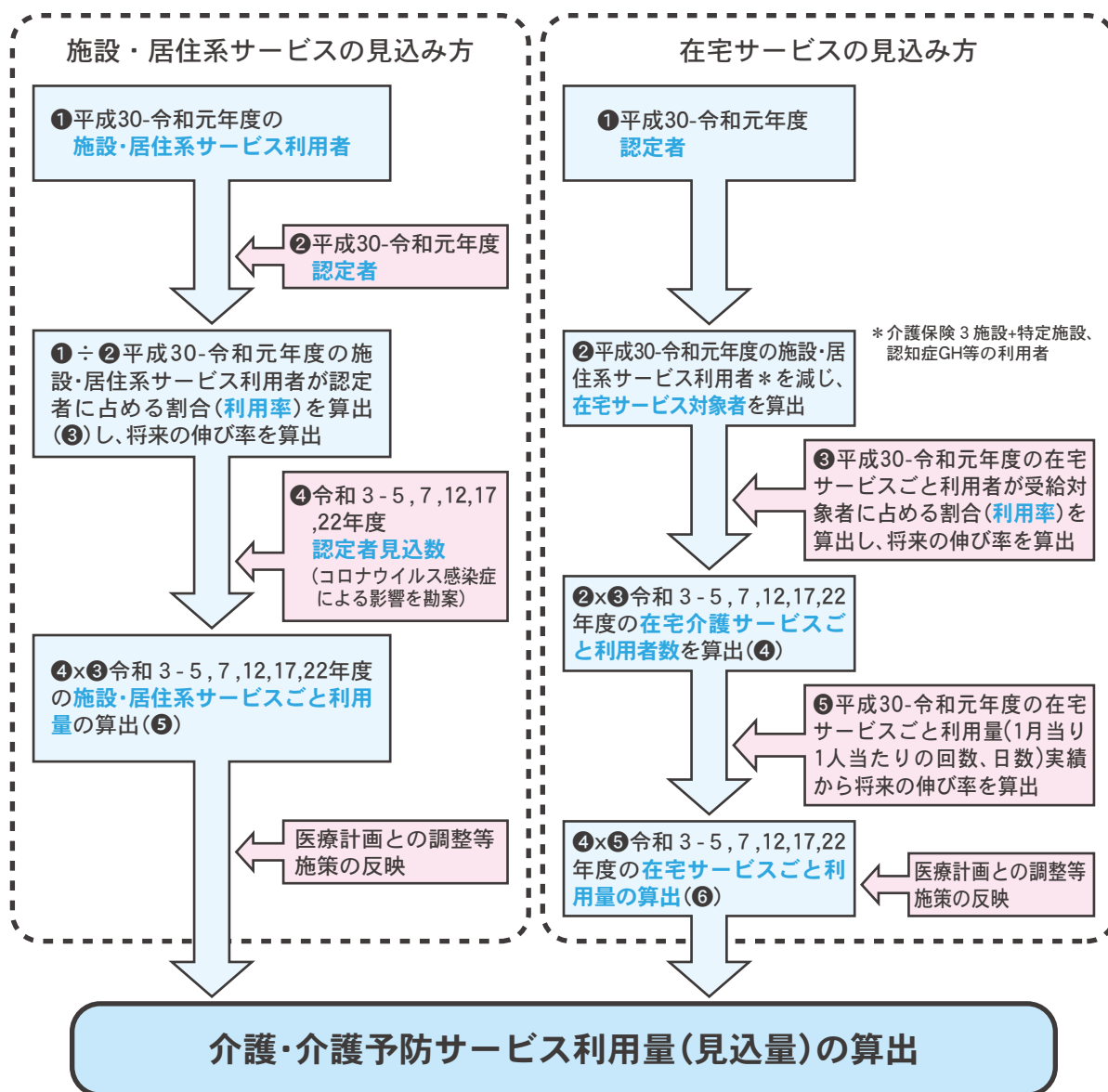
2 サービス利用量の推計手順

サービス利用量の推計手順は下図のとおりです。

まず、介護保険施設サービスと、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護等の居住系サービスの利用量を見込み、その後、訪問介護等の在宅サービスや、小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービス（居住サービス以外）の利用量を見込みました。

また、利用量を見込むにあたっては、医療計画に基づく慢性期病床から介護施設・在宅医療等への転換分への対応、及び介護離職防止のための追加的需要（以下、「医療計画からの転換分及び介護離職防止のための追加的需要」という。）、新型コロナウイルス感染症流行の影響も勘案しました。

●図表 7-2 サービス利用量の推計手順



3 サービス区分別の利用者数の推計

前出の方法により推計したサービス区分別の利用者数は以下のとおりであり、令和5年度には、施設・居住系サービス利用者が12,883人、在宅サービス等受給者が25,372人になる見込みです。

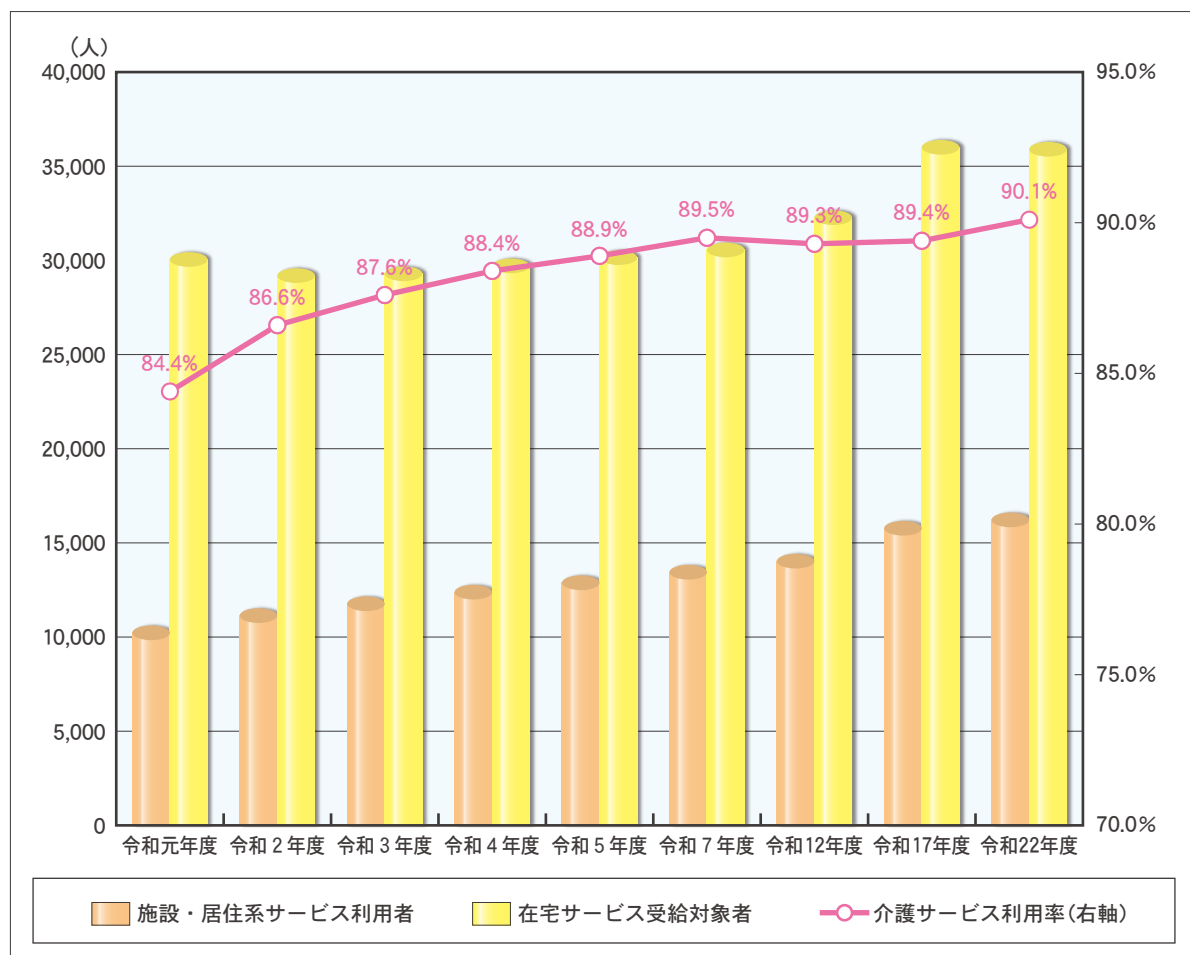
さらに令和22年度まで推計すると、認定者の増加とともにサービス利用者も増加し続け、施設・居住系サービス利用者は16,000人を超え、在宅サービス等受給者も30,000人を超える見込みです。

●図表 7-3 サービス区分別の利用者数の推計

(単位:人/月、%)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度	備考
①要介護等認定者	40,274	40,334	41,063	42,093	43,029	43,999	46,302	51,786	52,124	
②施設・居住系サービス利用者	10,224	11,140	11,769	12,385	12,883	13,443	14,030	15,779	16,222	
③在宅サービス受給対象者	30,050	29,194	29,294	29,708	30,146	30,556	32,272	36,007	35,902	①－②
④在宅サービス受給率	79.0%	81.5%	82.7%	83.5%	84.2%	84.9%	84.6%	84.8%	85.6%	受給率実績より見込む
⑤在宅サービス等受給者	23,748	23,783	24,213	24,820	25,372	25,944	27,302	30,536	30,735	③×④
⑥介護サービス利用率	84.4%	86.6%	87.6%	88.4%	88.9%	89.5%	89.3%	89.4%	90.1%	(②+⑤)÷①
⑦未利用者	6,302	5,411	5,081	4,887	4,773	4,612	4,970	5,471	5,167	③－⑤
⑧未利用率(認定者比)	15.6%	13.4%	12.4%	11.6%	11.1%	10.5%	10.7%	10.6%	9.9%	⑦÷①

※合計・差引数は端数処理の関係で合わない場合がある



第2節 施設・居住系サービスの利用者数の見込み

1 施設・居住系サービスの利用者数

施設サービスのうち、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護医療院[※]については、医療計画からの転換分及び介護離職防止のための追加的需要への対応として、県・構成市町村との調整のもと、利用増を見込みました。

介護療養型医療施設については、令和6年3月末までに他の介護保険施設等に転換される予定のため、利用減で見込みました。

居住系サービスでは、特定施設入居者生活介護や認知症対応型共同生活介護において、医療計画からの転換分及び介護離職防止のための追加的需要への対応分を見込みました。

※ 介護医療院とは、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、平成30年度から創設された新たな介護保険施設。

● 図表 7-4 施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位:人/月)

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
施設系 サービス	介護老人福祉施設	3,639	3,859	4,354	4,855	5,350	5,457	5,641	6,232	6,411
	介護老人保健施設	2,701	2,941	3,024	3,118	3,138	3,232	3,383	3,900	4,027
	介護医療院	148	271	287	317	340	680	742	890	961
	介護療養型医療施設	365	363	312	206	61	0	0	0	0
居住系 サービス	特定施設入居者生活介護	1,279	1,455	1,521	1,583	1,650	1,681	1,758	1,944	1,959
	認知症対応型共同生活介護	1,975	2,114	2,150	2,182	2,217	2,261	2,362	2,644	2,687
	地域密着型特定施設入居者生活介護	28	36	36	37	37	37	39	42	41
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	89	101	85	87	91	95	105	127	136

※特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護は、介護給付と予防給付の合計値

2 地域密着型サービスの必要利用定員総数

施設・居住系サービスのうち、広域連合が指定監督権限を有する地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとに必要利用定員総数を定め、圏域単位での基盤整備に取り組みます。

●図表 7 - 5 地域密着型サービスの必要利用定員総数
(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
須 恵 町	20	20	20
芦 屋 町	20	20	20
遠 賀 町	20	20	20
柳 川 市	8	8	8
広 域 連 合	68	68	68
地域密着型特定施設入居者生活介護			
福 智 町	29	29	29
広 域 連 合	29	29	29
認知症対応型共同生活介護			
宇 美 町	36	36	36
篠 栗 町	18	18	18
志 免 町	45	45	45
須 恵 町	54	54	54
新 宮 町	36	36	36
久 山 町	18	18	18
芦 屋 町	36	36	36
水 巻 町	27	27	27
岡 垣 町	60	60	60
遠 賀 町	36	36	36
宮 若 市	207	207	207
小 竹 町	72	72	72
鞍 手 町	72	72	72
筑 前 町	36	36	36
う き は 市	90	90	90
大刀洗町	36	36	36
柳 川 市	171	171	171
大 木 町	63	63	63
広 川 町	63	63	63
田 川 市	162	162	162
桂 川 町	18	18	18
香 春 町	108	108	108
添 田 町	45	45	45
糸 田 町	63	63	63
川 崎 町	108	108	108
大 任 町	63	63	63
福 智 町	216	216	216
赤 村	27	27	27
豊 前 市	45	45	45
吉 富 町	27	27	27
上 毛 町	18	18	18
築 上 町	27	27	27
広 域 連 合	2,103	2,103	2,103

第3節 居宅サービス、地域密着型サービスの利用者数の見込み

1 在宅サービス等の利用者数

(1) 在宅サービス等の利用者数

要介護等認定者の見込みから施設・居住系サービス利用者見込みを差し引いた人数（在宅サービス等受給対象者）に、平成30・令和元年度の実績から見込んだ受給率（実際にサービスを利用する人の割合）を勘案して、在宅サービス等受給者を推計すると、受給者数は令和5年度で25,372人となる見込みです。さらに令和22年度まで推計すると30,000人を超える見込みです。【第7章-第1節-3参照】

サービスごとの利用者数についても、平成30・令和元年度の利用実績から見込んだサービス別の利用率をもとに算出しました。

なお、医療計画からの転換分及び介護離職防止のための追加的需要への対応については、在宅生活の継続や家族介護者の負担軽減に有効とされる、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護を中心に利用増を見込みました。



●図表 7 - 6 在宅サービス等のサービス別利用者数

(単位:人/月)

サービス区分		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
在宅サービス等の 見込量	(1) 居宅サービス									
	①訪問介護	4,629	4,650	4,622	4,691	4,755	4,787	5,026	5,581	5,626
	②訪問入浴介護	208	218	207	209	222	208	220	252	264
	③訪問看護	1,680	1,688	1,669	1,700	1,739	1,733	1,845	2,092	2,146
	④訪問リハビリテーション	316	352	345	349	356	355	376	434	448
	⑤居宅療養管理指導	3,374	3,323	3,269	3,308	3,404	3,393	3,617	4,142	4,272
	⑥通所介護	6,435	6,438	6,448	6,541	6,614	6,688	7,105	8,096	8,248
	⑦通所リハビリテーション	3,248	3,345	3,351	3,400	3,444	3,490	3,704	4,265	4,361
	⑧短期入所生活介護	1,258	1,346	1,335	1,342	1,349	1,350	1,442	1,674	1,733
	⑨短期入所療養介護(老健)	255	294	290	292	297	296	311	365	377
	⑩短期入所療養介護(病院等)	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	⑪短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑫福祉用具貸与	8,230	8,113	8,056	8,149	8,263	8,296	8,776	9,980	10,207
	⑬特定福祉用具購入	122	144	143	145	147	148	157	177	179
	(2) 地域密着型サービス									
	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	150	158	168	179	188	189	196	217	221
	②夜間対応型訪問介護	6	7	7	7	6	7	7	7	7
	③認知症対応型通所介護	158	189	188	189	189	188	194	212	213
	④小規模多機能型居宅介護	585	634	657	683	722	718	747	832	844
	⑤看護小規模多機能型居宅介護	36	38	43	52	61	57	63	76	81
	⑥地域密着型通所介護	1,147	1,322	1,322	1,342	1,358	1,371	1,460	1,631	1,656
	(3) 住宅改修	115	135	134	136	139	140	148	169	172
	(4) 居宅介護支援	13,407	13,301	13,274	13,457	13,649	13,775	14,579	16,532	16,816
	(1) 介護予防給付サービス									
	①介護予防訪問入浴介護	2	3	3	3	3	3	4	4	4
	②介護予防訪問看護	487	513	520	533	538	555	594	649	644
	③介護予防訪問リハビリテーション	83	106	108	110	111	114	122	134	133
	④介護予防居宅療養管理指導	360	398	409	416	422	436	472	527	524
	⑤介護予防通所リハビリテーション	2,487	2,487	2,522	2,558	2,594	2,655	2,805	3,084	3,002
	⑥介護予防短期入所生活介護	71	91	92	94	96	99	107	121	120
	⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	19	23	23	24	24	25	26	30	29
	⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑨介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑩介護予防福祉用具貸与	4,319	4,346	4,407	4,478	4,539	4,648	4,912	5,372	5,229
	⑪特定介護予防福祉用具購入	102	119	120	122	124	127	135	148	144
	(2) 地域密着型介護予防サービス									
	①介護予防認知症対応型通所介護	9	12	12	12	12	12	13	13	13
	②介護予防小規模多機能型居宅介護	133	154	164	175	181	184	191	205	199
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	27	38	38	38	38	39	41	45	43
	(3) 住宅改修	127	142	144	146	148	152	160	175	169
	(4) 介護予防支援	6,314	6,285	6,363	6,467	6,562	6,720	7,098	7,753	7,541

* 令和元年度は年間実績値、令和2年度は見込値

第4節 介護給付等対象サービスの利用量の見込み

前節までのサービス利用者数の推計値をもとに、各サービスの利用量を以下のとおり見込みました。

在宅サービス等については平成30・令和元年度の一人当たり利用回数（日数）等から利用量を見込みました。

●図表7-7 介護保険サービス利用量の見込み

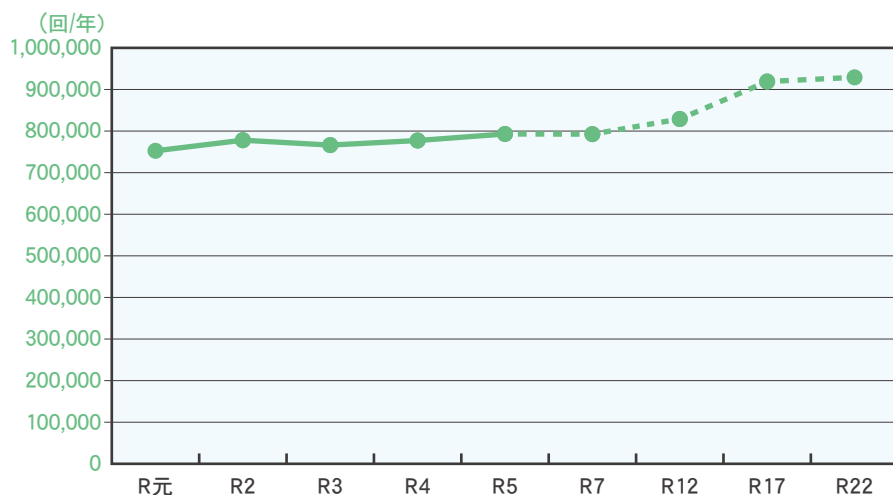
サービス区分			令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 7年度	令和 12年度	令和 17年度	令和 22年度
(1) 居宅サービス	①訪問介護	回/年	752,524	778,036	766,277	777,262	792,945	792,635	829,003	919,062	929,182
	②訪問入浴介護	回/年	14,039	15,538	14,654	14,706	15,628	14,340	15,205	17,627	18,538
	③訪問看護	回/年	138,012	145,927	143,716	146,009	150,005	149,063	158,148	178,526	183,050
	④訪問リハビリテーション	回/年	24,019	28,423	27,793	28,092	28,665	28,562	30,115	34,645	35,688
	⑤居宅療養管理指導	人/年	40,486	39,881	39,228	39,696	40,848	40,716	43,404	49,704	51,264
	⑥通所介護	回/年	1,069,789	1,082,266	1,080,775	1,094,014	1,104,916	1,115,193	1,182,766	1,344,676	1,370,155
	⑦通所リハビリテーション	回/年	390,404	416,168	416,032	421,868	427,822	432,917	458,587	527,037	539,013
	⑧短期入所生活介護	日/年	190,894	217,482	213,988	214,062	214,538	212,570	225,373	259,029	268,466
	⑨短期入所療養介護(老健)	日/年	18,489	24,606	24,165	24,344	24,654	24,492	25,717	30,138	31,219
	⑩短期入所療養介護(病院等)	日/年	68	159	161	162	161	151	166	187	198
	⑪短期入所療養介護(介護医療院)	日/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑫福祉用具貸与	人/年	98,754	97,359	96,672	97,788	99,156	99,552	105,312	119,760	122,484
	⑬特定福祉用具購入	人/年	1,465	1,725	1,710	1,738	1,770	1,782	1,881	2,118	2,154
	⑭特定施設入居者生活介護	人/年	12,360	14,052	14,676	15,264	15,900	16,200	16,944	18,816	19,116
(2) 地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	1,797	1,901	2,019	2,153	2,254	2,270	2,347	2,598	2,650
	②夜間対応型訪問介護	人/年	68	81	79	79	78	78	78	87	86
	③認知症対応型通所介護	回/年	24,576	30,569	30,403	30,615	30,571	30,750	31,622	34,317	34,318
	④小規模多機能型居宅介護	人/年	7,016	7,604	7,889	8,191	8,660	8,620	8,964	9,983	10,130
	⑤認知症対応型共同生活介護	人/年	23,376	24,912	25,344	25,728	26,148	26,664	27,852	31,188	31,728
	⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	336	426	432	441	442	450	463	501	490
	⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	1,068	1,216	1,017	1,049	1,087	1,134	1,264	1,526	1,632
	⑧看護小規模多機能型居宅介護	人/年	434	455	518	629	731	688	757	910	973
	⑨地域密着型通所介護	回/年	181,422	219,046	218,110	221,025	223,598	225,380	240,787	269,737	275,483
	(3) 住宅改修	人/年	1,380	1,623	1,611	1,636	1,666	1,679	1,781	2,030	2,067
	(4) 居宅介護支援	人/年	160,879	159,609	159,288	161,484	163,788	165,300	174,948	198,384	201,792
(1) 介護予防給付サービス	①介護予防訪問入浴介護	回/年	119	195	203	211	219	233	271	290	307
	②介護予防訪問看護	回/年	30,153	33,022	33,459	34,247	34,578	35,666	38,000	41,197	40,789
	③介護予防訪問リハビリテーション	回/年	5,635	7,745	7,865	8,001	8,116	8,339	8,901	9,744	9,612
	④介護予防居宅療養管理指導	人/年	4,322	4,780	4,908	4,992	5,064	5,232	5,664	6,324	6,288
	⑤介護予防通所リハビリテーション	人/年	29,849	29,843	30,264	30,696	31,128	31,860	33,660	37,008	36,024
	⑥介護予防短期入所生活介護	日/年	4,615	6,795	6,856	6,973	7,080	7,275	7,760	8,686	8,569
	⑦介護予防短期入所療養介護(老健)	日/年	1,021	1,495	1,525	1,551	1,584	1,639	1,757	2,000	1,987
	⑧介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/年	10	24	24	24	24	24	25	26	26
	⑨短期入所療養介護(介護医療院)	日/年	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	⑩介護予防福祉用具貸与	人/年	51,829	52,148	52,884	53,736	54,468	55,776	58,944	64,464	62,748
	⑪特定介護予防福祉用具購入	人/年	1,219	1,423	1,443	1,466	1,489	1,527	1,616	1,771	1,724
	⑫介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	2,988	3,408	3,576	3,732	3,900	3,972	4,152	4,512	4,392
	(2) 地域密着型介護予防サービス										
	①介護予防認知症対応型通所介護	回/年	713	910	916	929	933	949	974	1,032	992
(2) 地域密着型介護予防サービス	②介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	1,601	1,845	1,965	2,103	2,171	2,211	2,297	2,463	2,393
	③介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	324	456	456	456	456	468	492	540	516
	(3) 住宅改修	人/年	1,528	1,707	1,728	1,755	1,780	1,823	1,925	2,100	2,033
	(4) 介護予防支援	人/年	75,762	75,420	76,356	77,604	78,744	80,640	85,176	93,036	90,492
(5) 施設サービス	①介護老人福祉施設	人/年	43,668	46,308	52,248	58,260	64,200	65,484	67,692	74,784	76,932
	②介護老人保健施設	人/年	32,412	35,292	36,288	37,416	37,656	38,784	40,596	46,800	48,324
	③介護医療院	人/年	1,776	3,252	3,444	3,804	4,080	8,160	8,904	10,680	11,532
	④介護療養型医療施設	人/年	4,380	4,356	3,744	2,472	732	0	0	0	0

* 令和元年度は年間実績値、令和2年度は見込値

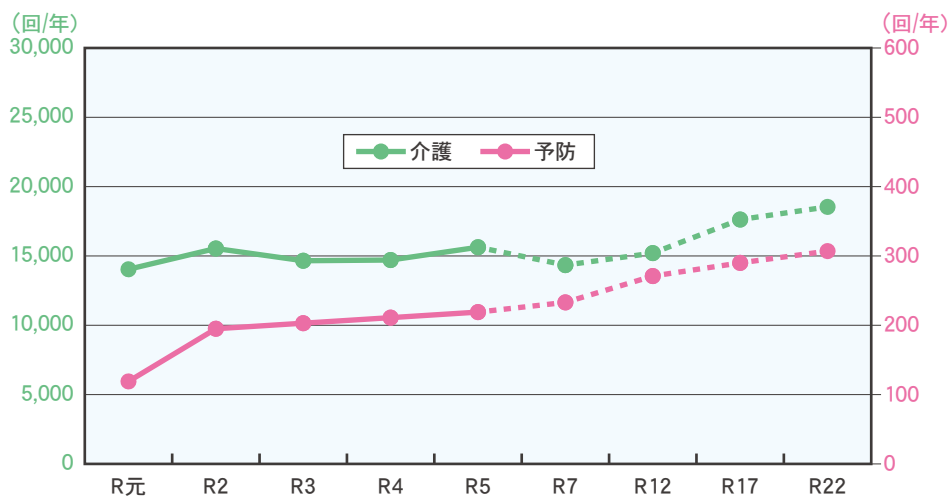
《主なサービスの見込み量の推移》

●図表 7-8 介護保険サービス利用量の推計グラフ（居宅サービス）

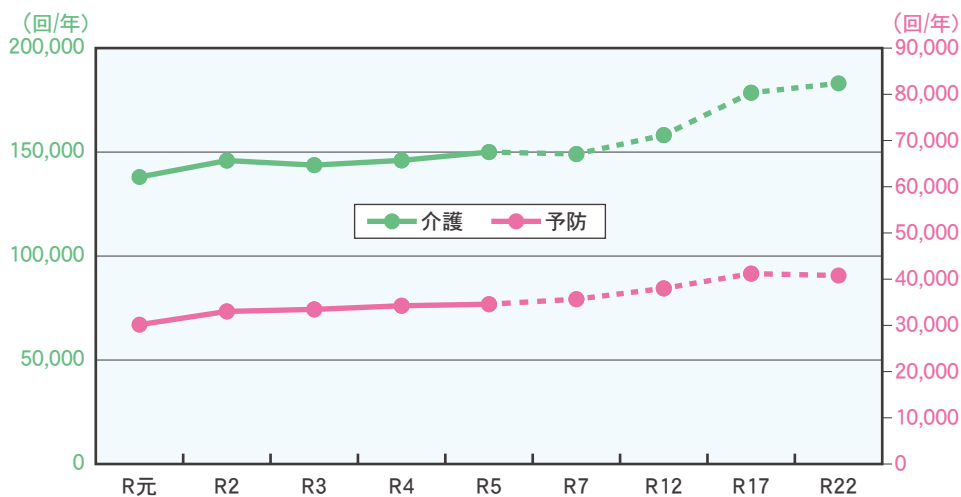
①訪問介護



②訪問入浴介護

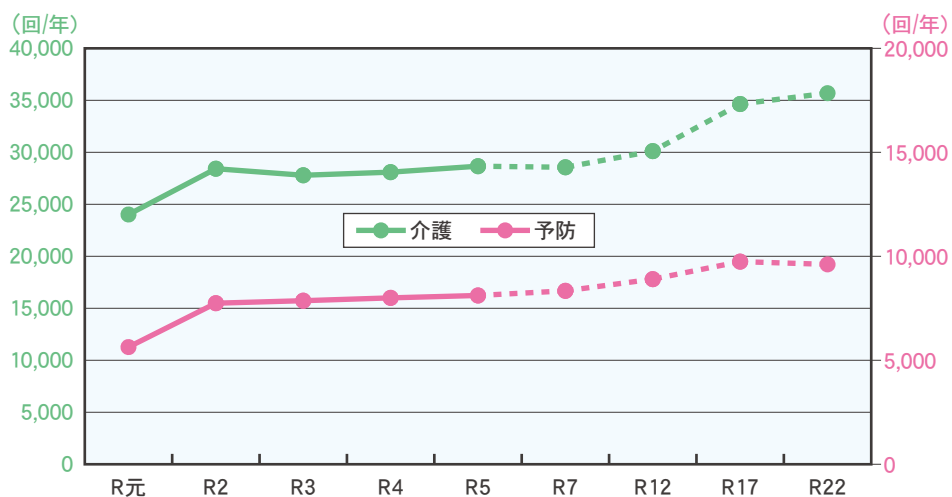


③訪問看護

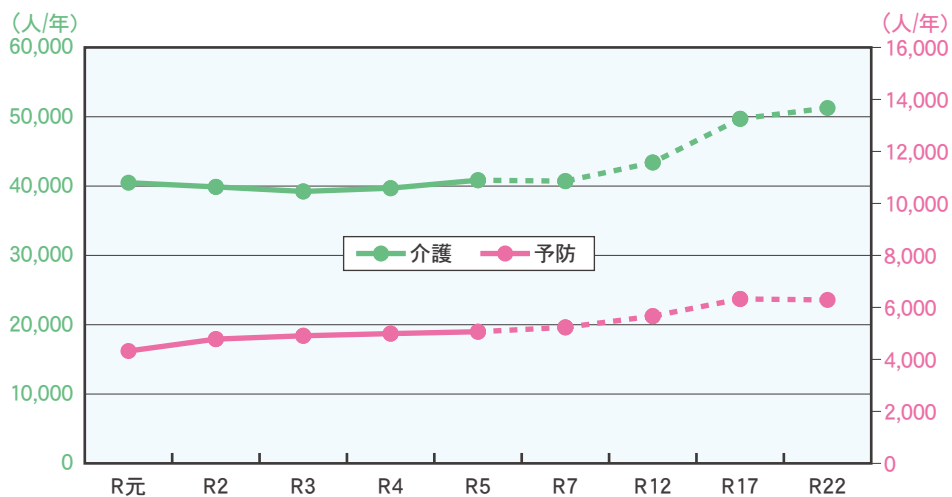


●図表 7 - 9 介護保険サービス利用量の推計グラフ（居宅サービス）

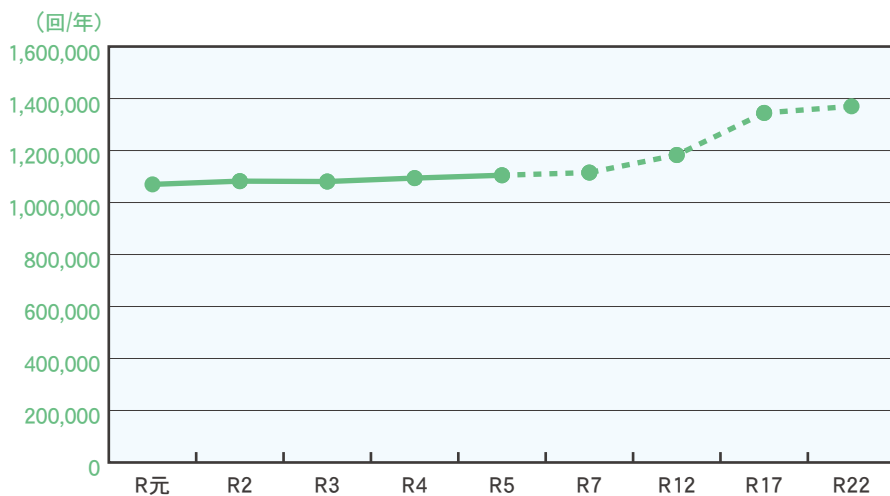
④訪問リハビリテーション



⑤居宅療養管理指導

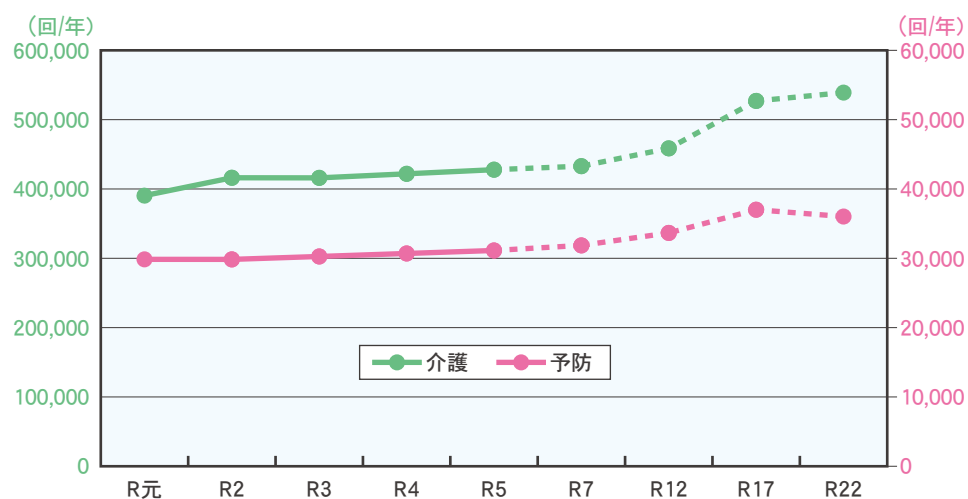


⑥通所介護

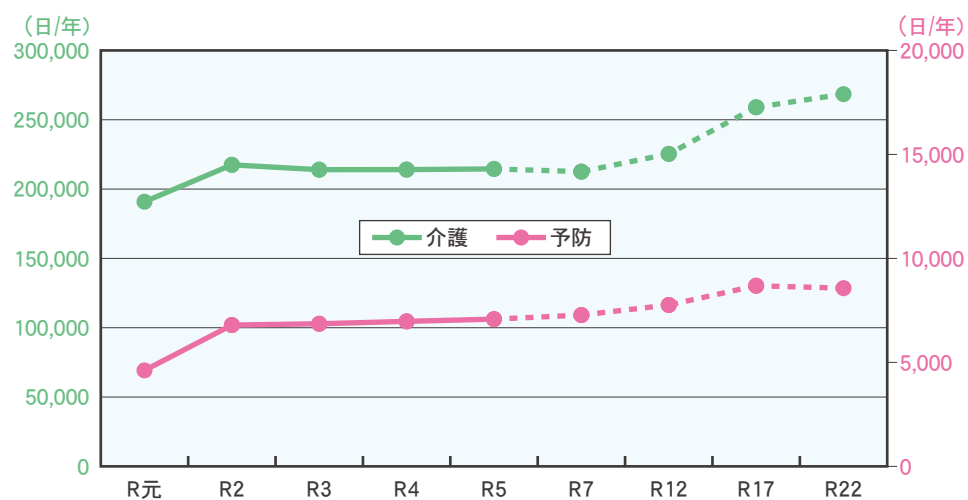


●図表 7-10 介護保険サービス利用量の推計グラフ（居宅サービス）

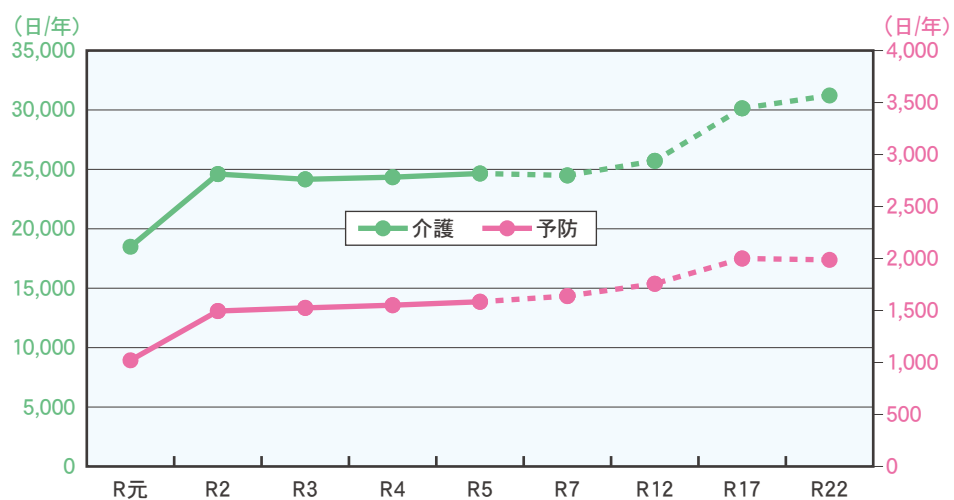
⑦通所リハビリテーション



⑧短期入所生活介護

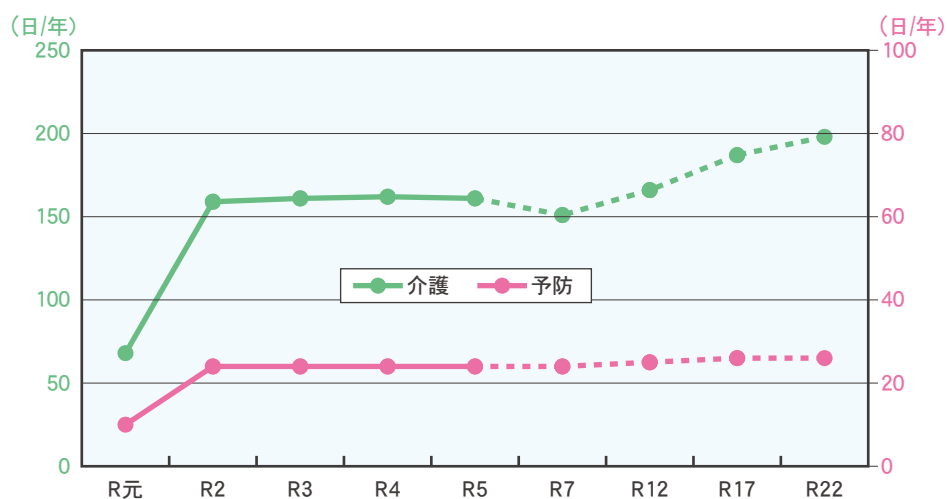


⑨短期入所療養介護(老健)

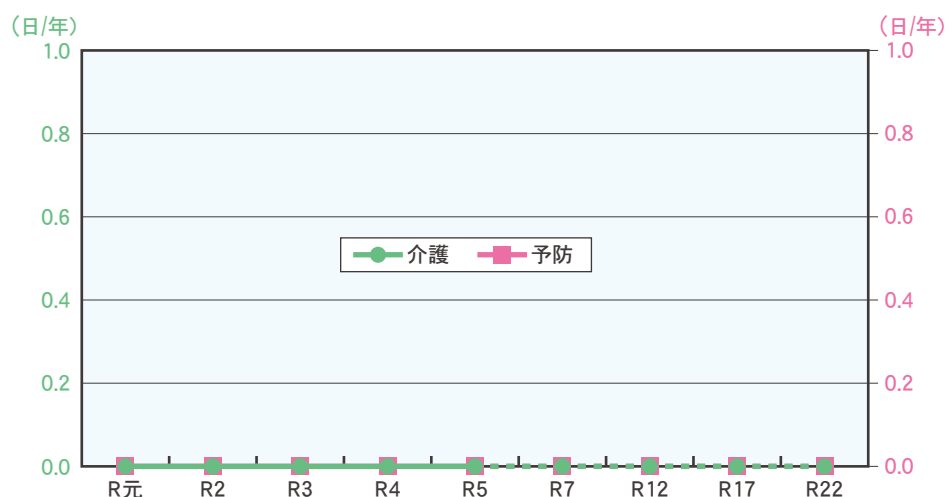


●図表 7-11 介護保険サービス利用量の推計グラフ（居宅サービス）

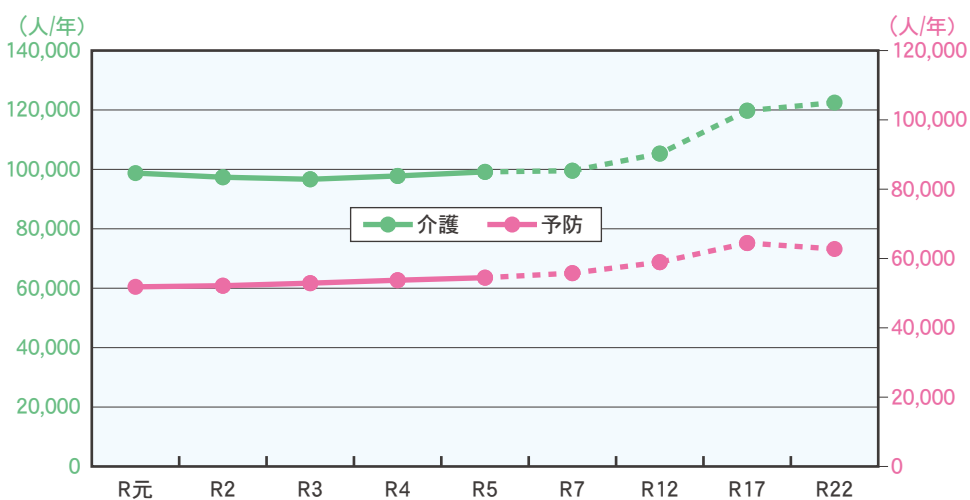
⑩短期入所療養介護（病院等）



⑪短期入所療養介護（介護医療院）

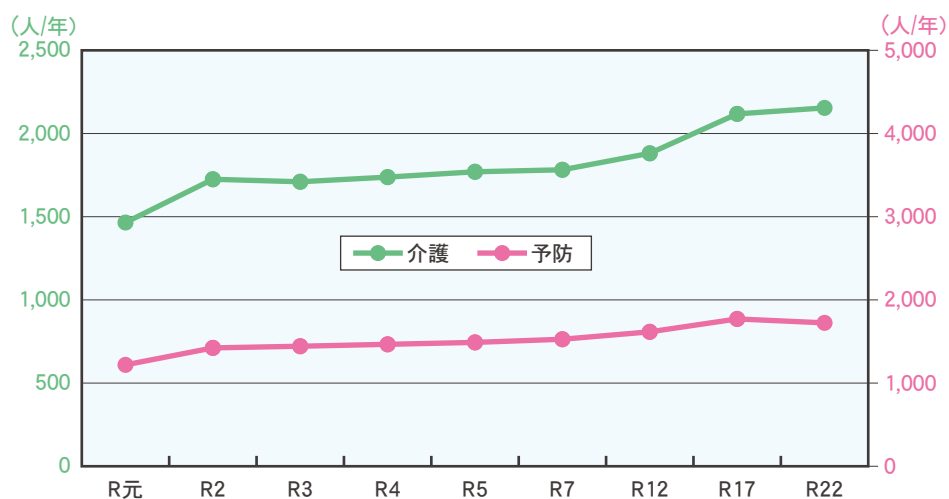


⑫福祉用具貸与

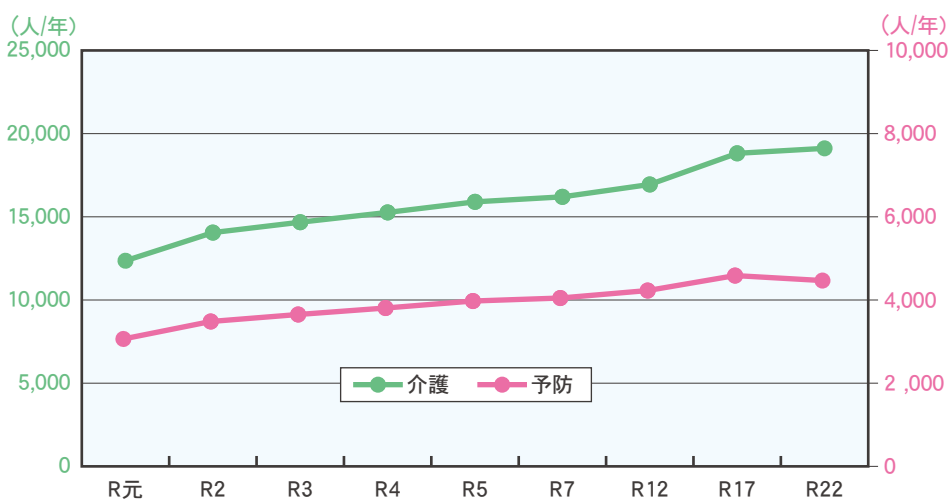


●図表 7-12 介護保険サービス利用量の推計グラフ（居宅サービス）

⑬特定福祉用具購入

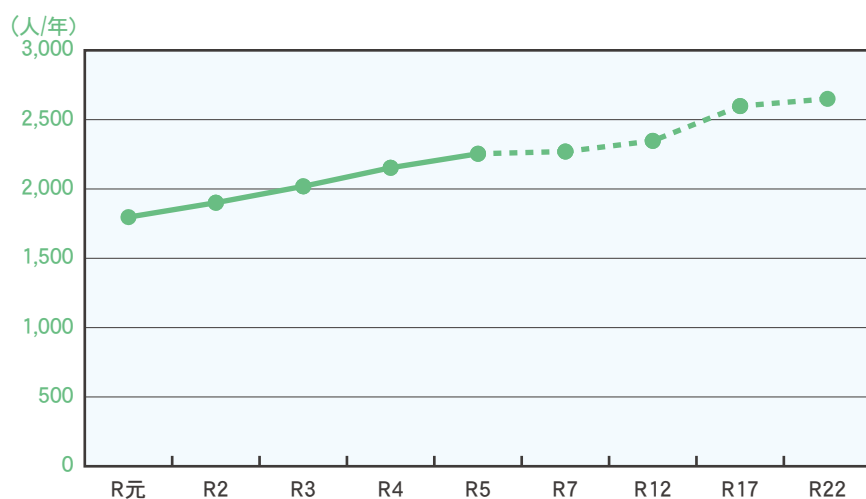


⑭特定施設入居者生活介護

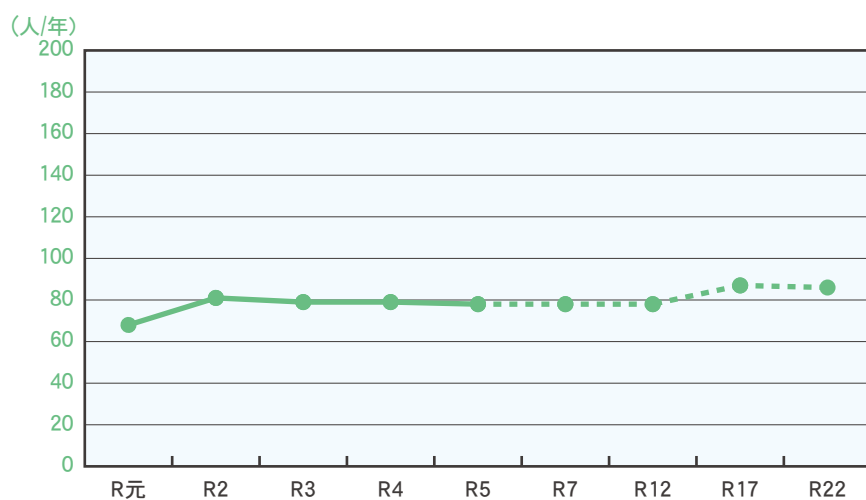


●図表 7-13 介護保険サービス利用量の推計グラフ（地域密着型サービス）

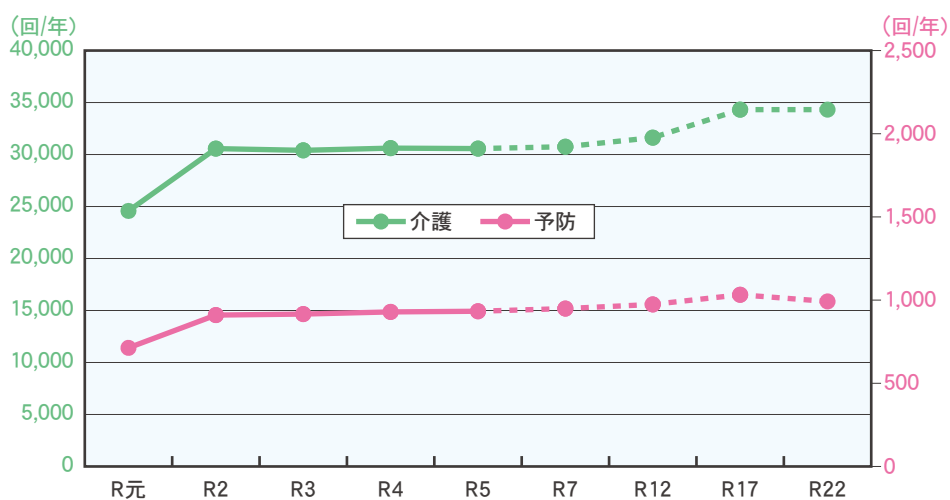
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護



②夜間対応型訪問介護

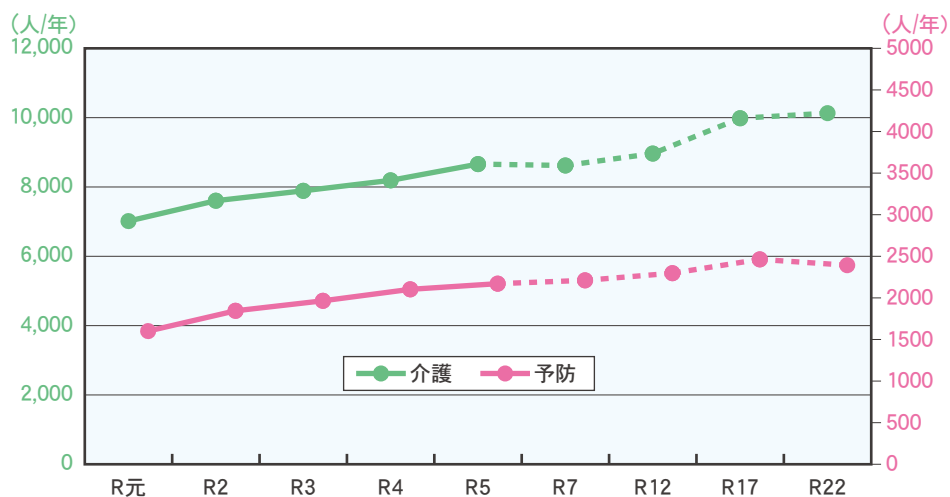


③認知症対応型通所介護

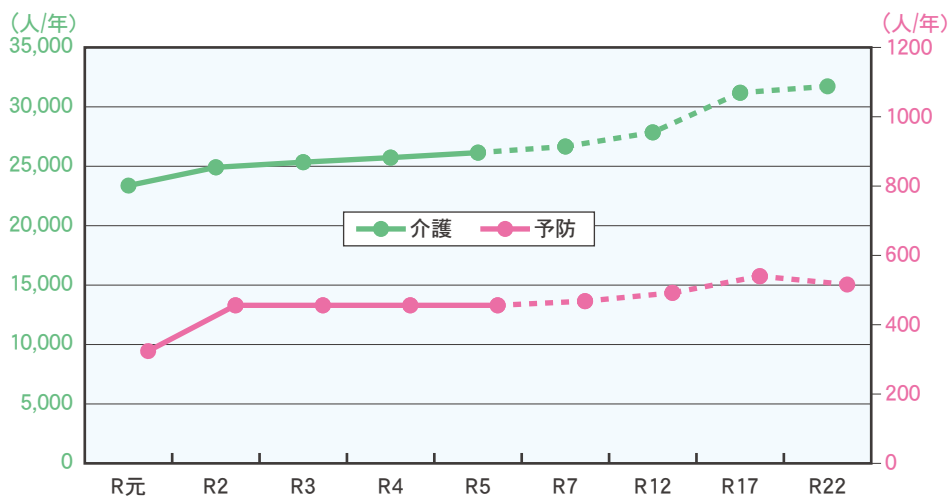


●図表 7-14 介護保険サービス利用量の推計グラフ（地域密着型サービス）

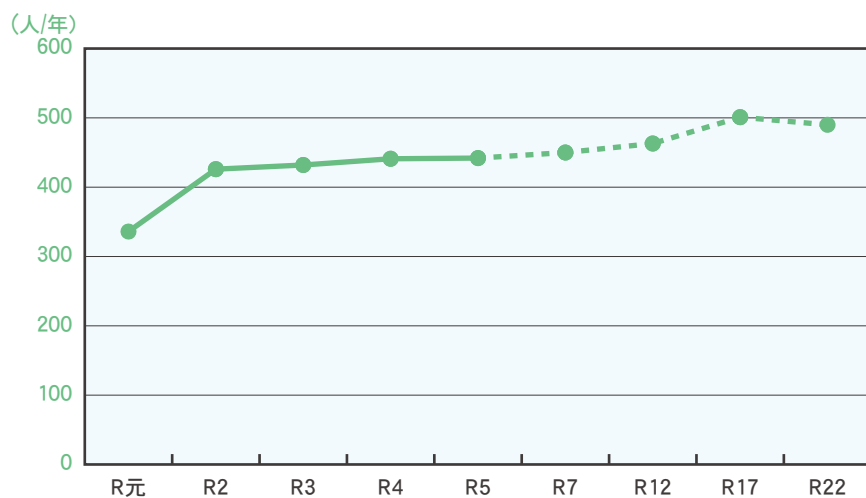
④小規模多機能型居宅介護



⑤認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

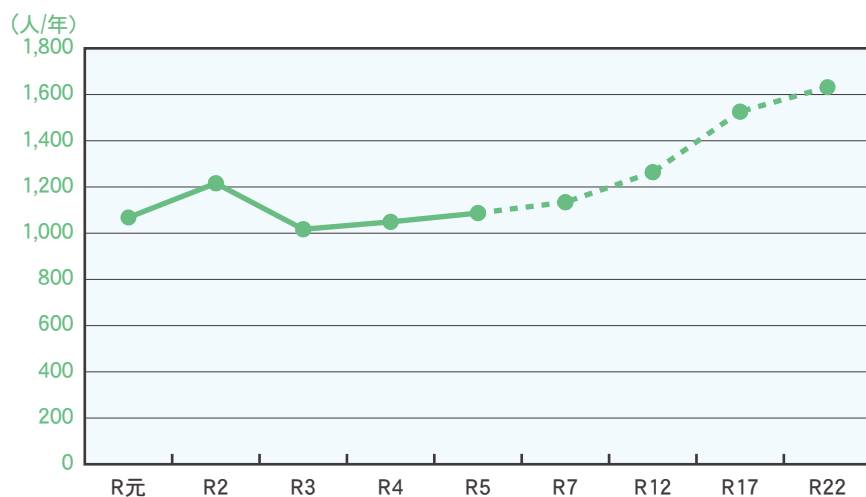


⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

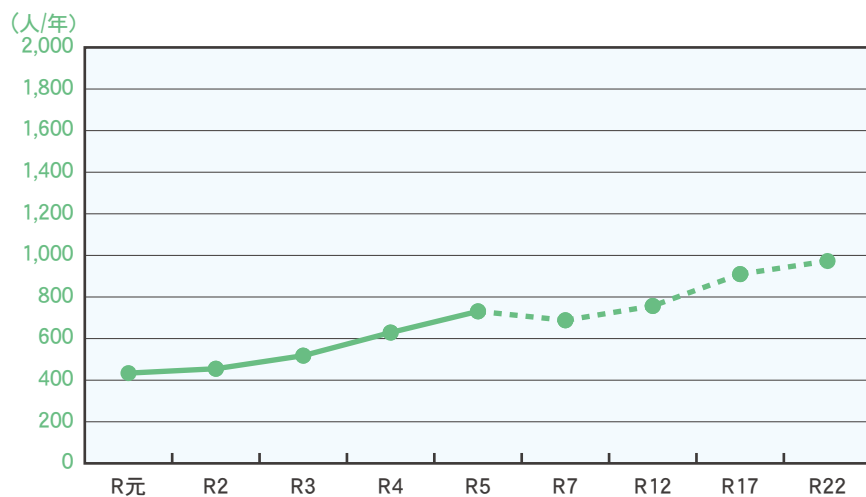


●図表 7-15 介護保険サービス利用量の推計グラフ（地域密着型サービス）

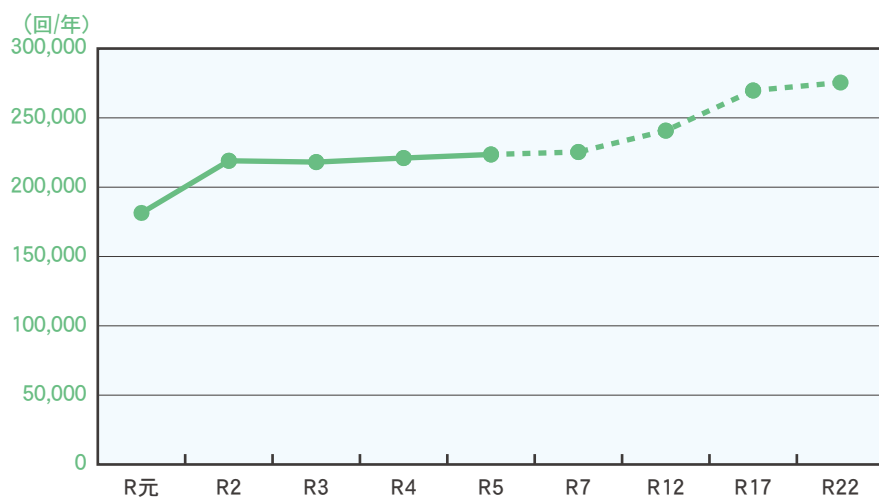
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護



⑧看護小規模多機能型居宅介護

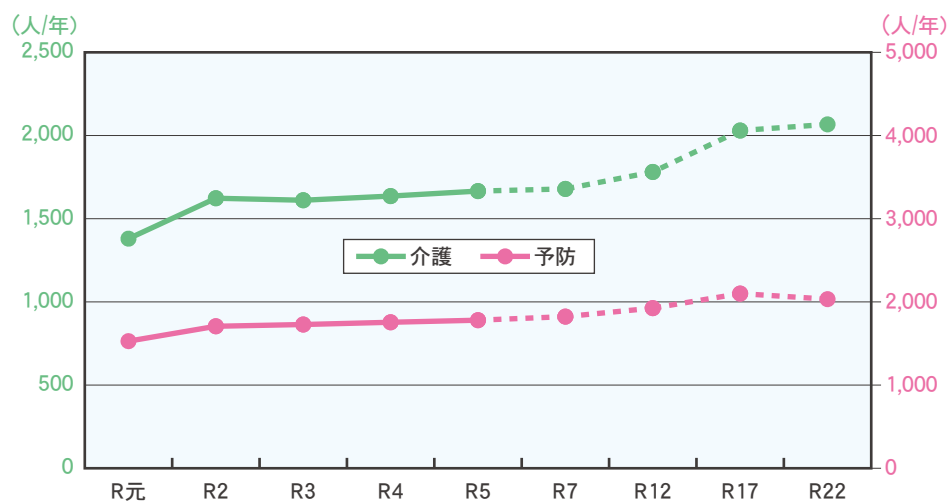


⑨地域密着型通所介護

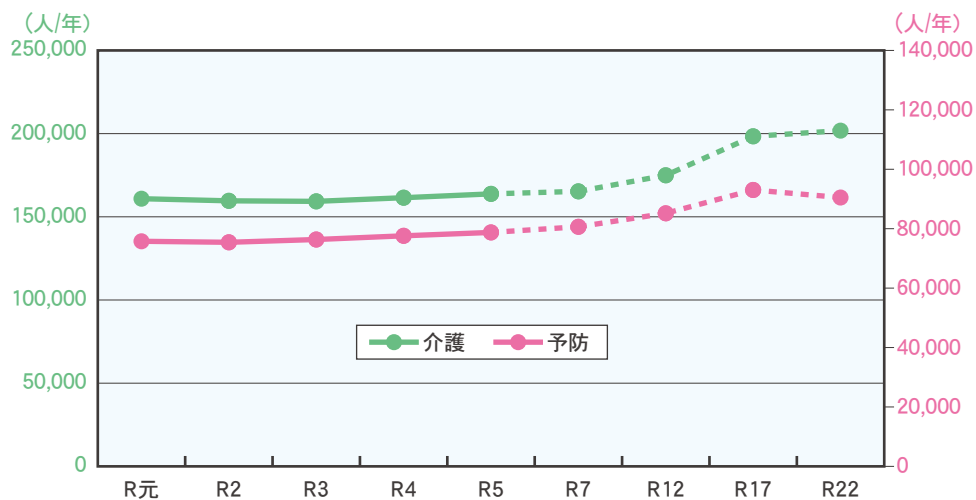


●図表 7-16 介護保険サービス利用量の推計グラフ（住宅改修・居宅介護支援等）

①住宅改修

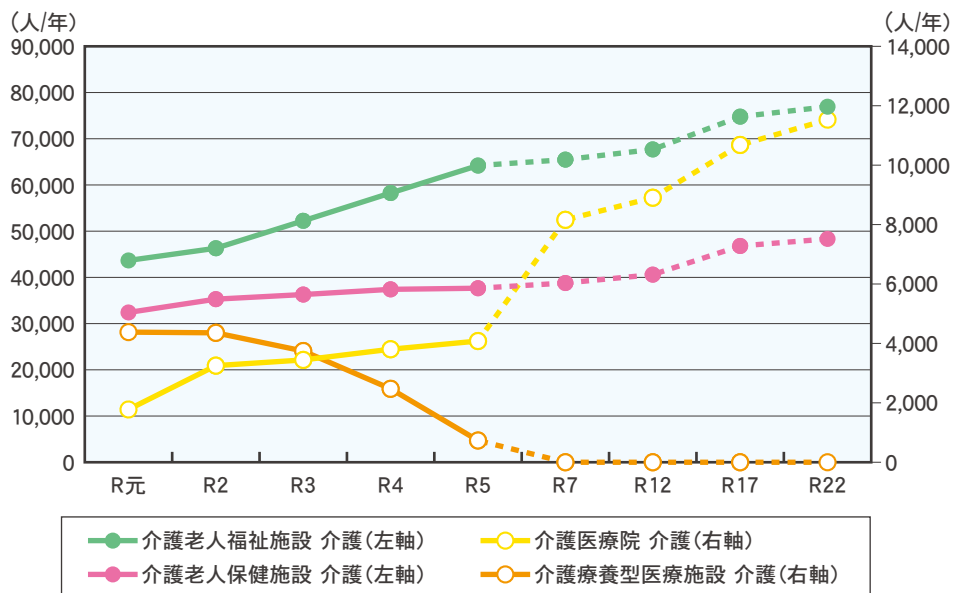


②居宅介護支援・介護予防支援



●図表 7-17 介護保険サービス利用量の推計グラフ（施設サービス）

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ②介護老人保健施設
- ③介護医療院
- ④介護療養型医療施設



第8章



地域支援事業



新宮町



須恵町

第1節 地域支援事業の概要

1. 地域支援事業の概要

第2節 介護予防・日常生活支援総合事業

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の概要
2. 介護予防・生活支援サービス事業
3. 一般介護予防事業

第3節 包括的支援事業

1. 包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)
2. 包括的支援事業(社会保障充実分)

第4節 任意事業

1. 任意事業

第1節 地域支援事業の概要

1 地域支援事業の概要

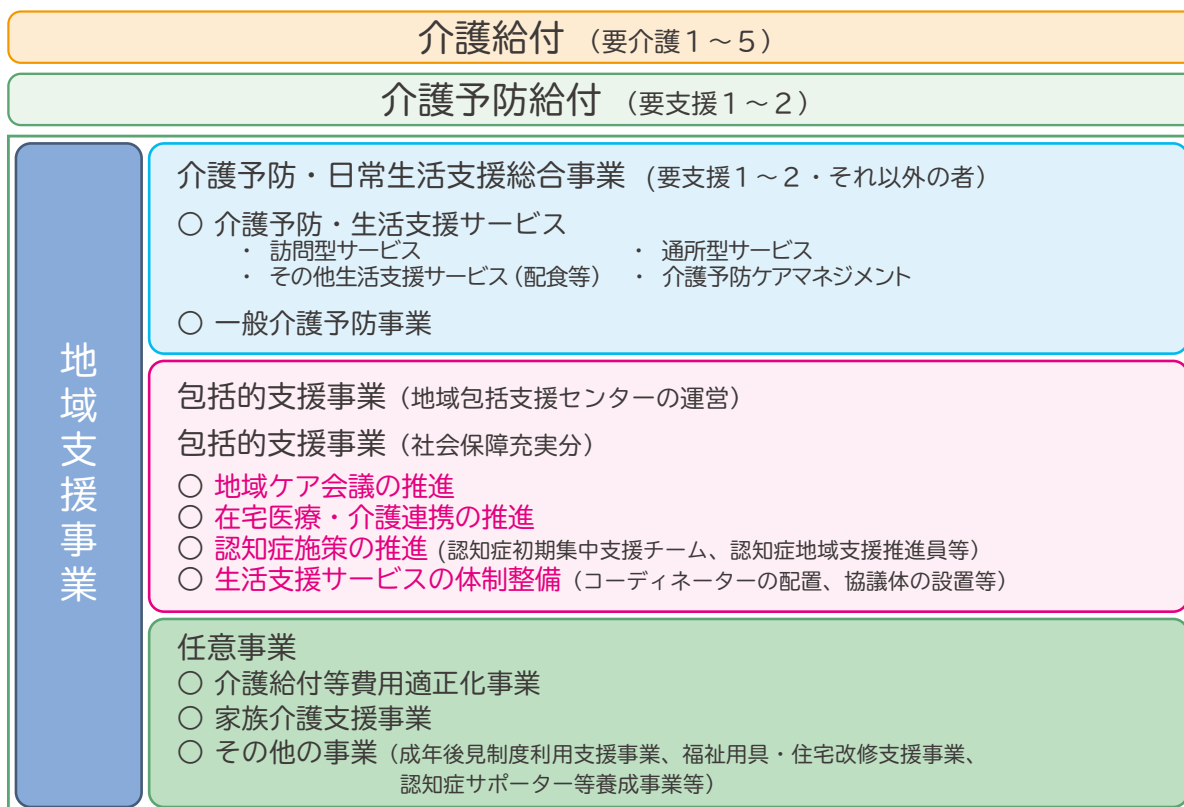
地域支援事業は、被保険者が要介護等状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するものです。

上記の方針のもと平成26年の介護保険制度改正において、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」という。）が創設され、包括的支援事業に「社会保障充実分（在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業及び地域ケア会議推進事業）」が位置づけられる等、地域支援事業が大幅に見直されました。

広域連合では、保険者機能強化推進交付金等を活用し、自立支援・重度化防止につながる地域支援事業や一般会計事業※の拡充を図ります。

※「一般会計」とは、特定の事業にかかるものにしか使用できない「特別会計」とは異なり、用途に縛りがなく柔軟な活用ができるという特徴がある。国は、保険者機能強化推進交付金を市町村が行う一般会計事業（介護予防・健康づくり関係等）へ充当できることとしており、積極的な活用が求められている。

●図表 8 - 1 地域支援事業の概要



第2節 介護予防・日常生活支援総合事業

1 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

平成26年の介護保険制度改正により、訪問介護・通所介護の予防給付分は、全国一律の基準に基づくサービスから住民等の多様な主体によるサービス提供により市町村が効果的・効率的に実施することができる総合事業へ移行することとされました。

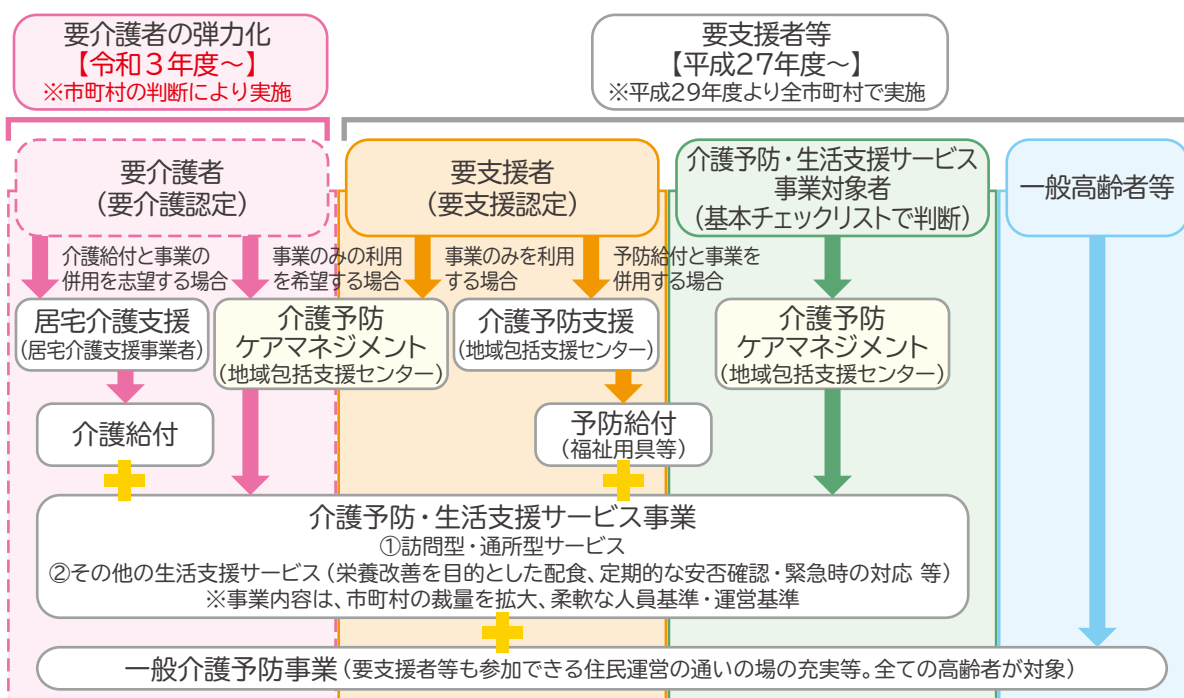
広域連合では、国が移行完了時期として定めた平成29年4月よりも早期からの移行を推進し、平成27年4月以降、準備が整った市町村から、順次、総合事業に移行しました。【第4章-第2節-2参照】

総合事業では、訪問介護・通所介護の予防給付として提供されていた専門的なサービスに加え、生活支援体制整備事業等により構築された住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や民間企業により提供される生活支援サービスも活用することにより、要支援認定者等の能力を最大限活かしつつ、要支援認定者等の状態等に応じたサービスが選択できるようにすることが重要とされています。

また、地域とのつながりを継続する観点から事業の見直しが図られ、令和3年度から、市町村の判断により、要支援認定者等に加えて要介護認定を受ける前から市町村の補助により実施される第1号事業のサービスを継続的に利用していた方が要介護認定者となった場合についても総合事業の対象とすることが可能となります。

このように総合事業については各市町村の関連施策等との連携が不可欠であることから、広域連合では今後も構成市町村と連携して地域の実情に応じた総合事業を推進していきます。

●図表8-2 介護予防・日常生活支援総合事業の概要



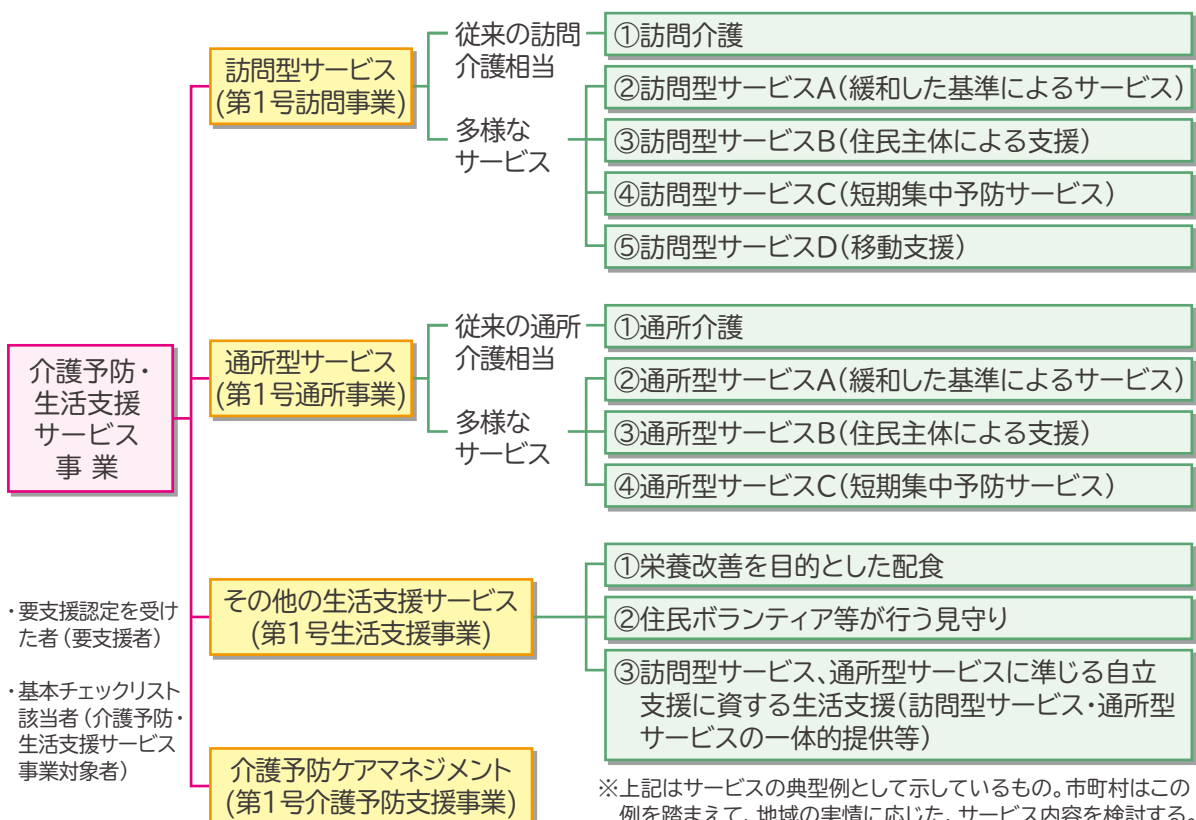
資料/令和2年7月31日開催 全国介護保険担当課長会議資料（厚生労働省）

2 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、訪問介護・通所介護の予防給付に相当するサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度の対象とするものです。

今後は、構成市町村において、「訪問介護・通所介護の予防給付に相当する基準によるサービス」「緩和した基準によるサービス」「住民主体のサービス」を、より一層地域の実情に応じた事業として実施されるよう推進していきます。

●図表 8-3 総合事業における「介護予防・生活支援サービス事業」の概要



3 一般介護予防事業

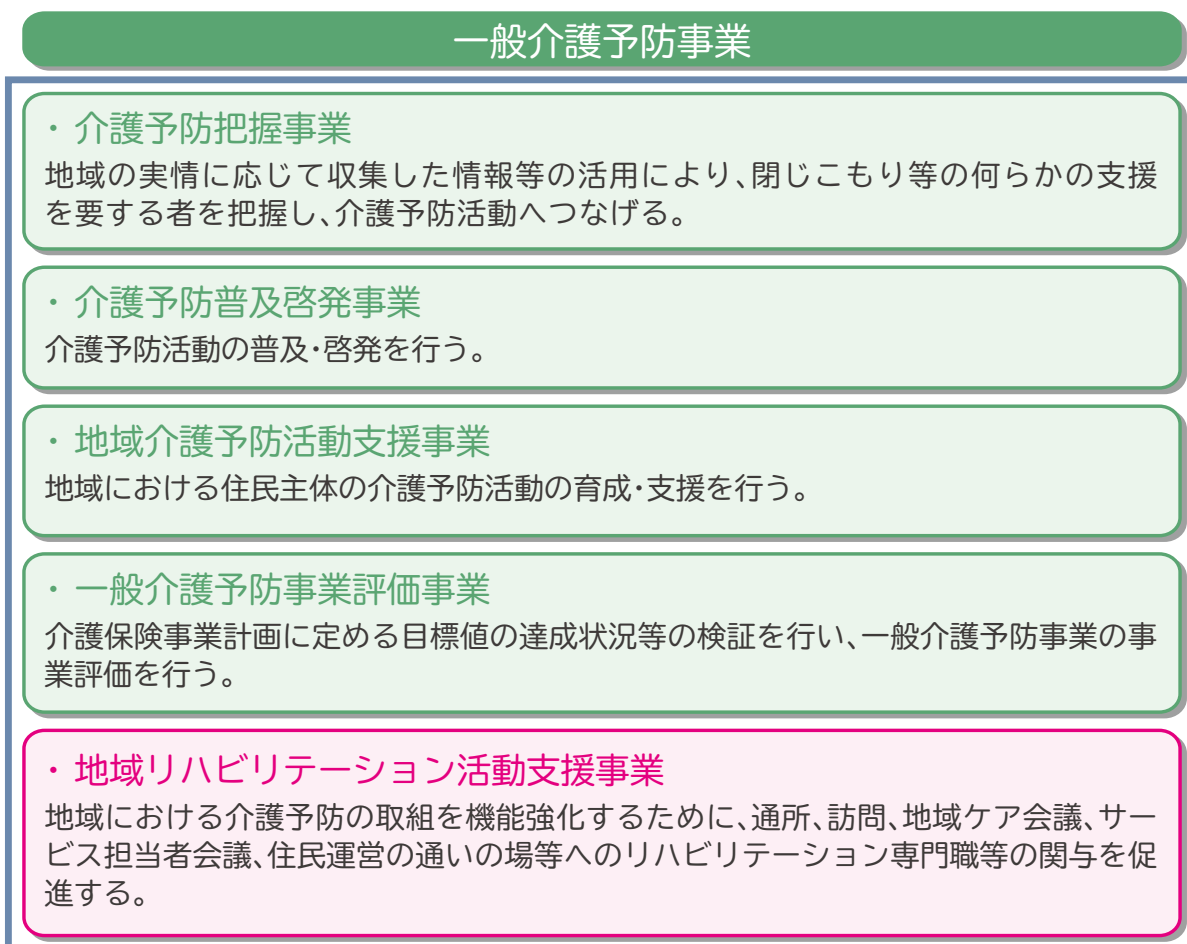
一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的とした事業です。

国の基本指針では、地域における住民主体の介護予防活動の場等について、保健師や管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職の関与を得ながら推進することが求められています。

上記の基本指針の内容等を踏まえ、一般介護予防事業についても、介護予防・生活支援サービス事業と同様に、構成市町村と連携して地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進していきます。

なお、一般介護予防事業は、認知機能低下の予防に繋がる可能性も高いことから、認知症対策（認知症の発症予防）の観点からもさらなる推進を図ります。

●図表 8-4 総合事業における「一般介護予防事業」の概要



第3節 包括的支援事業

1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

構成市町村の地域包括支援センターにおいて以下の（１）～（４）の４業務を実施します。

広域連合（本部・支部）では、各構成市町村の地域包括支援センターにおいて、地域の関係団体等と連携しながら、以下の業務を円滑に実施できるよう支援を行います。

（１）介護予防ケアマネジメント業務（第１号介護予防支援事業）

予防給付に関するケアマネジメント及び総合事業の介護予防・生活支援サービス事業対象者のケアマネジメントを実施します。

広域連合では、地域包括支援センターにおいて、これらの介護予防ケアマネジメントが適切に実施されるよう、必要な支援を行います。

（２）総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域包括支援センターにおいて、地域の関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用へのつなぎ等の支援を行います。

広域連合では、地域包括支援センターを中心とした「地域ケア会議」等の開催を支援し、住まいや医療等も含めた、高齢者の生活全般に関わるさまざまな社会資源等の情報収集や、関係者とのネットワークの構築を促進します。

また、介護離職ゼロや家族介護者支援等の観点も踏まえ、家族介護者のニーズにより一層配慮した相談支援が行われるよう、構成市町村における取組を推進していきます。

●図表 8-5 総合相談支援業務の事業内容

地域におけるネットワークの構築	支援を必要とする高齢者を見出し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図る。
実態把握	構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行う。
総合相談支援	① 初期段階の相談対応 本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断する。 ② 継続的・専門的な相談支援 ①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。

(3) 権利擁護業務

地域の関係者の支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活できるよう地域包括支援センターにおいて、専門的・継続的な視点から、高齢者虐待や消費者被害等をはじめとした高齢者の権利に関わる問題に対処し、高齢者の権利擁護のために必要な支援を行います。

広域連合では、地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待への対応等の権利擁護業務が適切に実施されるよう、福岡高齢者虐待対応チーム等の専門機関と連携して支援します。

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度利用促進法」（平成28年5月施行）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年閣議決定）に基づく市町村計画策定等の取組の支援に努めます。

（４）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的・継続的に支援を行うため、地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員や主治医等をはじめとした地域のさまざまな社会資源及び関係者間の連携・協働の体制づくりを行います。

また、地域の介護支援専門員に対して、日常的な個別相談や困難事例等に対する相談・指導・助言等の支援を行います。

広域連合では、総合相談支援業務への支援とあわせて、地域包括支援センターを中心とした地域内での高齢者に関わるネットワークの強化を促進するとともに、包括的・継続的ケアマネジメントをはじめとした各種業務を地域包括支援センター職員が適切に実施できるよう、地域包括支援センター職員の資質向上の支援に努めます。

2 包括的支援事業（社会保障充実分）

（１）地域ケア会議の推進（地域ケア会議推進事業）

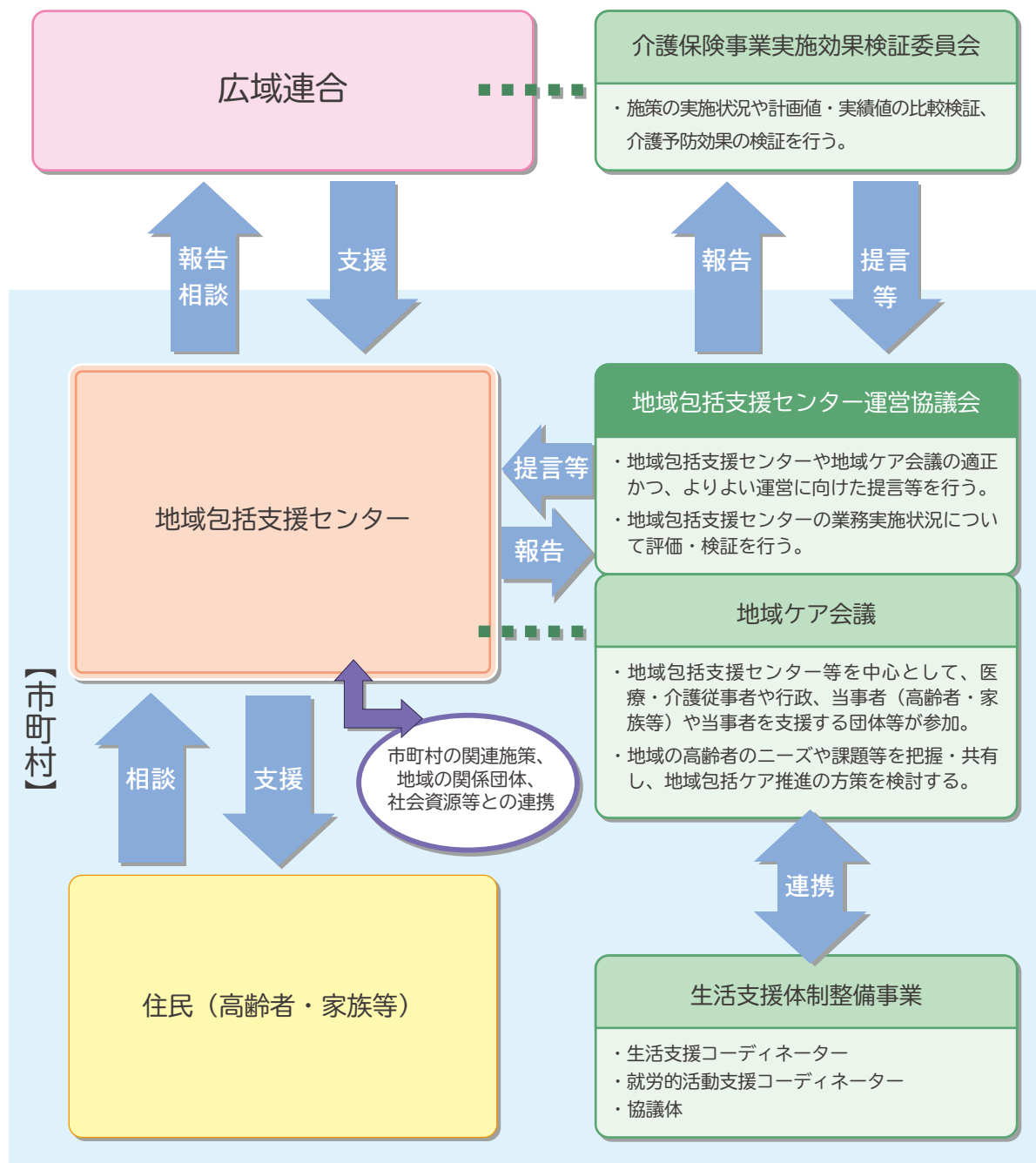
地域ケア会議は、民生委員・児童委員等の地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交え、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、適切な支援につながっていない高齢者の支援を行うとともに、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには地域包括ケアに関わる各地域での政策形成につなげることを目指すものとされています。

地域ケア会議の推進によって、介護支援専門員の資質向上、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備を同時に図ることが可能であることから、地域包括ケアシステムの構築に非常に有効であるとされています。

広域連合では、平成27年度から「地域包括支援センター運営協議会」を構成市町村単位に設置し、地域ケア会議の推進及び地域包括支援センターの機能強化に向けた体制整備に取り組んできました。

今後は、各構成市町村の地域ケア会議が、生活支援体制整備事業と連携しつつ、「個別課題の解決」「地域包括支援ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり、資源開発」「政策の形成」といった地域ケア会議の5つの機能を効果的に発揮できるよう、情報収集と支援に努めます。

●図表 8 - 6 地域ケア会議、地域包括支援センターの位置づけ（イメージ）



(2) 在宅医療・介護連携の推進（在宅医療・介護連携推進事業）

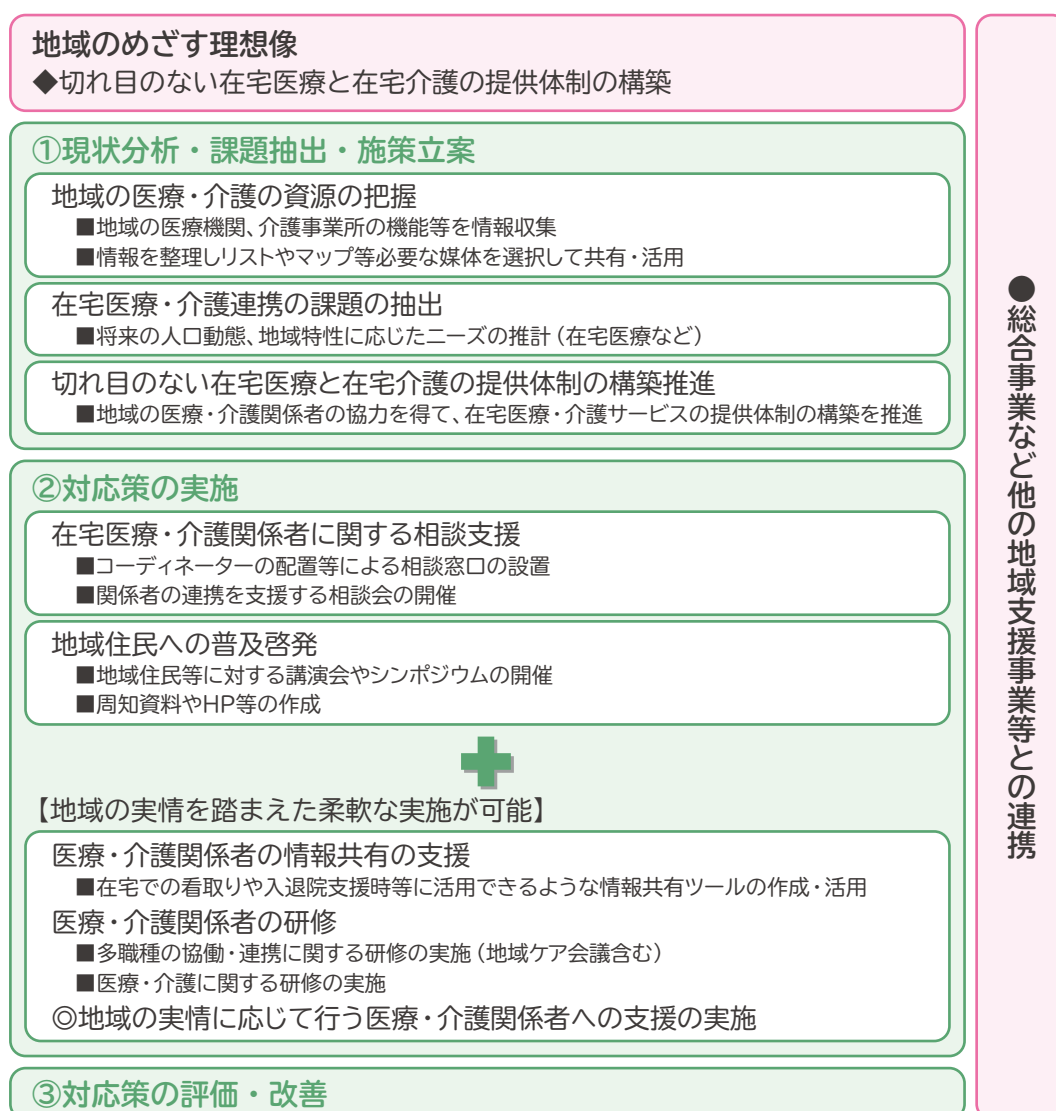
在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護サービス事業者等の関係者の連携を推進する事業です。

今般、地域の実情に応じて柔軟な運用を可能にする観点から、事業の見直しが図られ、「在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携」は都道府県主体の役割へと位置づけられました。

構成市町村において、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護連携推進事業の取組を強化し、地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進を図ります。

広域連合では、医療関連施設等も含めた地域資源の把握に資する地図システムの運用や広域的な医療・介護関係者との連携等により、構成市町村の取組の支援に努めます。

●図表 8-7 在宅医療・介護連携推進事業の内容



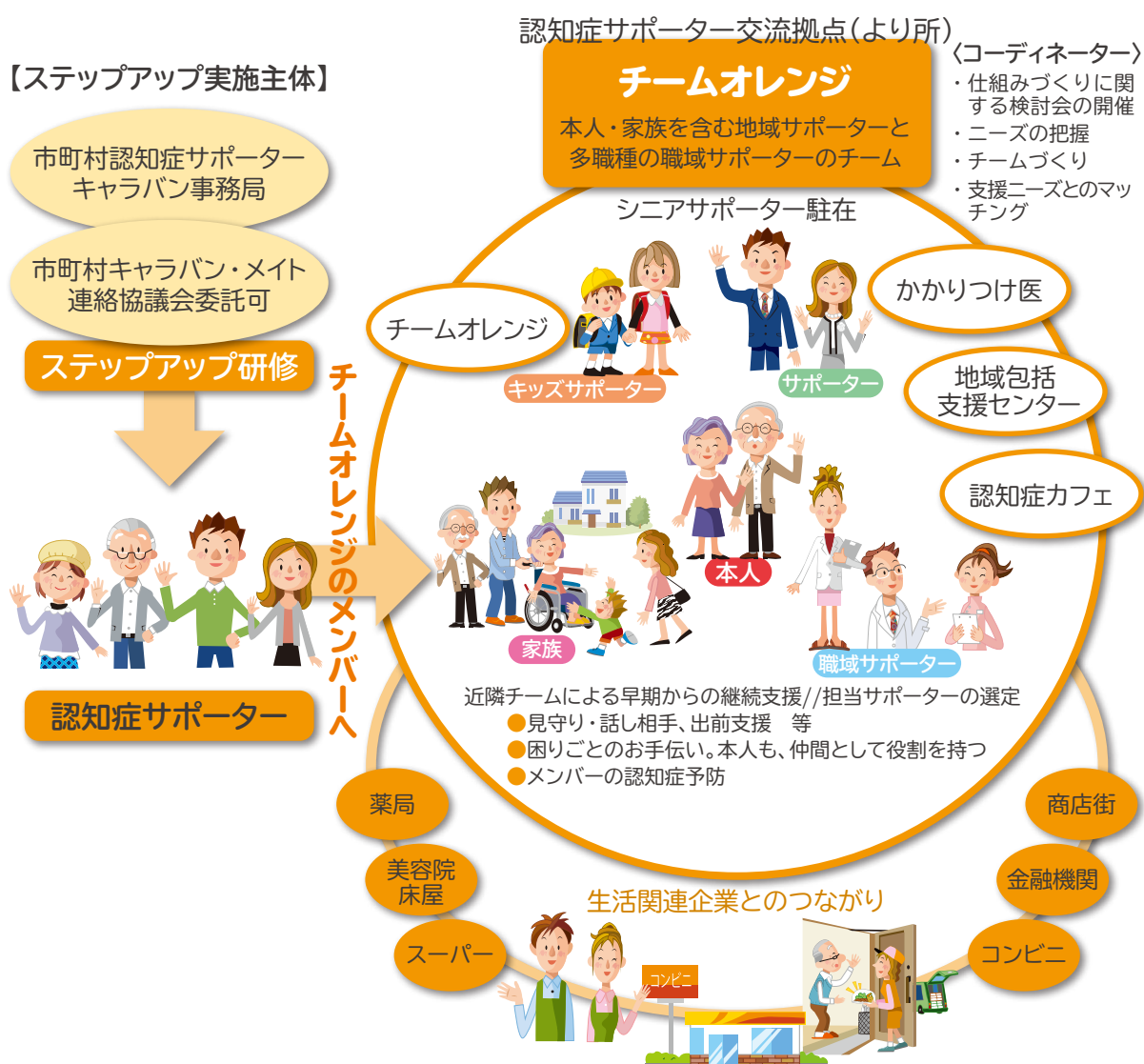
（３）認知症施策の推進（認知症総合支援事業）

認知症総合支援事業は、地域包括支援センター等に「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を配置したり、認知症ケアの向上推進を図るために認知症高齢者の家族支援や認知症ケアに関わる多職種の連携等を行うものです。

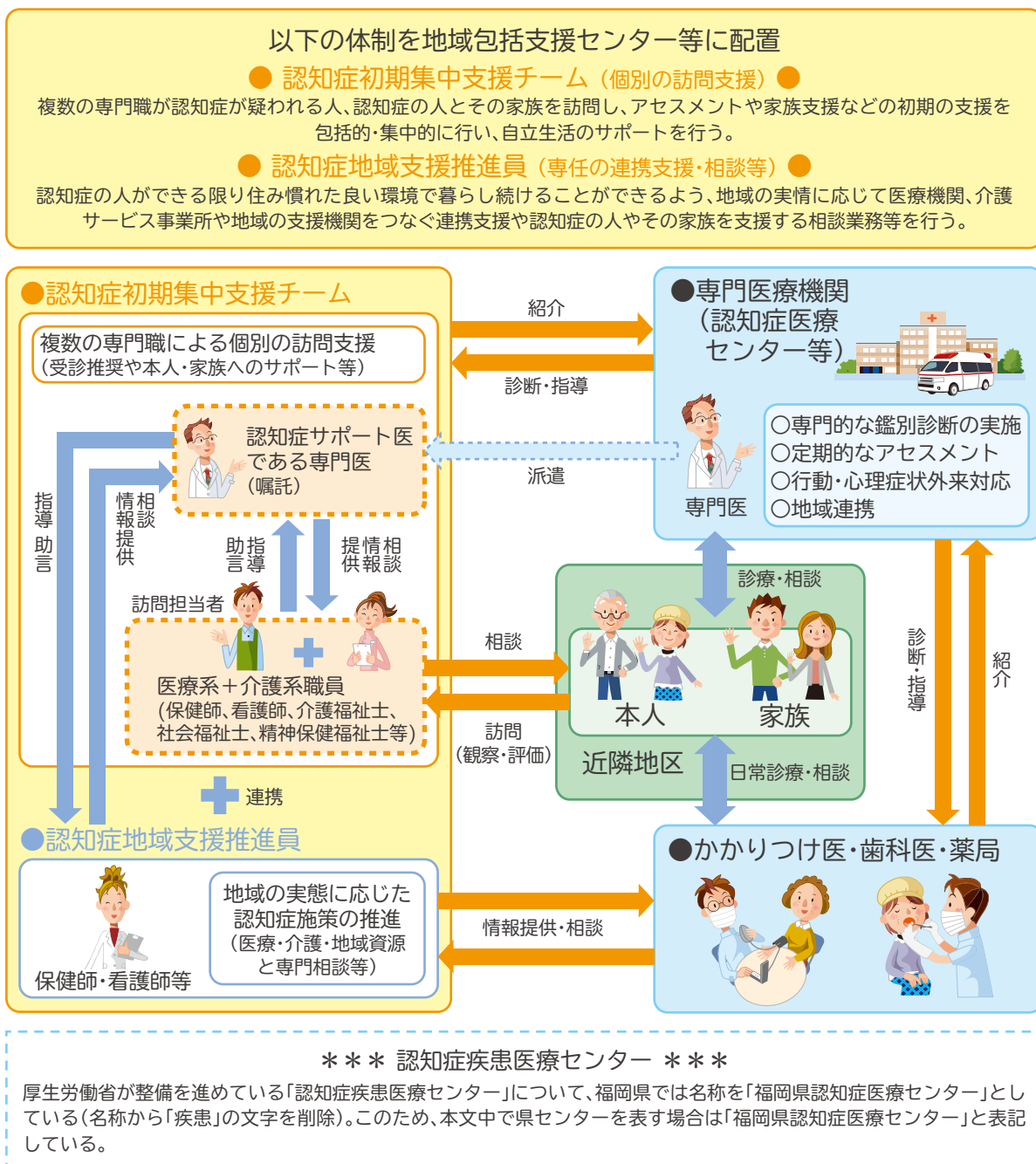
また、令和２年度より、「認知症施策推進大綱」（令和元年６月閣議決定）を踏まえ、新たに「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業」が創設され、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター（基本となる認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ研修を受講した者）を中心とした支援者をつなぐ仕組みとして、『チームオレンジ』を地域ごとに整備することが求められています。

広域連合では、第６期計画期間中に設置した「認知症初期集中支援チーム」「認知症地域支援推進員」を効果的に機能させつつ、地域の医療・介護関係者や福岡県認知症医療センター等の専門機関と連携し、『チームオレンジ』の体制整備を図る等、地域の実情に応じた認知症施策の推進に向けて、構成市町村の取組の支援に努めます。

●図表 ８－８ チームオレンジのイメージ



●図表 8 - 9 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員の概要



(4) 生活支援サービスの体制整備（生活支援体制整備事業）

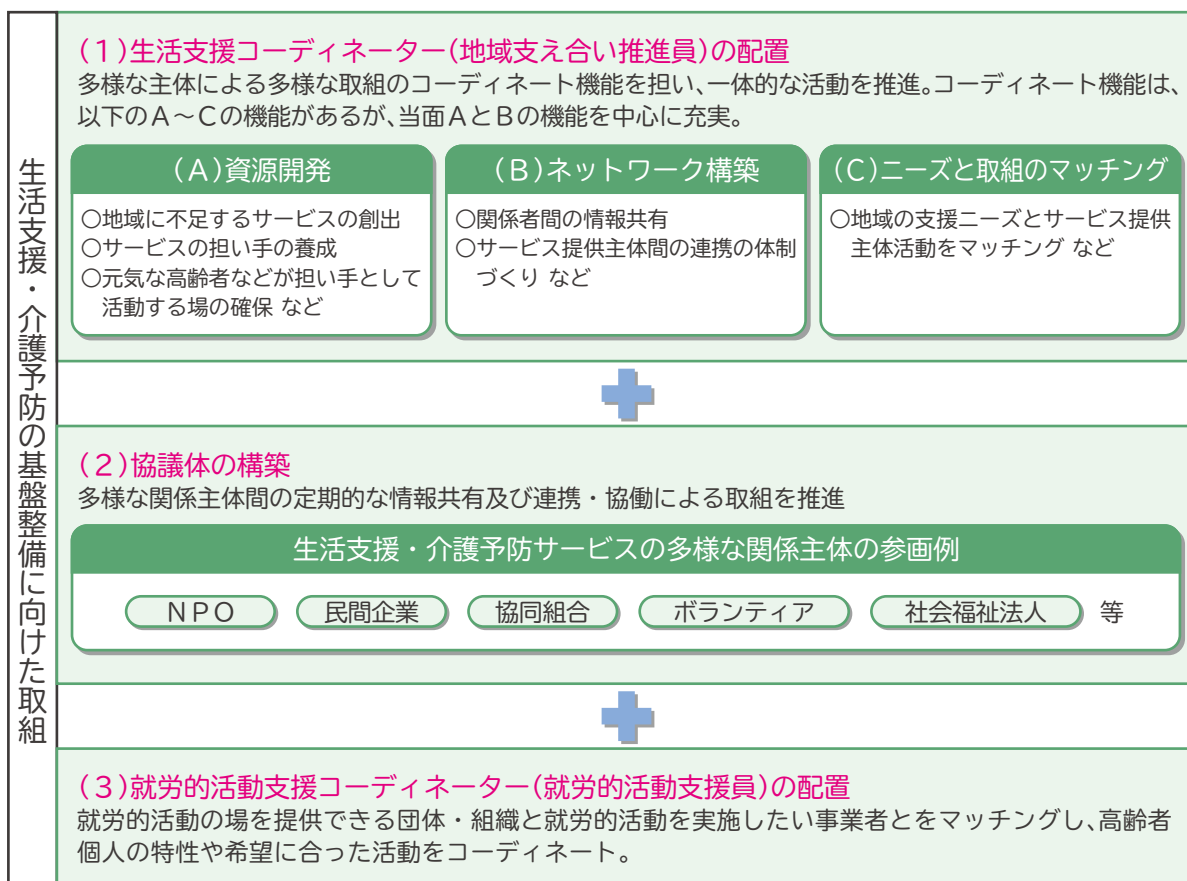
介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業等の実施にあたっては、市町村が中心となって元気な高齢者をはじめ、住民が担い手として参加する住民主体の活動や、NPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、協同組合、民間企業、シルバー人材センター等の多様な主体による多様なサービスの提供体制（協議体）を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進していく必要があります。

このため、構成市町村において、本事業（生活支援体制整備事業）により、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化等を行う「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」の配置等に取り組んでいます。

また、令和2年度より、役割がある形で高齢者の社会参加等を促進する観点から、高齢者個人の特性や希望に合った活動をコーディネートする「就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）」の配置を推進することが求められています。

広域連合では、生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーターと協議体の活動を具体化し、地域の課題や資源の把握等の生活支援サービスの創出や必要な体制整備に向けて、構成市町村の取組の支援に努めます。

●図表 8-10 生活支援・介護予防の体制整備におけるコーディネーター・協議体の役割の概要



第4節 任意事業

1 任意事業

任意事業とは、高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、高齢者及び家族介護者等に対して、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的とした事業であり、家族介護への支援等の事業が含まれています。

任意事業については、構成市町村において、地域の実情に応じた必要な事業を実施します。

広域連合では、構成市町村に対し、任意事業の趣旨を踏まえた適切な事業実施の支援に努めます。





第9章



介護保険事業費の算定



添田町



田川市

第1節 介護保険事業費の算定

1. 介護保険給付費の算定手順と介護保険事業費の負担割合
2. 介護保険サービス給付費と地域支援事業費の見込み

第2節 保険料の算定

1. 所得段階別保険料
2. グループ別保険料
3. 保険料算定の基礎数値とグループ別保険料

第1節 介護保険事業費の算定

1 介護保険給付費の算定手順と介護保険事業費の負担割合

介護保険サービスは原則として利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）を利用者が負担することから、施設と居宅のサービス費用に実効給付率を乗じて介護サービス費用を求めます。

第8期計画における介護サービス費用については、令和3年度からの介護報酬の改定等を踏まえ適切に見込みました。

第8期計画では、第1号被保険者の費用負担割合は第7期計画と変わらず23%、第2号被保険者の費用負担割合も第7期計画と変わらず27%となっています。

介護保険給付費の負担割合は以下のとおりです。

●図表9-1 介護保険給付費の費用負担割合

負担区分	第8期計画		
	全国平均	施設等給付費	在宅給付費
国	-	15.00%	20.00%
調整交付金	5.00%	2.24～7.67%	2.24～7.67%
県	-	17.50%	12.50%
広域連合	-	12.50%	12.50%
第1号被保険者	23.00%	20.33～25.76%	20.33～25.76%
第2号被保険者	27.00%	27.00%	27.00%
合 計	-	100%	100%

調整交付金率の全国平均は5%、第1号被保険者の負担割合の全国平均は23%となります。

調整交付金とは、後期高齢者が多い市町村は要介護等認定者が多くなり介護保険給付費が高くなること、また、所得段階別被保険者数の違いにより保険料が違ってくることから、全国平均と市町村の実情から格差の是正・調整を行うものです。

2 介護保険サービス給付費と地域支援事業費の見込み

(1) 介護保険サービス給付費の見込み

居宅サービス給付費、施設サービス給付費及びその他給付費（住宅改修給付費、居宅介護支援給付費等）並びに特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた標準給付費の見込額は以下に示すとおりです。

●図表 9-2 介護保険サービス標準給付費の見込み

費用等種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年合計	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
①在宅サービス給付費*1	26,101,036	26,445,760	26,892,096	79,438,892	26,946,810	28,470,363	32,223,396	32,880,668
②居住系サービス給付費*2	9,463,303	9,685,102	9,921,549	29,069,954	10,112,865	10,562,358	11,785,947	11,976,498
③施設サービス給付費*3	25,810,162	27,387,613	28,494,166	81,691,941	30,421,272	31,777,057	36,003,075	37,342,353
④介護サービス総給付費(①+②+③)	61,374,501	63,518,475	65,307,811	190,200,787	67,480,947	70,809,778	80,012,418	82,199,519
⑤特定入所者介護サービス費等給付額	1,907,777	1,779,821	1,820,068	5,507,666	1,858,324	1,945,204	2,168,924	2,177,678
⑥高額介護サービス費等給付額	1,363,960	1,389,933	1,422,474	4,176,367	1,454,613	1,531,197	1,711,566	1,722,050
⑦高額医療合算介護サービス費等給付額	186,051	190,826	195,058	571,935	199,478	209,745	232,820	233,933
⑧保険給付費見込額(④+⑤+⑥+⑦)	64,832,289	66,879,055	68,745,411	200,456,755	70,993,362	74,495,924	84,125,727	86,333,180
⑨算定対象審査支払手数料*4	36,591	37,536	38,391	112,518	39,295	41,462	46,382	46,732
⑩標準給付費(⑧+⑨)	64,868,880	66,916,591	68,783,801	200,569,273	71,032,658	74,537,386	84,172,109	86,379,912

*1 *2を除く在宅サービス、地域密着型サービス利用（予防給付分を含む）

*2 特定施設入居者介護、認知症対応型共同生活介護サービス利用（予防給付分、地域密着型分を含む）

*3 介護4施設及び地域密着型介護老人福祉施設入所者介護サービス利用

*4 1件当たり43円

※端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費は第7期の実績を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業費及び包括的支援事業費・任意事業費を見込みました。

●図表 9-3 地域支援事業費の見込み

費用等種別	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3カ年合計	令和7年度	令和12年度	令和17年度	令和22年度
①介護予防・日常生活支援総合事業費	千円	3,045,464	3,117,670	3,184,014	9,347,148	3,301,898	3,477,048	3,668,699	3,459,350
②包括的支援事業・任意事業費	千円	1,526,177	1,525,211	1,524,609	4,575,998	1,519,685	1,471,603	1,474,629	1,461,843
地域支援事業費	千円	4,571,641	4,642,881	4,708,624	13,923,146	4,821,583	4,948,651	5,143,328	4,921,193

※端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

第2節 保険料の算定

1 所得段階別保険料

広域連合では、第7期計画期間において保険料の所得段階の多段階化を行い、25段階で設定していました（国標準は9段階）。

第8期計画期間においても、所得に応じたきめ細やかな配慮を行うこととし、25段階で設定を行います。

●図表 9-4 所得段階別保険料基準額

所得段階		対象者	負担割合 (基準額に乗じる割合)
第1段階	本人及び 世帯員全員が 市町村民税 非課税	①生活保護の受給者、②老齢福祉年金受給者、 ③課税年金収入額(※1)と合計所得金額等(※2)の合計額が80万円以下の方	0.50
第2段階		課税年金収入額(※1)と合計所得金額等(※2)の合計額が80万円を超え120万円以下の方	0.75
第3段階		の合計額が120万円を超える方	
第4段階	本人が市町村民税 非課税だが世帯の 中に市町村民税 課税者がいる	の合計額が80万円以下の方	0.90
第5段階		の合計額が80万円を超える方	1.00
第6段階	本人が 市町村民税課税	合計所得金額(※3)から特別控除額(※4)を引いた額が120万円未満の方	1.20
第7段階		を引いた額が120万円以上210万円未満の方	1.35
第8段階		を引いた額が210万円以上320万円未満の方	1.60
第9段階		を引いた額が320万円以上340万円未満の方	1.65
第10段階		を引いた額が340万円以上360万円未満の方	1.70
第11段階		を引いた額が360万円以上380万円未満の方	1.75
第12段階		を引いた額が380万円以上400万円未満の方	1.80
第13段階		を引いた額が400万円以上420万円未満の方	1.85
第14段階		を引いた額が420万円以上440万円未満の方	1.90
第15段階		を引いた額が440万円以上460万円未満の方	1.95
第16段階		を引いた額が460万円以上480万円未満の方	2.00
第17段階		を引いた額が480万円以上500万円未満の方	2.05
第18段階		を引いた額が500万円以上520万円未満の方	2.10
第19段階		を引いた額が520万円以上540万円未満の方	2.15
第20段階		を引いた額が540万円以上560万円未満の方	2.20
第21段階		を引いた額が560万円以上580万円未満の方	2.25
第22段階		を引いた額が580万円以上600万円未満の方	2.30
第23段階		を引いた額が600万円以上620万円未満の方	2.35
第24段階		を引いた額が620万円以上820万円未満の方	2.40
第25段階		を引いた額が820万円以上の方	2.50

(※1) 公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる年金収入です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

(※2) 合計所得金額等 = 合計所得金額(※3) - 特別控除額(※4) - 年金所得額

(※3) 給与所得又は公的年金等に係る所得を有する場合には、当該所得金額から10万円を控除して得た額 (注) この金額が0円以下の場合は0円とみなす。

(※4) 特別控除額：長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと、具体的には以下の①～⑧。

- ① 収用交換等のために土地等を譲渡した場合の5,000万円(最大)
- ② 特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円(最大)
- ③ 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円(最大)
- ④ 農地保有の合理化等のために農地等を売却した場合の800万円(最大)
- ⑤ 居住用財産を譲渡した場合の3,000万円(最大)
- ⑥ 特定の土地(平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるもの)を譲渡した場合の1,000万円(最大)
- ⑦ 低未利用土地等について、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、500万円以下の譲渡をした場合の100万円(最大)
- ⑧ 上記の①から⑦のうち二つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円(最大)

2 グループ別保険料

広域連合では、設立当初は全ての構成市町村で同一の保険料としていましたが、平成13～15年度3か年の実績における「高齢者一人当たり給付費」（介護保険給付費実績額を高齢者人口で除した額）について構成市町村間で2.5倍の格差が発生し給付と負担の関係から不公平感が生じたことや、市町村合併により構成市町村の脱退等が進んだこと等を踏まえ、平成17年度の第2期計画からグループ別保険料を導入しています。

グループ別保険料は構成市町村を3グループに分け、給付の状況に応じた保険料を設定するものであり、第8期計画期間においても、平成30・令和元年度実績に基づく「高齢者一人当たり給付費」をもとに、構成市町村数を1：2：1（Aグループ8市町村：Bグループ17市町：Cグループ8町）で区分して3グループ別に保険料を設定します。

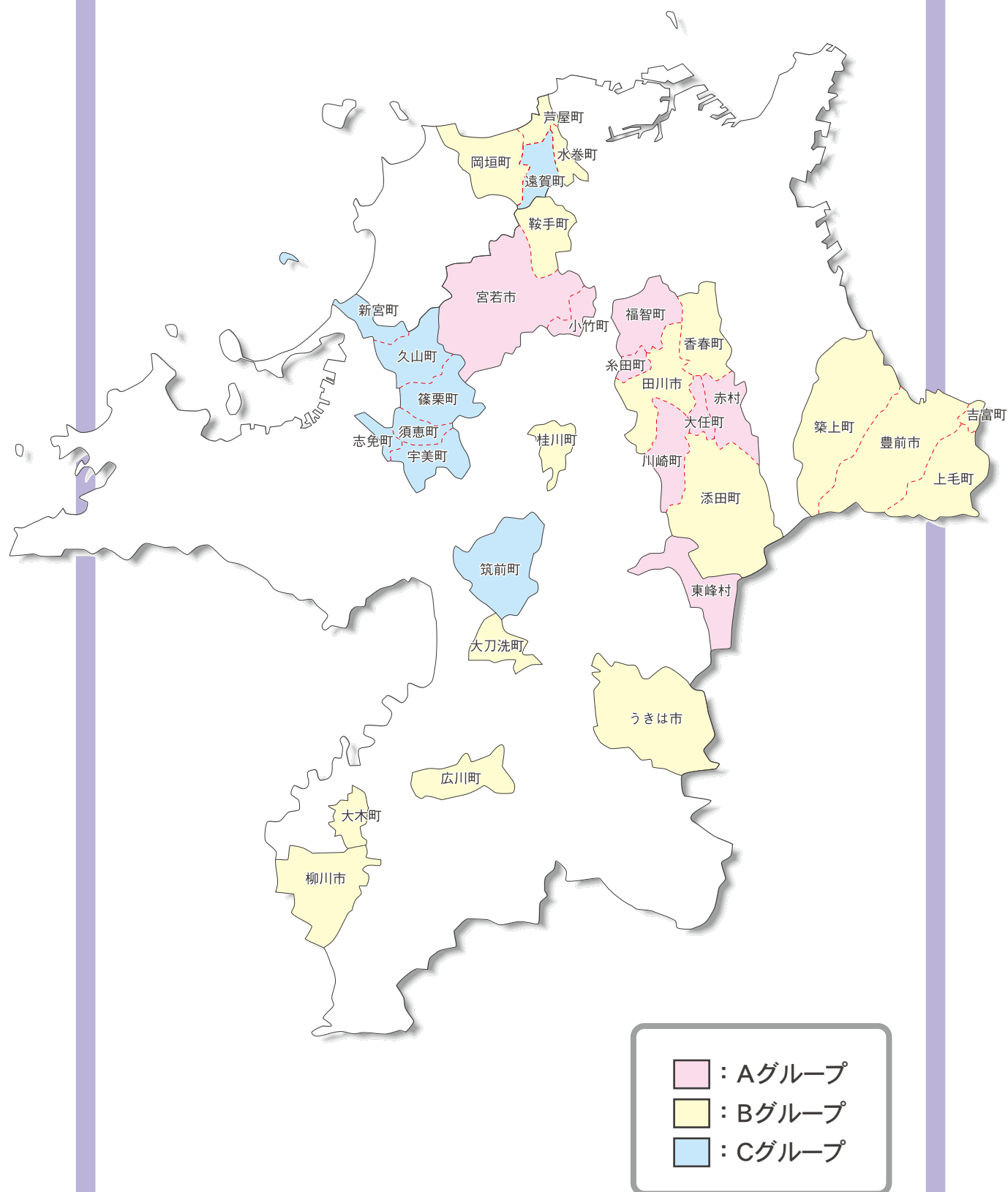
なお、今後も市町村間格差の緩和・是正に向けて、介護給付等の適正化と自立支援・重度化防止に向けた取り組みの充実・強化に努めます。



●図表 9 - 5 第 8 期計画期間における保険料グループ構成

グループ 区分		市町村名	平成30・令和元年度 介護給付費合計 ①	平成30・令和元年度 高齢者人口合計 ②	高齢者一人当たり 給付費 ①÷②
A グループ (8市町村)	1	東 峰 村	744,230,627円	1,802人	413,003円/人
	2	赤 村	934,462,032円	2,453人	380,947円/人
	3	川 崎 町	4,397,778,129円	12,154人	361,838円/人
	4	大 任 町	1,353,849,982円	3,847人	351,924円/人
	5	小 竹 町	2,120,978,292円	6,208人	341,652円/人
	6	宮 若 市	6,588,782,759円	19,296人	341,458円/人
	7	福 智 町	5,287,587,065円	15,644人	337,995円/人
	8	糸 田 町	2,176,633,977円	6,495人	335,125円/人
B グループ (17市町)	9	桂 川 町	2,911,084,839円	9,199人	316,457円/人
	10	田 川 市	10,040,466,385円	31,954人	314,216円/人
	11	添 田 町	2,538,197,951円	8,098人	313,435円/人
	12	香 春 町	2,757,182,123円	8,833人	312,146円/人
	13	鞍 手 町	3,549,989,851円	12,079人	293,898円/人
	14	芦 屋 町	2,564,972,218円	8,767人	292,571円/人
	15	豊 前 市	5,174,662,211円	18,201人	284,306円/人
	16	柳 川 市	12,078,466,661円	43,402人	278,293円/人
	17	岡 垣 町	5,747,219,809円	20,843人	275,739円/人
	18	上 毛 町	1,455,294,757円	5,296人	274,791円/人
	19	築 上 町	3,565,377,728円	13,135人	271,441円/人
	20	吉 富 町	1,135,796,468円	4,237人	268,066円/人
	21	水 巻 町	4,894,966,943円	18,264人	268,012円/人
	22	う き は 市	5,167,129,095円	19,988人	258,512円/人
	23	広 川 町	2,820,110,023円	11,188人	252,066円/人
	24	大 刀 洗 町	2,137,960,535円	8,621人	247,994円/人
	25	大 木 町	1,822,176,160円	7,974人	228,515円/人
C グループ (8町)	26	須 恵 町	3,427,458,290円	15,006人	228,406円/人
	27	遠 賀 町	2,879,183,428円	12,843人	224,183円/人
	28	筑 前 町	3,940,779,058円	17,620人	223,654円/人
	29	久 山 町	1,077,712,567円	4,939人	218,205円/人
	30	志 免 町	4,607,216,326円	21,602人	213,277円/人
	31	新 宮 町	2,530,925,878円	12,024人	210,490円/人
	32	篠 栗 町	3,196,927,825円	15,220人	210,048円/人
	33	宇 美 町	4,233,101,723円	20,209人	209,466円/人
広域連合合計			119,858,661,715円	437,441人	274,000円/人
グループ 別合計	Aグループ計 (8市町村)		23,604,302,863円	67,899人	347,638円/人
	Bグループ計 (17市町)		70,361,053,757円	250,079人	281,355円/人
	Cグループ計 (8町)		25,893,305,095円	119,463人	216,747円/人

●図表 9-6 第8期計画期間におけるグループ別保険料マップ



3 保険料算定の基礎数値とグループ別保険料

各グループの保険料基準額を算定するための広域連合全体とグループ別の基礎数値は以下のとおりです。

(1) 保険料算定の基礎数値

保険料算定のための広域連合全体での基礎数値は以下に示すとおりです。

●図表 9-7 広域連合全体の保険料算定の基礎数値（Aグループ＋Bグループ＋Cグループ）

算定項目	基礎数値		備 考
①第1号被保険者数	令和3年度	221,195人	
	令和4年度	221,111人	
	令和5年度	221,159人	
	合 計	663,465人	
②標準給付見込額	令和3年度	64,868,879,979円	
	令和4年度	66,916,591,166円	
	令和5年度	68,783,801,458円	
	合 計	200,569,272,603円	
③地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援 総合事業費)	令和3年度	3,045,463,843円	
	令和4年度	3,117,669,806円	
	令和5年度	3,184,014,396円	
	合 計	9,347,148,045円	
③' 地域支援事業費 (包括的支援・任意事業費)	令和3年度	1,526,177,379円	
	令和4年度	1,525,211,364円	
	令和5年度	1,524,609,173円	
	合 計	4,575,997,916円	
④第1号被保険者負担分相当額 ＋調整交付金相当額	令和3年度	19,367,037,067円	$(②+③+③') \times 23\%$ $+ (②+③) \times 5\%$
	令和4年度	19,960,391,686円	
	令和5年度	20,501,648,549円	
	合 計	59,829,077,302円	
⑤財政安定化基金拠出金見込額		0円	$(②+③+③') \times 0\%$
⑥財政安定化基金償還金		0円	
⑦準備基金取崩額		5,000,000,000円	
⑧調整交付金見込額		11,618,949,000円	調整交付金率 5.54%
⑨保険料収納必要額		43,210,128,302円	$④+⑤+⑥-⑦-⑧$
⑩所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	令和3年度	218,323人	
	令和4年度	218,307人	
	令和5年度	218,418人	
	合 計	655,048人	
⑪予定保険料収納率		99.00%	

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

●図表 9-8 A グループ保険料の算定方法

算定項目	基礎数値		備考
①第1号被保険者数	令和3年度	34,102人	
	令和4年度	33,913人	
	令和5年度	33,774人	
	合 計	101,789人	
②標準給付見込額	令和3年度	12,703,967,529円	
	令和4年度	13,567,158,318円	
	令和5年度	14,354,571,032円	
	合 計	40,625,696,879円	
③地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援 総合事業費)	令和3年度	684,280,479円	
	令和4年度	696,142,011円	
	令和5年度	705,399,272円	
	合 計	2,085,821,762円	
③' 地域支援事業費 (包括的支援・任意事業費)	令和3年度	270,153,870円	
	令和4年度	269,187,751円	
	令和5年度	268,113,491円	
	合 計	807,455,112円	
④第1号被保険者負担分相当額 +調整交付金相当額	令和3年度	3,810,844,832円	$(②+③+③') \times 23\%$ $+ (②+③) \times 5\%$
	令和4年度	4,055,637,275円	
	令和5年度	4,278,457,788円	
	合 計	12,144,939,895円	
⑤財政安定化基金拠出金見込額	0円		$(②+③+③') \times 0\%$
⑥財政安定化基金償還金	0円		
⑦準備基金取崩額	984,311,000円		
⑧調整交付金見込額	3,276,991,000円		調整交付金率 7.67%
⑨保険料収納必要額	7,883,637,895円		$④+⑤+⑥-⑦-⑧$
⑩所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	令和3年度	30,992人	
	令和4年度	30,820人	
	令和5年度	30,695人	
	合 計	92,507人	
⑪予定保険料収納率	98.59%		
⑫第1号被保険者保険料基準年額	86,438円		$⑨ \div ⑩ \div ⑪$

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

●図表 9-9 Aグループの保険料算定の基礎数値

3ヵ年で第1号被保険者が負担すべき費用額 (保険料収納必要額)	▶ 7,883,637,895円
÷	÷
負担割合で補正した3ヵ年の第1号被保険者数 (補正第1号被保険者数)	▶ 92,507人
÷	÷
過去の収納状況より見込んだ保険料の収納率 (保険料予定収納率)	▶ 98.59%
=	=
第8期計画期間における 第1号被保険者保険料基準年額 (月額) = 年額 ÷ 12	▶ 86,438円 (月額) 7,203円

※ 保険料額は1円未満を四捨五入

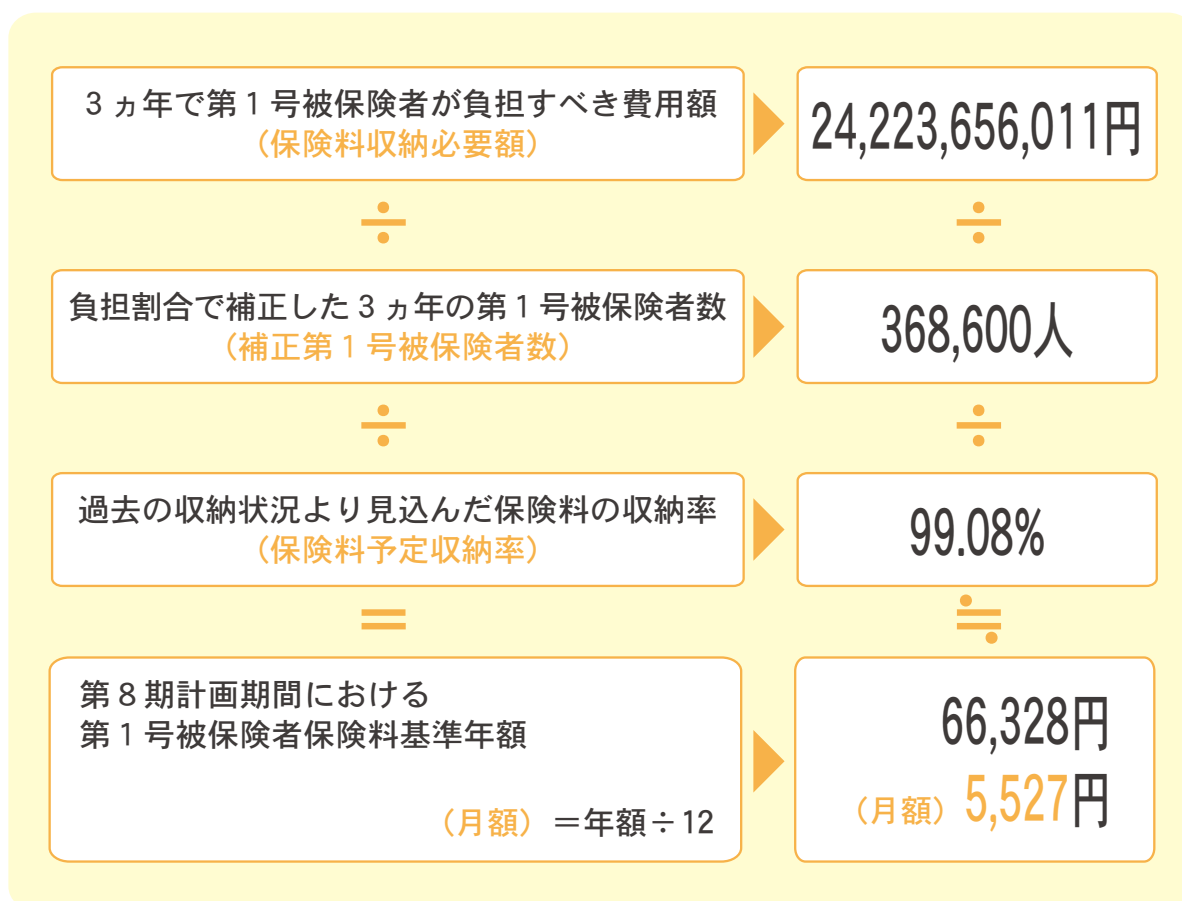


●図表 9-10 B グループの保険料算定の基礎数値

算定項目	基礎数値		備 考
①第1号被保険者数	令和3年度	125,627人	
	令和4年度	125,169人	
	令和5年度	124,838人	
	合 計	375,634人	
②標準給付見込額	令和3年度	37,917,319,029円	
	令和4年度	38,542,339,240円	
	令和5年度	39,050,781,656円	
	合 計	115,510,439,925円	
③地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援 総合事業費)	令和3年度	1,769,370,167円	
	令和4年度	1,803,586,782円	
	令和5年度	1,835,095,563円	
	合 計	5,408,052,512円	
③' 地域支援事業費 (包括的支援・任意事業費)	令和3年度	889,369,188円	
	令和4年度	886,953,767円	
	令和5年度	885,199,344円	
	合 計	2,661,522,299円	
④第1号被保険者負担分相当額 +調整交付金相当額	令和3年度	11,316,827,888円	$(②+③+③') \times 23\%$ $+ (②+③) \times 5\%$
	令和4年度	11,500,858,653円	
	令和5年度	11,651,641,470円	
	合 計	34,469,328,011円	
⑤財政安定化基金拠出金見込額	0円		$(②+③+③') \times 0\%$
⑥財政安定化基金償還金	0円		
⑦準備基金取崩額	2,938,557,000円		
⑧調整交付金見込額	7,307,115,000円		調整交付金率 6.04%
⑨保険料収納必要額	24,223,656,011円		$④+⑤+⑥-⑦-⑧$
⑩所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	令和3年度	123,260人	
	令和4年度	122,824人	
	令和5年度	122,516人	
	合 計	368,600人	
⑪予定保険料収納率	99.08%		
⑫第1号被保険者保険料基準年額	66,328円		$⑨ \div ⑩ \div ⑪$

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

●図表 9-11 B グループ保険料の算定方法



※ 保険料額は 1 円未満を四捨五入

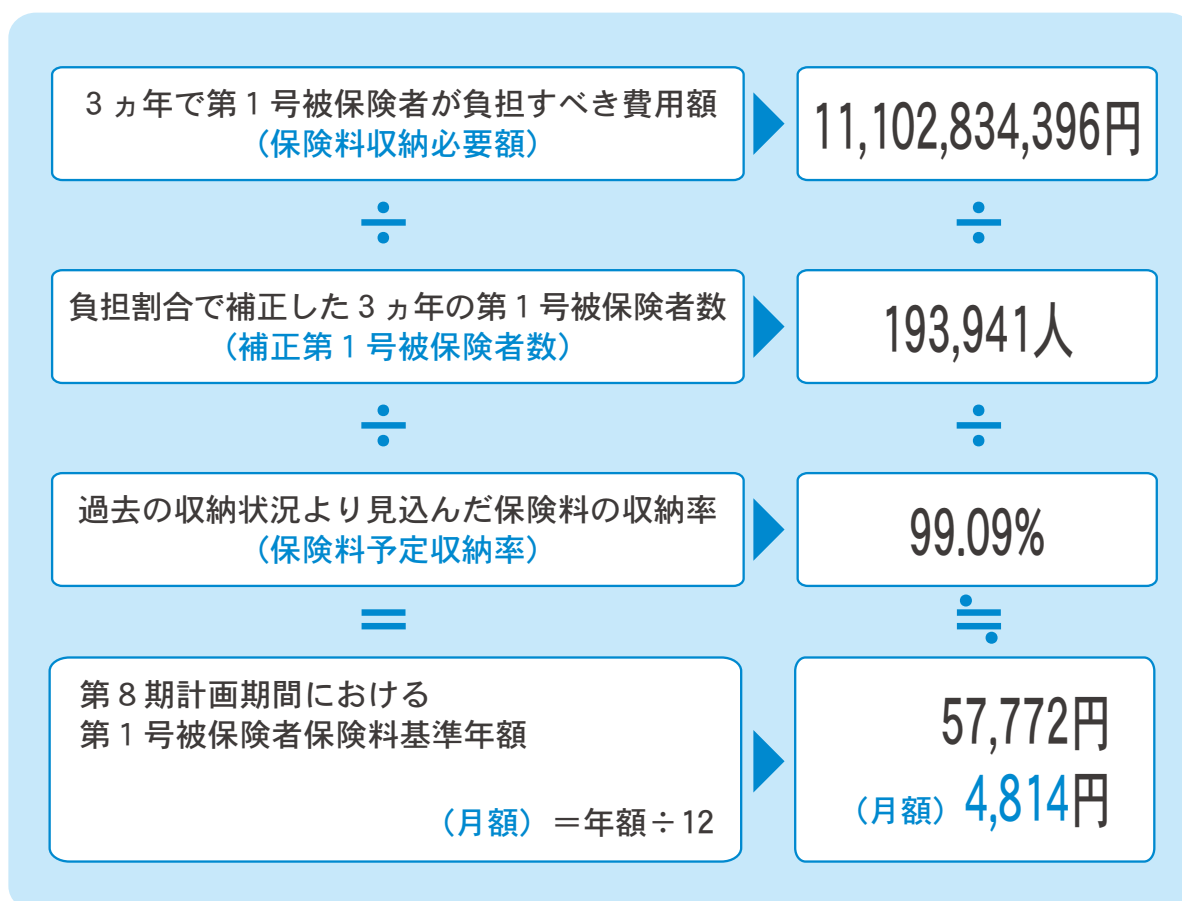


●図表 9-12 Cグループの保険料算定の基礎数値

算定項目	基礎数値		備考
①第1号被保険者数	令和3年度	61,466人	
	令和4年度	62,029人	
	令和5年度	62,547人	
	合 計	186,042人	
②標準給付見込額	令和3年度	14,247,593,422円	
	令和4年度	14,807,093,608円	
	令和5年度	15,378,448,770円	
	合 計	44,433,135,799円	
③地域支援事業費 (介護予防・日常生活支援 総合事業費)	令和3年度	591,813,197円	
	令和4年度	617,941,013円	
	令和5年度	643,519,561円	
	合 計	1,853,273,771円	
③' 地域支援事業費 (包括的支援・任意事業費)	令和3年度	366,654,321円	
	令和4年度	369,069,846円	
	令和5年度	371,296,338円	
	合 計	1,107,020,505円	
④第1号被保険者負担分相当額 +調整交付金相当額	令和3年度	4,239,364,347円	$(②+③+③') \times 23\%$ $+ (②+③) \times 5\%$
	令和4年度	4,403,895,758円	
	令和5年度	4,571,549,290円	
	合 計	13,214,809,396円	
⑤財政安定化基金拠出金見込額	0円		$(②+③+③') \times 0\%$
⑥財政安定化基金償還金	0円		
⑦準備基金取崩額	1,077,132,000円		
⑧調整交付金見込額	1,034,843,000円		調整交付金率 2.24%
⑨保険料収納必要額	11,102,834,396円		$④+⑤+⑥-⑦-⑧$
⑩所得段階別加入割合補正後 第1号被保険者数	令和3年度	64,071人	
	令和4年度	64,663人	
	令和5年度	65,208人	
	合 計	193,941人	
⑪予定保険料収納率	99.09%		
⑫第1号被保険者保険料基準年額	57,772円		$⑨ \div ⑩ \div ⑪$

※ 端数処理の関係上、合計が合わない場合がある

●図表 9-13 Cグループ保険料の算定方法



※ 保険料額は1円未満を四捨五入



(2) グループ別保険料

第8期計画期間のグループ別の保険料は以下に示すとおりです。

●図表 9-14 グループ別保険料（年額）一覧

所得段階	基準倍率	保険料年額（円） 令和3～5年度		
		Aグループ	Bグループ	Cグループ
第1段階	0.50	43,219	33,164	28,886
第2段階	0.75	64,829	49,746	43,329
第3段階	0.75	64,829	49,746	43,329
第4段階	0.90	77,794	59,695	51,995
第5段階	1.00	86,438	66,328	57,772
第6段階	1.20	103,726	79,594	69,326
第7段階	1.35	116,691	89,543	77,992
第8段階	1.60	138,301	106,125	92,435
第9段階	1.65	142,623	109,441	95,324
第10段階	1.70	146,945	112,758	98,212
第11段階	1.75	151,267	116,074	101,101
第12段階	1.80	155,588	119,390	103,990
第13段階	1.85	159,910	122,707	106,878
第14段階	1.90	164,232	126,023	109,767
第15段階	1.95	168,554	129,340	112,655
第16段階	2.00	172,876	132,656	115,544
第17段階	2.05	177,198	135,972	118,433
第18段階	2.10	181,520	139,289	121,321
第19段階	2.15	185,842	142,605	124,210
第20段階	2.20	190,164	145,922	127,098
第21段階	2.25	194,486	149,238	129,987
第22段階	2.30	198,807	152,554	132,876
第23段階	2.35	203,129	155,871	135,764
第24段階	2.40	207,451	159,187	138,653
第25段階	2.50	216,095	165,820	144,430

※保険料額は1円未満を四捨五入

第10章



計画推進の方策



大刀洗町



築上町

第1節 自立支援・重度化防止への取組

1. 介護保険に関する情報提供・啓発
2. 被保険者や構成市町村の状況把握・点検、情報共有
3. ケアマネジメントの適正化(ケアプランの点検)
4. 取組と実施目標一覧

第2節 介護給付等に要する費用の適正化への取組(介護給付適正化計画)

1. 要介護等認定の適正化対策
2. ケアマネジメントの適正化対策
3. 介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策
4. 取組と実施目標一覧

第3節 事業の円滑実施のための施策

1. 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス提供基盤の整備
2. 市町村の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進
3. 利用者本位の情報提供・相談体制の充実
4. 低所得者への対応
5. 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上
6. 介護サービス事業者等の業務効率化に向けた支援
7. 介護保険料納付方法の拡大と公平性の担保
8. 介護保険事業計画の進捗状況等の点検・評価
9. 災害・感染症対策への取組

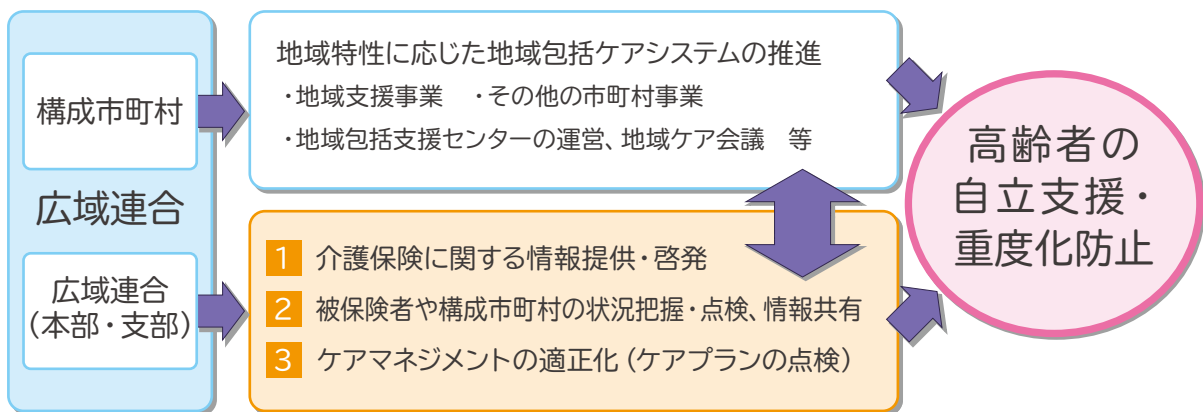
第1節 自立支援・重度化防止への取組

今後のさらなる高齢化を考慮すると、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することや、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、悪化の防止に取り組むことが極めて重要となります。

こうした観点から、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組及び目標が、介護保険事業計画の基本的記載事項とされています。

広域連合では、保険者機能強化推進交付金等を活用し、構成市町村が主体的に実施する地域支援事業等を通じて、地域の実情に応じた自立支援・重度化防止の取組を推進するとともに、広域連合における全体的な取組として、「介護保険に関する情報提供・啓発」「被保険者・構成市町村の状況把握・点検、情報共有」「ケアマネジメントの適正化（ケアプランの点検）」の3分野での取組を推進します。

●図表10-1 広域連合における自立支援・重度化防止の推進（イメージ）



	一般高齢者	総合事業対象者・要支援認定者	要介護認定者
構成市町村の取組	一般介護予防事業 (通いの場の整備、介護予防教室等)		
	介護予防・生活支援サービス		
	生活支援体制整備事業 (生活支援コーディネーター・就労的活動支援コーディネーター等)		
	在宅医療・介護連携推進事業		
	認知症総合支援事業 (チームオレンジ等)		
	地域包括支援センターの運営、地域ケア会議推進事業		
広域連合の取組	その他の市町村事業 (地域支援事業の任意事業、その他の介護保険事業以外の高齢者福祉事業等)		
	介護保険に関する情報提供・啓発 (パンフレット作成)		
	高齢者生活アンケート		
	介護保険事業実施効果の検証		
	ケアプランの点検 給付適正化調査の実施		

1 介護保険に関する情報提供・啓発

(1) 介護保険パンフレットの作成

令和2年度の介護保険制度改正及び本計画の内容を反映した広域連合独自の保存版パンフレットを作成し、全戸配布を行うとともに、関係部署窓口等に設置し、制度説明や啓発等の機会での活用を促進していきます。

パンフレットについては、自立支援・重度化防止の理念や、認定を受けるための申請方法や認定からサービス利用までの流れ、各介護保険サービスの内容等を充実し、住民啓発に役立つ内容とします。

2 被保険者や構成市町村の状況把握・点検、情報共有

(1) 高齢者生活アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）の実施

高齢者生活アンケート（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）で要介護等認定者以外の高齢者の心身状況等を把握します。構成市町村での介護予防事業等の評価のための基礎データとして活用します。

(2) 介護保険事業実施効果の検証

本計画について年度ごとに進捗状況を検証するため、介護保険事業量等の計画値・実績値の比較検証作業や介護予防効果測定調査等を実施します。

これらの調査結果等をもとに有識者等で構成される介護保険事業実施効果検証委員会で検証を行い、抽出された事例等の情報を構成市町村に提供していきます。

検証にあたっては、国が示す評価指標に基づき、構成市町村及び広域連合における自立支援・重度化防止の取組状況を把握し評価を行います。

3 ケアマネジメントの適正化（ケアプランの点検）

(1) ケアプラン点検の実施

介護支援専門員等が作成したケアプランが自立支援・重度化防止の観点から適切なものとなっているか点検し、適切なケアマネジメント実施の支援と給付の適正化を図ります。

【第10章-第2節-2参照】

(2) 給付適正化調査の実施

介護支援専門員資格を有する適正化調査員を配置し、ケアプラン点検並びに事業者及び利用者との聞き取り等を通じ、利用者の重度化防止かつ自立支援に資する介護サービスが提供されているか確認します。

4 取組と実施目標一覧

前述の取組内容と第8期計画期間における実施目標は以下のとおりです。

●図表10-2 自立支援・重度化防止の取組・実施目標

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1 介護保険に関する情報提供・啓発			
介護保険パンフレットの作成	33市町村全戸 配布・活用	活用	活用
2 被保険者や構成市町村の状況把握・点検、情報共有			
高齢者生活アンケート (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)の実施	3年間で認定者以外の高齢者の 30%を対象に実施		
介護保険事業実施効果の検証	四半期ごと に検証	四半期ごと に検証	四半期ごと に検証
3 ケアマネジメントの適正化(ケアプランの点検)			
ケアプラン点検の実施	要介護1～3の全件 約10,000件[250事業所]		
給付適正化調査の実施	全支部にて実施		



第2節 介護給付等に要する費用の適正化への取組（介護給付適正化計画）

介護・予防給付（以下、「介護給付等」という。）の適正化とは、介護給付等を必要とする利用者を適切に認定し、利用者が真に必要なとする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

市町村介護保険事業計画においては、介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めることとされています。

広域連合では、第7期に引き続き、①要介護等認定の適正化、②ケアプランの点検、③住宅改修等の点検、④縦覧点検・医療情報との突合、⑤介護給付費通知の主要5事業等について取り組み、介護給付等の適正化を図ります。

介護給付等の適正化対策には、人員体制・経済的・財政的負担の問題等一定の限界があることも事実であり、その点をふまえて、実情にあわせて促進していくことが必要です。

そのため、既に実施している事業を含め各事業の実情に沿った重点対策等を体系的に整理し、計画的に適正化対策を推進していきます。

介護給付等適正化における主要5事業は、大きく「要介護等認定の適正化対策」、「ケアマネジメントの適正化対策」、「介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策」の3つに分類することができますが、それぞれの分類ごとの主な考え方は次のとおりです。

●図表10-3 介護給付等適正化に対する基本的な考え方

1 要介護等認定の適正化対策

要介護等認定の流れの段階（認定調査・主治医意見書・認定審査会）ごとに、関係者の資質の向上・認識の統一を図ることにより、要介護等認定の平準化をさらに進め、要介護度の決定がより一層公平公正かつ適切に行われるようにします。

2 ケアマネジメントの適正化対策

介護支援専門員の資質の向上と、ケアプランの点検を通して、介護給付等を必要とする利用者が、尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とした、真に必要なとされるサービスが提供されるようなケアマネジメントの実施を一層促進します。

3 介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策

介護サービス事業者等に対して、サービスの質の確保と向上、利用者の尊厳の保持、適正な介護報酬請求等の徹底を図る対策を講じることにより、自立支援及び利用者本位を根底に持った適切なサービスの提供と、ルールに従った適正な介護報酬請求等が図られるように努めます。

1 要介護等認定の適正化対策

(1) 認定調査状況のチェック

認定調査は遠隔地を除き、新規・更新・変更のいずれも全て直営で実施しています。

今後についても、広域連合内の被保険者の認定調査を直営調査員にて実施します。また、遠隔地調査（他の保険者、居宅介護支援事業所への委託）の委託調査票の全件チェックを実施します。

●図表10-4 認定調査・遠隔地調査実施数（実績と実施目標）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
直営調査員 調査件数(件)	37,637	37,193	25,000	・ 直営調査員による実施（遠隔地以外） ・ 遠隔地調査の全件チェックの実施		
遠隔地調査 委託件数(件)	448	403	200			

※令和2年度は見込み値

(2) 認定調査員の研修等の実施

認定調査は、介護保険制度の利用の入口になるため非常に大切な役割を担っています。そのため、認定調査が適切に実施されるよう常に調査員の資質向上を目的とした研修が必要です。

広域連合では県主催の新任者研修や現任研修を受講するとともに、広域連合独自の研修を実施します。また、保健師会議や支部内ミーティング等を実施し、認定調査における判断基準の統一及び認定調査員全体の資質の向上を図ります。

●図表10-5 認定調査員研修等の開催（実績と実施目標）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
現任研修開催数(回)	2	2	2	2	2	2
現任研修参加人数(人)	88	84	28	89	89	89

※令和2年度は見込み値

＜参考＞認定調査員数（4月1日現在）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
直営調査員(人)	89	89	89

(3) 介護認定審査会委員の研修等の実施

要介護等認定結果は、申請者のサービス利用や被保険者の負担等に直結するため、公平公正かつ適切な認定審査が求められます。このため、介護認定審査会委員には高い資質が必要とされるとともに、各委員が共通認識を持って認定審査を実施することが必要です。

第7期に引き続き、福岡県が主催する研修への参加を促し、審査会委員の資質の向上に取り組めます。

また、広域連合本部の認定審査会から各支部認定審査会に対する相談・助言等を行い、広域連合で統一した認定審査会の実施及び公平公正な審査の実施に努めます。

●図表10-6 介護認定審査会研修等の開催（実績と実施目標）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
現任研修開催数(回)	1	1	1	1	1	1
現任研修参加人数(人)	162	127	150	250	250	250

※令和2年度は見込み値

＜参考＞介護認定審査会合議体数・委員数

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
合議体数(合議体)	88	89	89
委員数(人)	480	485	485

2 ケアマネジメントの適正化対策

(1) ケアプランの点検

ケアマネジメントは、高齢者の自立支援と利用者主体のサービス利用を基本理念に、利用者等の状態を的確に把握し、個々の課題や状況に即して、サービスが総合的・一体的に提供されるよう支援することが求められます。

このため、介護支援専門員が作成したケアプランの点検を行うとともに、その点検結果を踏まえ、研修等を通じ介護支援専門員に対してフィードバックをすることで介護支援専門員の資質の向上を図ります。

①ケアプラン点検の拡充

介護支援専門員等に対して適正な指導を行うため、各地域の介護支援専門員等のケアプラン作成傾向を分析し、「自立支援・重度化防止に資する適切なケアプランになっているか」という観点から、事業所から提出された居宅サービス利用者のケアプラン内容を点検し、第7期計画に引き続き、第8期計画期間中の3か年で要介護1～3のケアプランの全件（約10,000件）を抽出して実施することを目標とします。

●図表10-7 ケアプランの点検（実績と実施目標）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
点検件数(件)	5,000	3,839	-	要介護1～3の全件 約10,000件		
事業所数(事業所)	239		-	250		

②給付適正化調査の実施

第7期に引き続き、給付適正化の要となる介護支援専門員資格を有する適正化調査員を配置し、集団指導やケアマネジメント関連の研修等へ参加することで、資質の向上に努めます。

また、ケアプラン点検マニュアル等を基に、ケアプラン点検及び事業者並びに利用者へ聞き取り等を通じ、利用者の重度化防止かつ自立支援に資する介護サービスが提供されているか確認することで給付適正化を図ります。

③ケアプラン点検に携わる職員の研修

国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」の積極的活用を進めます。また、ケアプラン点検に携わる職員を対象とした県主催のケアマネジメントに関する研修会等への参加を促すとともに、広域連合内部の会議や研修会を実施し、点検内容を充実します。

（２）住宅改修・福祉用具等の点検

第７期に引き続き、住宅改修については、事前申請を実施し、改修箇所の現況写真だけでなく、認定調査票や主治医意見書の内容も確認して有効性の審査を全件実施することで、真に必要な改修かを確認します。

疑義が生じたものの全てについて、事業者から聞き取りを行い、説明が不十分な場合は現地調査を行います。完了後についても写真等による審査を実施し、実績確認をします。

福祉用具購入については、物品の詳細が判断できるパンフレット及び領収書の確認とともに、過去の購入履歴との照合を行う等、その必要性を確認します。

（３）介護支援専門員に対する研修会

第７期に引き続き、高齢者の自立支援と利用者主体のサービス利用を基本理念とした適切なケアプランの作成技術の向上をめざし、研修会等の実施と、内容の充実に努めます。

また、介護保険制度の適正な運営を確認するため、その要である介護支援専門員に対して、適正化の定義を十分理解し、ケアプランの適正化を継続できる環境を維持していきます。このため、福岡県介護支援専門員協会等と連携して研修内容の質を担保しつつ、介護支援専門員対象の研修会や主任介護支援専門員更新研修に関わる法定外研修を実施し、広域連合の方針、考え方を周知していきます。

●図表10-8 介護支援専門員研修等（実績と実施目標）

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
開催回数(回)	0	1	1	2	2	2

※令和２年度は見込み値

3 介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策

(1) 介護サービス事業者に対する助言及び指導監督の実施体制

広域連合では指定監督権限を有する居宅介護（介護予防）支援・地域密着型サービスに限らず、その他の介護サービス事業者の指導も実施していますが、制度の理解不足等から誤って介護報酬を請求した事例等が多く見受けられています。

このため、今後も、介護サービス事業者に対して、介護保険制度の改正や事業の内容等に関する周知を行い、サービスの質の向上を図るとともに、介護報酬請求に関する誤りや不正等を防止するための取組を行っていきます。

広域連合所管の指定権限を有する事業所の指導監督を定期的を実施していくとともに、県指定の介護サービス事業者については、県と合同で指導を実施し、適正化に努めます。

具体的な実施方法としては、広域連合所管の指定権限を有する事業所に対し、年1回集団指導を実施します。

指定更新時期に該当する事業所については、指定更新前に、実地指導を実施します。

●図表10-9 介護サービス事業所に対する助言及び指導監督の実施（実績と実施目標）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
指定権限を 有する事業所	集団指導(回)	1	1	1	1	1	1
事業所に対する実地指導や監査(件)		44	104	10	80	80	80

※令和2年度は見込み値

(2) 介護報酬請求の点検

①縦覧点検・医療情報との突合

縦覧点検・医療情報との突合については、国保連合会の審査支払業務の一環として実施されています。第7期に引き続き、利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。また、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

②介護給付費通知

介護給付費通知については、サービス利用者に対し利用状況を周知し、適切なサービス利用に対する自覚を促すとともに、事業者に対しては不正請求等の抑止力になるという観点から実施しています。第7期に引き続き、年1回発送し、通知文書を受け取った利用者が内容を理解できるようにするための方法を検討し、単に通知を送付するだけでなく、サービス利用者が必要とする情報の提供に努めます。

●図表10-10 介護報酬請求のチェック（実績と実施目標）

		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
国保連適正化 システムの活用	縦覧点検(件)	834	1,205	1,000	1,000	1,000	1,000
	医療情報との突合(件)	204	198	200	200	200	200
介護給付費通知発送(回)		1	1	1	1	1	1

※令和2年度は見込み値

4 取組と実施目標一覧

前述の取組内容と第8期計画期間における年度ごとの実施目標は以下のとおりです。

●図表10-11 介護給付等適正化の取組・実施目標一覧

			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
1 要介護等認定の適正化対策					
認定調査・遠隔地調査			・直営調査員による実施 （遠隔地以外） ・遠隔地調査の全件チェックの実施		
認定調査員研修等	現任研修開催数(回)		2	2	2
	現任研修参加人数(人)		89	89	89
介護認定審査会 研修等	現任研修開催数(回)		1	1	1
	現任研修参加人数(人)		250	250	250
2 ケアマネジメントの適正化対策					
ケアプランの点検	点検件数(件)		要介護1～3の全件 約10,000件		
	事業所数(事業所)		250		
介護支援専門員研修等		開催回数(回)	2	2	2
3 介護サービス事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化対策					
介護サービス事業所 に対する助言及び 指導監督	指定権限を 有する事業所	集団指導(回)	1	1	1
	事業所に対する実地指導や監査(件)		80	80	80
介護報酬請求の チェック	国保連適正化 システムの活用	縦覧点検(件)	1,000	1,000	1,000
		医療情報との突合(件)	200	200	200
	介護給付費通知発送(回)		1	1	1



第3節 事業の円滑実施のための施策

1 住み慣れた地域で暮らし続けるためのサービス提供基盤の整備

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要なサービスを必要な地域に安定的に提供するためのサービスの基盤整備を進めます。

特に、広域連合が指定監督権限を有する地域密着型サービスについては、構成市町村と連携して、構成市町村ごとの施設整備状況等現状の調査及び把握を行った上で、住民のニーズ等実情を反映した的確なサービス提供基盤の整備に取り組むとともに、構成市町村間でのサービス提供基盤の格差是正に努めます。

【第7章－第2～3節 参照】

2 市町村の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進

構成市町村を主体とした地域支援事業や地域ケア会議等の取組を促進し、地域特性に応じた地域包括ケアシステムの推進を図ります。

広域連合では、包括的支援事業や地域包括支援センター運営に関する業務が円滑に実施できるよう支援を行うとともに、構成市町村における取組状況を毎年度把握し、事例の情報提供等による支援に努めます。

【第8章－第1～4節 参照】

3 利用者本位の情報提供・相談体制の充実

(1) 情報提供の拡充

介護保険制度全般に関する周知を図るため、今般の介護保険制度改正の内容等を反映した広域連合独自の介護保険パンフレット（保存版パンフレット）の作成や広域連合の公式ホームページの内容充実に取り組みます。

広域連合の公式ホームページについては、構成市町村や関係団体等との相互リンクを行う等、最新情報を迅速に提供できるようにし、閲覧機会と利便性の向上を図ります。

(2) 地域包括支援センター運営に対する支援

地域包括ケアシステムの推進の中核である地域包括支援センターにおいて、包括的支援事業等のセンター業務が円滑に実施されるよう、各市町村へのヒアリング等による情報提供・意見交換や、権利擁護等の専門機関に相談できる体制の整備の支援を行います。

【第8章－第3節－1～2 参照】

4 低所得者への対応

社会福祉法人による利用者負担軽減を促進します。広域連合に対し、事業実施法人として登録しているものの、実際には利用者負担軽減を行っていない社会福祉法人に対し、積極的な事業実施を依頼します。

また、事業を実施している社会福祉法人を広域連合の公式ホームページに掲載し、情報提供を行います。

5 地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上

今後、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和7年、さらには「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和22年に向けて、介護人材の不足はさらに深刻化することが予想されます。

介護人材確保の重要性について構成市町村及び若い世代も含めた住民に広く周知し理解促進を図るため、介護の魅力を発信する講演会や介護体験イベント等の開催情報の提供に努めます。あわせて、各事業者団体及び各職能団体が実施している介護人材確保に関わる啓発や養成研修、離職防止、復職支援等の取組について構成市町村と連携して支援・協力を努めます。

また、介護保険事業実施効果検証委員会等の機会を活用して、介護人材の確保及び資質向上に関する職能団体等の取組に関する情報共有や、課題解決策等の検討を行っていきます。

その他の地域人材の確保については、生活支援コーディネーターによる生活支援の担い手の育成や、認知症サポーターの育成等、地域支援事業等による構成市町村の取組を促進していきます。



6 介護サービス事業者等の業務効率化に向けた支援

国や県、事業者と連携し、介護ロボットやICTの活用等、職場環境整備に向けた取組事例等の情報提供を行います。

また、介護サービス事業者の指定更新をはじめとした様々な文書について、印鑑を原則不要とした様式への見直しを行い、メール等の非接触型の手続き方法を検討する等して、提出文書・申請方法の簡素化を図ります。

広域連合が実施する研修等については、地理的、時間的な制約の削減を目的とした、eラーニングシステムやWEBシステムを活用した取組を検討します。

7 介護保険料納付方法の拡大と公平性の担保

介護保険制度の健全な運営のためには、介護保険の内容や保険料納付の意義についての被保険者への啓発や納付方法の拡大により保険料を確保し、被保険者の負担の公平性を担保することが必要です。

納付方法の拡大の一環として、コンビニエンスストアでの保険料収納を引き続き実施するほか、さらなる利便性の向上を図るとともに、「介護保険料収納向上月間」について今後も設定し、期間中に重点的に保険料滞納者に対する折衝に取り組みます。

また、構成市町村との連携をより一層強化しながら、65歳到達者に対する被保険者証交付会等において、介護保険制度及び保険料納付に対する理解促進を図ります。

8 介護保険事業計画の進捗状況等の点検・評価

有識者等により構成された介護保険事業実施効果検証委員会において、介護保険事業量や自立支援・重度化防止の取組状況をはじめとした本計画全般について、年度ごとに点検・評価を行います。【第10章-第1節-2-（2）参照】



9 災害・感染症対策への取組

(1) 災害対策

介護サービス事業者等の利用者の円滑かつ迅速な避難確保の実現を図るため、介護サービス事業者等には、地域の災害の特性に応じた防災計画及び防災マニュアルを策定するよう周知するとともに、新規指定時や年1回の集団指導時、指定更新前の実地指導時に計画内容と計画に基づく避難訓練の実施状況等について確認し、計画の実効性確保に努めます。

また、災害時の備えに資する資料を広域連合の公式ホームページに掲載する等して啓発に努めます。

(2) 感染症対策

介護サービス事業者等に対して、感染症対策マニュアルを作成するよう周知し、新規指定時や年1回の集団指導時、指定更新前の実地指導時にマニュアル内容とマニュアルに基づく研修や訓練の実施状況等について確認し、感染症対策の実効性確保に努めます。

また、感染症拡大防止に資する資料を広域連合の公式ホームページに掲載する等して啓発に努めるとともに、広域連合が実施する研修や介護サービス事業者の指定更新をはじめとした文書等は、ICTを活用した非接触型の方法を推進し、感染症の拡大防止に努めます。





付属資料



第8期介護保険事業計画 策定委員会関連



筑前町



東峰村

- 福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会 設置要綱
- 第8期介護保険事業計画策定委員会 委員名簿
- 第8期介護保険事業計画策定委員会 審議経過

（設置の目的）

第1条 福岡県介護保険広域連合（以下「広域連合」という。）は、介護保険の円滑な実施を図り、介護サービス基盤の計画的な整備を進めるとともに、高齢者の保健・福祉をめぐる情勢の変化を踏まえ、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画（以下「事業計画」という。）を策定するため、福岡県介護保険広域連合介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、広域連合長の諮問に応じ、事業計画に関し基本的事項及びその他重要事項について調査・審議を行う。

（委員の構成）

第3条 委員会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから広域連合長が委嘱する。

- (1) 被保険者の代表
- (2) 保健・福祉・医療関係者の代表
- (3) 有識者
- (4) その他、広域連合長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、事業計画の策定が終了するまでとする。ただし、関係機関の役職等をもって任命された者にあつては、その職にある任期までとし、後任者の委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長・副会長）

第5条 委員会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長の指名により定める。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、会長が招集し議長となる。

- 2 委員会は、過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の委員（第3条第2項第1号に規定する委員を除く。）は、やむを得ない事由により欠席する場合、その委員が所属する団体や会の役員等の中から代理人を定め、その者を代理人として出席させることができる。

（守秘義務）

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審議公開の原則）

第8条 委員会の会議は、公開するものとする。

2 個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして、委員会において公開しない旨の決定をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

（意見の聴取）

第9条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（事務局）

第10条 委員会の庶務は、広域連合事業課において処理する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



第8期介護保険事業計画策定委員会 委員名簿

(敬称略五十音順)

	氏 名	団 体 名	役 職 名	備 考
1	安東 恵津子	福岡県薬剤師会	副 会 長	
2	因 利恵	福岡県介護福祉士会	会 長	副 会 長
3	川端 貴美子	福岡県歯科医師会	専 務 理 事	
4	黒岩 悦子	福岡県看護協会	(元)専務理事	
5	桑野 恭行	福岡県医師会	常 任 理 事	
6	小賀 久	北九州市立大学文学部	教 授	会 長
7	高田 裕矢	福岡県社会福祉士会	副 会 長	
8	田代 多恵子	SOS子どもの村JAPAN	理 事	
9	長野 圭介	福岡県介護支援専門員協会	事 務 局 長	
10	中村 文子	被保険者代表		
11	藤村 昌憲	福岡県老人福祉施設協議会	特別養護老人ホーム なの国施設長	
12	森 裕亮	北九州市立大学法学部	准 教 授	
13	若山 正信	被保険者代表		

第8期介護保険事業計画策定委員会 審議経過

回次	開催日	審 議 内 容
書面 開催	令和2年 5月29日	・委嘱状の交付 ・会長・副会長の選任
第1回	令和2年 6月29日	・諮問 ・第7期事業計画における施策等の実施状況について ・人口及び認定者の推計
第2回	令和2年 8月18日	・令和元年度 事業計画検証結果について ・令和元年度 介護予防効果分析結果について ・第7期高齢者生活アンケート結果について ・第8期基本指針について
第3回	令和2年 10月20日	・第8期介護保険事業計画原案について ・介護予防効果の反映について
第4回	令和2年 11月17日	・第8期事業量推計(暫定値)について
第5回	令和2年 12月8日	・第8期介護保険事業計画における施策について ・第8期介護保険事業計画に対する答申(案)について
第6回	令和2年 12月15日	・第8期介護保険事業計画(最終案)について ・第8期介護保険事業計画に対する答申について
答申	令和2年 12月16日	・答申

付属資料



要介護等認定等に関わる状態像



久山町



広川町

- 認知症高齢者の日常生活自立度の目安
- 障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)の目安

認知症高齢者の日常生活自立度の目安

区 分	判 断 基 準	見られる症状・行動の例
自 立		
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	
II	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	
II a	家庭外で上記 II の状態が見られる。	たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理等、それまでやってきたことにミスが目立つ等
II b	家庭内でも上記 II の状態が見られる。	服薬管理ができない、電話の対応や訪問者との対応等一人で留守番ができない等
III	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。	
III a	日中を中心として上記 III の状態が見られる。	着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。 やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声、奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等
III b	夜間を中心として上記 III の状態が見られる。	III a に同じ
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	III に同じ
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等

障がい高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の目安

寝たきり	区 分	状 態
生活自立	J	何らかの障がい等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する
	J1	交通機関等を利用して外出する
	J2	隣近所へなら外出する
準寝たきり	A	屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない
	A1	介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する
	A2	外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている
寝たきり	B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ
	B1	車いすに移乗し、食事、排せつはベッドから離れて行う
	B2	介助により車いすに移乗する
寝たきり	C	1 日中ベッド上で過ごし、排せつ、食事、着替えにおいて介助を要する
	C1	自力で寝返りをうつ
	C2	自力では寝返りもうてない

付属資料

要介護等認定等に
係わる状態像



付属資料



介護保険サービスの概要



福智町



豊前市

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス
- 居宅介護支援

介護給付サービス：要介護認定者（要介護1～要介護5の認定を受けた方）が利用できるサービス
 予防給付サービス：要支援認定者（要支援1・2の認定を受けた方）が利用できるサービス

■ 居宅サービス

	介護給付サービス	予防給付サービス
訪問介護	【訪問介護】 ヘルパー（訪問介護員）が利用者宅を訪問し、食事・排せつ・入浴等の身体介護や、調理・洗濯・掃除等の生活援助を行います。	要支援認定者では利用できません。 ※「介護予防訪問介護」は、平成29年度以降は地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に完全移行しました。
訪問入浴介護	【訪問入浴介護】 介護用浴槽を利用者宅に運び、入浴の援助を行います。	【介護予防訪問入浴介護】 介護予防を目的として、介護用浴槽を利用者宅に運び、入浴の援助を行います。
訪問看護	【訪問看護】 看護師等が利用者宅を訪問し、医師の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。	【介護予防訪問看護】 介護予防を目的として、看護師等が利用者宅を訪問し、一定期間にわたり、医師の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション	【訪問リハビリテーション】 理学療法士や作業療法士等が利用者宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、理学療法や作業療法を行います。	【介護予防訪問リハビリテーション】 介護予防を目的として、理学療法士や作業療法士等が利用者宅を訪問し、心身機能の維持回復を図り日常生活の自立を支援するために、一定期間にわたり、理学療法や作業療法を行います。
居宅療養管理指導	【居宅療養管理指導】 医師や歯科医師等が利用者宅を訪問し、療養上の指導や助言を行います。	【介護予防居宅療養管理指導】 介護予防を目的として、医師や歯科医師等が利用者宅を訪問し、一定期間にわたり、療養上の指導や助言を行います。
通所介護 （デイサービス）	【通所介護】 デイサービスセンター等において、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	要支援認定者では利用できません。 ※「介護予防通所介護」は、平成29年度以降は地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）に完全移行しました。
通所リハビリテーション （デイケア）	【通所リハビリテーション】 介護老人保健施設や医療施設等において、心身機能の維持回復や自立支援のためのリハビリテーションを行います。	【介護予防通所リハビリテーション】 介護予防を目的として、介護老人保健施設や医療施設等において、一定期間にわたり、心身機能の維持回復や自立支援のためのリハビリテーションを行います。
短期入所生活介護 （ショートステイ）	【短期入所生活介護】 特別養護老人ホーム等に一時的に入所し、食事・排せつ・入浴等の介護を行います。	【介護予防短期入所生活介護】 介護予防を目的として、特別養護老人ホーム等に一時的に入所し、食事・排せつ・入浴等の支援を行います。

	介護給付サービス	予防給付サービス
短期入所療養介護 (ショートステイ)	【短期入所療養介護】 老人保健施設や医療施設等に一時的に入所し、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	【介護予防短期入所療養介護】 介護予防を目的として、老人保健施設や医療施設等に一時的に入所し、食事・排せつ・入浴等の支援や機能訓練を行います。
特定施設入居者生活介護	【特定施設入居者生活介護】 特定施設の入居者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練、療養上の世話を、施設が提供します。	【介護予防特定施設入居者生活介護】 介護予防を目的として、特定施設の入居者を対象に、食事・排せつ・入浴等の支援や機能訓練、療養上の世話を、施設が提供します。
福祉用具貸与	【福祉用具貸与】 日常生活の自立支援を目的とした福祉用具※を貸与します。 ※対象となる福祉用具（13種）：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト、自動排せつ処理装置	【介護予防福祉用具貸与】 介護予防を目的とした福祉用具※を貸与します。 ※対象となる福祉用具（4種）：手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ ※例外的に対象となる福祉用具（9種）：車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト、自動排せつ処理装置（別に告示に定める範囲の要支援者については貸与可能）
特定福祉用具購入	【特定福祉用具購入】 日常生活の自立支援を目的とした福祉用具※を購入した場合に、保険が適用されます。 ※対象となる福祉用具（5種）：腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトのつり具の部分	【介護予防特定福祉用具購入】 介護予防を目的とした福祉用具※を購入した場合に、保険が適用されます。 ※対象となる福祉用具は、新たな基準が設けられる場合があります。
住宅改修	【住宅改修】 日常生活の自立支援を目的とした住宅改修※を行った場合に、保険が適用されます。 ※対象となる住宅改修：手すりの取付け、床段差の解消、すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え、及びこれらに付帯して必要となる住宅改修	【介護予防住宅改修】 介護予防を目的とした住宅改修※を行った場合に、保険が適用されます。 ※対象となる住宅改修は、新たな基準が設けられる場合があります。

■地域密着型サービス

地域密着型サービスは広域連合（保険者）が指定する介護サービスです。

	介護給付サービス	予防給付サービス
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	【定期巡回・随時対応型訪問介護看護】 日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に、またそれぞれが密接に連携しながら短時間の定期巡回と随時対応を組み合わせた日常生活上の支援や看護師等による療養上の世話等を行います。	要支援認定者では利用できません。
夜間対応型 訪問介護	【夜間対応型訪問介護】 夜間にヘルパー（訪問介護員）が利用者宅を訪問し、排せつ等の介護を行います。定期的に巡回して訪問する巡回訪問介護と、通報により訪問する臨時対応訪問介護があります。	要支援認定者では利用できません。
認知症対応型 通所介護	【認知症対応型通所介護】 認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等において、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	【介護予防認知症対応型通所介護】 認知症の利用者を対象に、デイサービスセンター等において、一定期間にわたり、食事・排せつ・入浴等の支援や機能訓練を行います。
小規模多機能型 居宅介護	【小規模多機能型居宅介護】 利用者の様態や希望に応じて、通い（デイサービス）・訪問（ホームヘルプサービス）・泊まり（ショートステイ）を組み合わせ、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	【介護予防小規模多機能型居宅介護】 介護予防を目的として、利用者の様態や希望に応じて、通い（デイサービス）・訪問（ホームヘルプサービス）・泊まり（ショートステイ）を組み合わせ、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。
認知症対応型 共同生活介護 （グループホーム）	【認知症対応型共同生活介護】 認知症の利用者を対象に、共同生活をしながら、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	【介護予防認知症対応型共同生活介護】 介護予防を目的として、認知症の利用者を対象に、共同生活をしながら、食事・排せつ・入浴等の支援や機能訓練を行います。 要支援1の認定者では利用できません。
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	【地域密着型特定施設入居者生活介護】 定員29人以下の有料老人ホーム等の入居者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練、療養上の世話を、施設が提供します。	要支援認定者では利用できません。
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 定員29人以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練、療養上の世話を、施設が提供します。	要支援認定者では利用できません。

	介護給付サービス	予防給付サービス
看護小規模 多機能型居宅介護	【看護小規模多機能型居宅介護】 小規模多機能型居宅介護と訪問看護を 組み合わせて提供します。	要支援認定者では利用できません。
地域密着型通所 介護	【地域密着型通所介護】 定員18人以下のデイサービスセン ター等において、食事・排せつ・入 浴等の介護や機能訓練を行います。	要支援認定者では利用できません。

■施設サービス

介護療養型医療施設は令和5年度末までに他施設に転換予定です。

	介護給付サービス	予防給付サービス
介護老人福祉施設	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の入所者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練を行います。	要支援認定者では利用できません。
介護老人保健施設	介護老人保健施設の入所者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練、療養上の世話をを行います。	要支援認定者では利用できません。
介護医療院	「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、平成30年度から創設された新たな施設です。介護医療院の入所者を対象に、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の医療及び日常生活上の世話をを行います。	要支援認定者では利用できません。
介護療養型医療施設	介護療養型医療施設の入所者を対象に、食事・排せつ・入浴等の介護や機能訓練、療養上の世話をを行います。	要支援認定者では利用できません。

■居宅介護支援

居宅介護支援は広域連合（保険者）が指定する介護サービスです。

	介護給付サービス	予防給付サービス
居宅介護支援 （ケアマネジメント）	【居宅介護支援】 居宅で介護サービスを利用するために、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、事業者との利用調整等を行います。利用者の負担はありません。	【介護予防支援】 居宅で介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）を利用するために、サービス計画（ケアプラン）の作成、事業者との利用調整等を行います。利用者の負担はありません。

付属資料



介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査における 項目評価方法



水巻町



宮若市

■生活機能等の評価・判定方法

1. からだを動かすことについて
2. 食べることについて
3. 毎日の生活について
4. 健康について

生活機能等の評価・判定方法

「高齢者生活アンケート」の分析は、国の「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査実施の手引き」（2016年9月30日版）における分析手法を参考に行いました。

1 からだを動かすことについて

【運動器】

高齢者の運動器の機能に関してリスク判定を行う。下表の5つの設問のうち、網掛け部分に3問（点）以上該当した場合、運動器の機能低下と判定される。

問番号	内容	回答
問 2	(1) 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない（1点）
	(2) 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない（1点）
	(3) 15分位続けて歩いていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない（1点）
	(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	1 何度もある（1点） 2 1度ある（1点） 3 ない
	(5) 転倒に対する不安は大きいですか	1 とても不安である（1点） 2 やや不安である（1点） 3 あまり不安でない 4 不安でない

【転倒】

高齢者の転倒経験から転倒リスクの判定を行う。以下の設問のうち、網掛け部分に該当した場合、転倒リスクのある高齢者と判定される。

問番号	内容	回答
問 2	(4) 過去1年間に転んだ経験がありますか	1 何度もある 2 1度ある 3 ない

【閉じこもり傾向】

高齢者の外出状況から閉じこもりリスクの判定を行う。以下の設問のうち、網掛け部分に該当した場合、閉じこもり傾向のある高齢者と判定される。

問番号	内容	回答
問 2	(6) 週に1回以上は外出していますか	1 ほとんど外出しない 2 週1回 3 週2～4回 4 週5回以上

2 食べることにについて

【低栄養】

高齢者の身長・体重から、BMIを算出し、低栄養のリスク判定を行う。BMIが18.5以下、かつ、この半年間で体重減少があった場合、低栄養状態と判定される。

問番号	内容	回答
問 3	(1) 身長・体重 体重 (kg) ÷ {身長 (m) × 身長 (m)}	≤ 18.5
	(7) 6 か月間で 2 ～ 3 kg 以上の体重減少がありましたか	1 はい 2 いいえ

【口腔機能】

高齢者の口腔機能に関してリスク判定を行う。下表の3つの設問のうち、網掛け部分に2問（点）以上該当した場合、口腔機能の低下と判定される。

問番号	内容	回答
問 3	(2) 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい（1点） 2 いいえ
	(3) お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい（1点） 2 いいえ
	(4) 口の渇きが気になりますか	1 はい（1点） 2 いいえ



3 毎日の生活について

【認知機能】

認知機能の低下を把握する。以下の設問のうち、網掛け部分に該当した場合、認知機能の低下が疑われる高齢者と判定される。

問番号	内容	回答
問 4	(1) 物忘れが多いと感じますか	1 はい 2 いいえ

【手段的自立度（IADL）】

IADLは、日常生活を送る上で必要な動作のうち、買物や食事の用意等の家事全般や、外出して乗り物に乗ること、金銭管理等の動作を指し、項目ごとの自立度で評価する。

本調査では、各項目を点数化し、その合計で自立度が「高い（5点）」、「やや低い（4点）」、「低い（3点以下）」と分類し集計を行っている。

このうち、「やや低い（4点）」または「低い（3点以下）」に該当した場合、手段的自立度（IADL）の低下者（4点以下）と判定する。

問番号	内容	回答	点数化
問 4	(4) バスや電車を使って1人で外出していますか (自家用車でも可)	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない	1点 1点 0点
	(5) 自分で食品・日用品の買物をしていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない	1点 1点 0点
	(6) 自分で食事の用意をしていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない	1点 1点 0点
	(7) 自分で請求書の支払をしていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない	1点 1点 0点
	(8) 自分で預貯金の出し入れをしていますか	1 できるし、している 2 できるけどしていない 3 できない	1点 1点 0点

付
属
資
料

介護予防・日常生活
圏域
ニーズ調査における
項目評価方法

4 健康について

【うつ傾向】

高齢者のうつ傾向に関して、リスク判定を行う。下表の2つの設問のうち、網掛け部分に1問（点）以上該当した場合、うつ傾向の高齢者と判定される。

問番号	内容	回答
問 7	(3) この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったりすることがありましたか	1 はい（1点） 2 いいえ
	(4) この1か月間、どうしても物事に対して興味がわかない、あるいは心から楽しめない感じがよくありましたか	1 はい（1点） 2 いいえ



付属資料



用語の解説(50音順)



柳川市



吉富町

付属資料 用語の解説（50音順）

【ア行】

一般高齢者

要介護認定等を受けておらず、心身の機能に特に問題を抱えていない、元気な高齢者のこと。

【カ行】

介護給付

要介護状態（要介護1～5）にある被保険者への給付。予防給付と異なり施設サービスが受けられる。

介護認定審査会

介護保険実施地域内において、保健・医療・福祉の専門家で構成された委員（概ね5人）により、介護認定審査会運営要綱の審査判定基準に従って、介護の要否及びその程度について審査及び判定（2次判定）を行う。判定には、訪問調査等の調査項目（74項目）によるコンピュータソフト（1次判定ソフト）の判定結果である1次判定と、主治医の意見書及び訪問調査員の調査項目の補足、並びに、より具体的な状態等の特記事項とし、これらの3資料に基づき2次判定を行う。審査委員はこの判定と併せて意見や提言、又は介護指導等を行うことができる。

介護報酬

指定介護サービス事業者が、要介護等認定者に介護保険制度におけるサービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬。

介護保険施設

介護保険法に規定されている介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設のこと。介護医療院は平成30年度から創設された新たな介護保険施設。

介護支援専門員

介護支援専門員とは、ケアマネジメントの機能を担う専門家のことで、要介護等認定者や家族の相談に応じ、要介護等認定者とその心身の状況等に応じて適切なサービスを利用できるよう、市町村・介護サービス事業者・介護保険施設等との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

介護予防ケアマネジメント

予防給付のケアマネジメント（要支援認定者が対象）と、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント（事業対象者が対象）を指す。市町村が責任主体となり、地域包括支援センターの保健師や主任介護支援専門員が主に対応する。要支援状態となることの防止と、要支援認定者の要介護状態への悪化防止の一体的対応が行われる。

介護予防・日常生活支援総合事業

要支援認定者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」とすべての高齢者に対して介護予防の啓発等を行う「一般介護予防事業」で構成されている。⇒第8章第2節参照。

介護離職

就労者が家族の介護のために仕事を辞めること。企業の中核を担う働き盛り世代等の介護離職を防止するため、国において「介護離職ゼロ」に向けた取組が推進されており、第8期介護保険事業計画に関する基本指針においても、介護離職ゼロに向けた、介護をしながら仕事を続けることができるようなサービス基盤の整備がポイントの一つとなっている。

基本チェックリスト

運動器や口腔、栄養、認知症等に関する25項目の簡単な質問から、高齢者の心身の状態を把握するために国が作成したチェックリストのこと。

居宅

在宅と同義語。介護保険法では居宅が法律用語となる。

ケアプラン（介護サービス計画）

要介護等認定者が介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境等を勘案し、サービスの種類、内容、担当者等を定めた計画。在宅の場合は「居宅サービス計画」、施設の場合は「施設サービス計画」。居宅サービス計画は利用者個人が作成することもできるが、指定居宅介護支援事業者に依頼することもできる。要支援者の場合は介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）、要介護者の場合は居宅介護支援と呼ばれる。

ケアマネジメント

ケアマネジメントとは、要介護等認定者に対し、個々のニーズや状態に則して保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるサービス体系を確立するための機能をいう。

高額医療合算介護サービス費等給付

世帯で1年間に支払った医療費の自己負担額と介護サービス利用の自己負担額の合計が、負担限度額を超えた場合に、差額を支給する制度。

高額介護サービス費等給付

世帯で1か月に支払った介護サービス利用の自己負担額の合計が、所得段階に応じて定められた負担限度額を超えた場合に、差額を支給する制度。

後期高齢者

65歳以上の高齢者のうち、75歳以上の高齢者をいう。

高齢化率

総人口に占める高齢者人口（65歳以上人口）の割合。

高齢化の進行度については、高齢化率により以下のように分類される。

高齢化率	7～14%	未満：高齢化社会
同	14～21%	未満：高齢社会
同	21%以上	：超高齢社会

高齢者

65歳以上の方をいう。介護保険制度では、この「高齢者」が第1号被保険者となる。

高齢夫婦世帯

国勢調査の高齢夫婦世帯とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦一組のみの一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

コーホート変化率法

人口推計の1つの手法で移動率や生残率、出生率を考慮して推計する。コーホート（Co・Hort）は、統計因子を共有する集団という意味。

【サ行】

財政安定化基金

見込みを上回る給付費増や保険料収納不足により、市町村の介護保険特別会計に赤字が出ることとなった場合に、一般財源から財政補填をする必要のないように、市町村に対して資金の交付・貸付を行うため都道府県が設置する。原資は、国・都道府県・市町村（保険料）が1/3ずつを負担。

社会福祉士

専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障がいがあること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある方の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う国家資格上の職。

縦覧点検

介護保険給付適正化のために行う介護保険請求状況の点検方法の一つであり、複数月、または複数サービスにわたって事業者間の請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を行う。

手段的自立度

IADLを参照。

審査支払手数料

介護保険の給付に関わる審査等を行う国民健康保険団体連合会に対して支払う手数料のこと。

成年後見制度

家庭裁判所が選任した成年後見人が、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方の財産管理、身上監護等を本人に代わって行う制度。今後のさらなる高齢化を見据え、「成年後見制度利用促進法」（平成28年5月施行）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年閣議決定）等により利用促進が図られることとなった。

前期高齢者

65歳以上の高齢者のうち、65歳以上75歳未満の高齢者をいう。

【タ行】

第1号被保険者

65歳以上の方をいう。要支援・要介護と認定されれば給付を受けられる。

第2号被保険者

40歳以上65歳未満の人で医療保険加入者をいう。加齢に伴う疾病(特定疾病)により、要支援・要介護と認定された場合に限り給付を受けられる。

団塊ジュニア世代

昭和46(1971)～昭和49(1974)年頃の第2次ベビーブーム時代に生まれた世代。団塊の世代に次いで世代人口が多い。

団塊の世代

昭和22(1947)～24(1949)年頃の第1次ベビーブーム時代に生まれた世代。出生数は約810万人と推定され、前後の世代に比べて2～3割程度人口が多い。

ターミナル

ターミナルとは人生の最期の時期(終末期)を指し、ターミナルケアとは終末期に行われる医療・看護・介護のこと。⇒看取り

地域支援事業

被保険者が要介護等状態となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談・支援体制や多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために保険者(市町村)が行う事業のこと。⇒第8章第1節参照。

地域包括ケアシステム

高齢者が要介護等状態になっても可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、「介護」「予防」「生活支援」「医療」「住まい」の5つの視点での取組を、切れ目なく、有機的かつ一体的に行う取組のこと。

地域包括支援センター

地域における高齢者の生活を支援する中核機関として平成18年度に創設された。地域支援事業の包括的支援事業として①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行う。

地域密着型サービス

要介護等認定者が住み慣れた地域での生活を継続するために日常生活圏単位での基盤整備が推奨されているサービス。保険者(市町村)がサービス事業者の指定監督権限を有し、一定の範囲内で指定及び報酬の変更を行うこともできる。また、利用者は原則として当該市町村の被保険者に限られる。以下の9種類のサービスがある。①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③認知症対応型通所介護、④小規模多機能型居宅介護、⑤認知症対応型共同生活介護、⑥地域密着型特定施設入居者生活介護、⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑧看護小規模多機能型居宅介護、⑨地域密着型通所介護。

調整交付金

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで給付費の5%相当分を国が市町村に交付する交付金のこと。第1号被保険者のうち75歳以上である者の割合(後期高齢者加入割合)及び所得段階別被保険者割合の全国平均との格差により生ずる保険料基準額の格差調整のために交付される(普通調整交付金)。

なお、後期高齢者加入割合については、特に年齢が高い高齢者の分布をきめ細かく反映させるため、交付基準の年齢区分が従来の2区分(65～74歳及び75歳以上)から、3区分(65～74歳、75歳～84歳及び85歳以上)に細分化されることとなった。激変緩和措置として、平成30年度から平成32年度(令和2年度)までは、従来の2区分と、見直し後の3区分を2分の1ずつ組み合わせることとされた。

特定疾病

老化が原因とされる16種類の病気。第2号被保険者の場合は、この特定疾病が原因で介護が必要な状態と認定された場合には、介護サービスの利用が可能。①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）、②関節リウマチ、③筋萎縮性側索硬化症、④後縦靱帯骨化症、⑤骨折を伴う骨粗鬆症、⑥初老期における認知症、⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病【パーキンソン病関連疾患】、⑧脊髄小脳変性症、⑨脊柱管狭窄症、⑩早老症、⑪多系統萎縮症、⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症、⑬脳血管疾患、⑭閉塞性動脈硬化症、⑮慢性閉塞性肺疾患、⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症。

特定入所者介護サービス費等給付

介護保険施設サービス等に関する食費・居住費の利用者負担の軽減を図るために、所得段階に応じて定められた食費・居住費の負担限度額を超えた場合に、差額分を支給する制度。

【ナ行】

日常生活圏域

地域支援事業や地域密着型サービスを提供する際の整備単位。保険者が、地理的条件・人口・住民の生活体系・学校区・地域づくり活動単位等の地域特性を踏まえて設定する。

認知症

脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力等の障がいがおこり、普通の社会生活が送れなくなった状態のこと。

認定率（出現率）

高齢者に占める要介護等認定者の割合。出現率ともいう。介護保険の利用者と負担者の割合を示すもので、この比率が高いと保険料が高くなる。この比率が一定でも要介護度別の利用分布、利用意向、施設・居宅サービスの利用比率の違いにより、保険料は更に変わってくる。

【ハ行】

パブリックコメント

国や地方自治体等の公的機関が計画策定等を行うときに、あらかじめその案を公表し、関係者から広く意見等を求める手続き。意見募集、意見公募手続。

【マ行】

看取り

近い将来、死が避けられないとされた人に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに、人生の最期まで尊厳ある生活を支援すること。⇒ターミナル

【ヤ行】

要介護

要介護状態とは、身体上または精神上の障がいがあるために、食事、排せつ、入浴等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態のことで、その状態の程度に応じて軽い順に「要介護1」～「要介護5」の5段階に分けられる。要介護認定者は介護給付サービスの対象となる。

要介護等認定者

要介護認定者及び要支援認定者をいう。

要介護度

保険者（市町村）が行う要介護等認定により、軽い順に「要支援1」「要支援2」、「要介護1」「要介護2」「要介護3」「要介護4」「要介護5」の7段階に分けられる。そのうち「要支援1」～「要支援2」は予防給付サービスと介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）、「要介護1」～「要介護5」は介護給付サービスが利用できる。

要介護認定・要支援認定

申請のあった被保険者の要介護・要支援状態区分について保険者（市町村）がその認定を行うこと。心身の状況等に関する1次調査の結果と、疾病や負傷の状況に関する主治医意見書に基づき、介護認定審査会において審査判定が行われ、その結果に従い市町村が要介護認定・要支援認定を行う。介護保険制度では、要介護認定者または要支援認定者と認定された場合に介護保険サービスを受けることができる。申請ができるのは第1号被保険者で要介護・要支援状態に該当と思われる方、及び第2号被保険者で特定疾病により要介護等状態に該当すると思われる方。

要支援

要支援状態とは、身体上もしくは精神上の障がいがあるために食事、排せつ、入浴等の日常生活における基本的な動作の全部もしくは一部について、一定の期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減もしくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれる状態、または身体上もしくは精神上の障がいがあるために一定の期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態のことで、その状態の程度に応じて軽い順に「要支援1」～「要支援2」の2段階に分けられる。要支援認定者は介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）と予防給付サービスの対象となる。

予防給付

要支援状態（要支援1～2）にある被保険者への給付。介護給付と異なり施設サービスや一部の地域密着型サービスが受けられない。

【英字】

IADL

家事（炊事、洗濯、掃除等）、買い物、金銭管理、公共交通機関の利用等、ADL（日常生活動作＝食事、排せつ、更衣、整容、起居、移動等の基本動作能力）より知的判断を要する動作の能力を指す。認知症の進行とともに低下がみられる。IADLはInstrumental Activity of Daily Livingの略で、手段的日常生活動作という意味。

NPO

Non-Profit Organization 又は Not-for-Profit Organization の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

このうち、「特定非営利活動促進法」に基づき法人格を取得した団体を「特定非営利活動法人（NPO法人）」と言う。

福岡県介護保険広域連合 第8期介護保険事業計画

令和3年4月発行

福岡県介護保険広域連合

〒812-0044
福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3階
Tel 092-981-9076
Fax 092-641-2432
<http://www.fukuoka-kaigo.jp>



福岡県介護保険広域連合

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



福岡県介護保険広域連合行政資料

分類記号
BB

登録年度	3
登録番号	1